

第一類 第十一号
衆議院環境委員会

平成十三年四月三日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 五島 正規君

理事 伊藤 達也君

理事 柳本 卓治君

理事 小林 守君

理事 青山 二三君

理事 植竹 繁雄君

岡下 信子君

小泉 龍司君

下村 博文君

鶴山 邦夫君

平井 卓也君

奥田 建君

佐藤謙一郎君

長浜 博行君

田端 正広君

阿部 知子君

原 陽子君

川口 順子君

農林水産副大臣

環境大臣政務官

政府参考人
(厚生労働省医薬局食品保健部長)

環境大臣

政府参考人
(農林水産省大臣官房審議官)

環境副大臣

政府参考人
(農林水産省生産局畜産部長)

農林水産省農村振興局次長

政府参考人
(農林水産省農村振興局次長)

佐藤 勝君

佐藤 準君

(政府参考人
(経済産業省製造産業局長) 岡本 厳君
(政府参考人
(経済産業省製造産業局次) 増田 優君
(政府参考人
(資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官) 広瀬 研吉君
(政府参考人
(環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部長) 岡澤 和好君(政府参考人
(環境省総合環境政策局長) 中川 雅治君
(政府参考人
(環境省総合環境政策局環境保健部長) 岩尾總一郎君
(参考人
(独立行政法人国立環境研究所統括研究官森田昌敏君、独立行政法人国立環境研究所循環型社会形成推進・廃棄物研究センター長酒井伸一君、横浜国立大学環境情報研究院教授浦野紘平君、淑徳短期大学非常勤講師村田徳治君、以上四名の方に御出席いたしました。

○五島委員長 これより会議を開きます。内閣提出、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案(内閣提出第三七号)環境事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

出第三八号)

○森田参考人 国立環境研究所の森田でございます。P.C.B.の処理対策につきまして、少し私の考

えておりますことを述べさせていただきます。

お手元に二枚紙の、非常に簡単なポイントだけ

を書いた紙を用意しておりますが、これに従いましてお話をさせていただきます。

P.C.B.対策につきましては、その必要性という

のは既に三十年前から指摘され続けておりまし

て、しかしながら、なかなか進まなかつた背景がござります。その一方で、P.C.B.に対する人々の

感じ方も随分変わつてきておりますので、そのよ

うな感じ方の推移、そして対策技術がなかなか進

まなかつた原因、そういう部分について解析を

しているところを述べさせていただきたいと思

います。

両案審査のため、本日、参考人として、独立行

政法人国立環境研究所統括研究官森田昌敏君、獨

行政法人国立環境研究所循環型社会形成推進・廃棄物研究センター長酒井伸一君、横浜国立大学

環境情報研究院教授浦野紘平君、淑徳短期大学非

常勤講師村田徳治君、以上四名の方に御出席いた

いたしております。

この際、参考人の皆様に一言ございさつを申し

上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席を

いただきまして、まことにありがとうございます。

参考人の皆様におかれましては、それぞれの

お立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただ

き、審査の参考にしてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議事の順序でござりますが、森田参考

人、酒井参考人、浦野参考人、村田参考人の順

その後、委員からの質疑に対してもお答えをいた

きたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際は

委員長の許可を得ることになつております。それでは、森田参考人にお願いいたします。

○森田参考人 国立環境研究所の森田でございま

す。P.C.B.の処理対策につきまして、少し私の考

えておりますことを述べさせていただきます。

お手元に二枚紙の、非常に簡単なポイントだけ

を書いた紙を用意しておりますが、これに従いましてお話をさせていただきます。

P.C.B.対策につきましては、その必要性という

のは既に三十年前から指摘され続けておりまし

て、しかしながら、なかなか進まなかつた背景がござります。その一方で、P.C.B.に対する人々の

感じ方も随分変わつてきておりますので、そのよ

うな感じ方の推移、そして対策技術がなかなか進

まなかつた原因、そういう部分について解析を

しているところを述べさせていただきたいと思

います。

P.C.B.の有害性については、過去四十年間の間

に随分さま変わりしてまいりました。そのような

さま変わりといつたものが、例えば法律に組み込

まれるときのそれぞれの時点において最適であつ

たとしても、振り返つてみると、また違った様子

になつてゐるということがしばしば起つております。

まず、一九六〇年代、この時期におきまして

は、P.C.B.は無毒で安全な物質で、非常に便利な

化学物質であるというふうに考えられておりまし

た。したがつて生産は順調に伸びております。

日本では鎌淵化学というのが一番大きな製造者であ

りますが、あわせて、アメリカのモンサント社と

三菱化学との合併で三菱モンサントという会社が

日本でも生産を始めておりまして、六〇年代は、

非常によい物質というふうに考えられていたとこ

とあります。

一九六八年に至りましたて、これが暗転いたしました。きっかけになりましたのは、ダークオイル事件あるいはカネミ油症事件と呼ばれる、ライスオイル、米ぬか油の製造工程においてP.C.B.が混入し、それが鳥肉のえさになる。あるいは人がそれを食することによって起った中毒事件であります。これを契機にいたしまして、P.C.B.は危険なものではないかという疑いが持たれ始めました。一九七〇年代の初めの、例えば七〇年の公害国会を初めてする環境問題の高揚とともに、P.C.B.はやや危険な物質という認識で対策が打たれ始めます。

例えば一九七一年に回収保管といったこと、あるいは新たな使用の中止が行われておりますが、しかし、このときにもなおかつ、かつて安全に使つておつたという記憶が残つておりますが、結果として継続的な使用が非開放的なものについて認められています。

例えばトランプというものは、それが直ちに環境中に漏れてくるわけではないのであるから、したがつてまだしばらく使ってよいのではないかといふふうな扱い方であります。また、新幹線のように高性能のトランプが必要なものというものは、P.C.B.はなくてはならないものであるという認識もあり、この時点でしばらくは使い続けるということが起つております。

しかしながら、使われたP.C.B.はやがて環境中に漏れ、そして、それがたとえ希釈されて出されたとしても、魚などに蓄積し、再び人間に舞い戻つてくる。わずかに出でていったものがいわばブームランのよう人に戻ってきて、かつまた、蓄積されたP.C.B.が人に害をなすのではないか、そういう心配があるということもありまして、一九七三年に化審法が制定されています。

これと関連いたしまして、その後、水質汚濁防止法等の環境規制法の中にP.C.B.が少しずつ織り込まれていきました、排出抑制対策がとられてきています。

なお、一九七八年に台湾で、カネミ油症と全く

同じ症状の台湾油症というものが発生しております。しかし、十年後に全く同じ悲劇が繰り返されたとします。

う状況になつています。

一九七〇年代後半から八〇年代にかけまして、環境問題はほぼ終息したのではないかという時期

がありまして、やがてP.C.B.の問題も少しづつ記憶から弱まっていったところがありますけれども、しかしながら、保管されていたP.C.B.は、一体どうするんだろうかということが課題になつてお

りまして、八〇年代、この保管されているP.C.B.の処理といったものについて議論がなされ、かつた。それを何とか消してしまつという動きが出

始めております。それで、幾つかの努力がなされました。

成功いたしましたのは高砂市におけるP.C.B.の焼却であります。ここにありました五千五百トンのP.C.B.が焼却され、そして処分されております。今思ひますと、これは非常に適切なアプローチであります。この焼却は一九八八年か九年に

終了しておりますが、実は、その七年後に兵庫県南部大地震が起つております。それではほかの

ギージュウの鶏肉の生産、さらにそれはほかの食肉へも波及いたしまして、ベルギーは、全体として数千億円のロスを出したというふうに言われております。ダイオキシンと関連した形で極めてセシティイブに市民が心配をし、それがヨーロッパ

全体に波及したという事例であります。

このようないきなりの全体の流れの中で、一刻も早くP.C.B.処理を怠る必要があるというのが現況であります。

当時、地震等によつて、ためられておりました

P.C.B.が漏れたときには非常に甚大な災害になる

ということが懸念されておつたのですが、幸いにして、そのときにはもう既に消えておつたとい

ります。

播れております。

当時、地震等によつて、ためられておりました

P.C.B.が漏れたときには非常に甚大な災害になる

ということが懸念されておつたのですが、幸いにして、そのときにはもう既に消えておつたとい

ります。

しかしながら、そのほかにたまつております

少量の、個別に入つておりますトランプその他の

ものにつきましては、そのまま保管された状態が

続いておりまして、それをどうしようかという

が現在の課題になつてきております。

なお、一九八〇年代を終え一九九〇年代に入り

まして、さらにP.C.B.に対する毒性の観点が高

まつてしております。それは、一九九〇年代に猿

の実験などが出てまいりまして、あるいはまた、

ダイオキシンの問題が非常に広範囲に課題になつ

てきた過程におきまして、P.C.B.の毒性が再評価

されております。その過程で、P.C.B.という

う認識が徐々に出ておりました。

この極端な一つの例といたしまして、一九九九

年にベルギーで鶏の肉の汚染が発生いたしました

た。これは恐らく、多分、小さなトランプ一個ぐ

らいのP.C.B.が鶏の飼料の原料に混入したとい

うことでありますけれども、その結果として、ベル

ギージュウの鶏肉の生産、さらにそれはほかの食

肉へも波及いたしまして、ベルギーは、全体とし

て数千億円のロスを出したというふうに言われて

おります。ダイオキシンと関連した形で極めてセ

シティイブに市民が心配をし、それがヨーロッパ

全体に波及したという事例であります。

このようないきなりの全体の流れの中で、一刻も早くP.C.B.処理を怠る必要があるというのが現況であります。

次ページをめくついていただきますと、それで

は、P.C.B.処理は一体なぜそんなに難しかつたのかということを復習したいと思います。

P.C.B.の処理の重要性は、世界の多くの国でも

ことであります。もし仮にそこにありました五千

トン余りのP.C.B.が漏れていたならば、恐らく瀬戸内海は全く使い物にならない、そここの水産業は

絶命するということが起こつていただということでありますが、何事もなくうまくいったということであります。

しかしながら、そのほかにたまつております

少量の、個別に入つておりますトランプその他の

ものにつきましては、そのまま保管された状態が

続いておりまして、それをどうしようかという

が現在の課題になつてきております。

なお、一九八〇年代を終え一九九〇年代に入り

まして、さらにP.C.B.に対する毒性の観点が高

ますが、その担当者は、セメントキルンで焼くのが一番よさそうである、しかしながら、セメント工場に持つてくるあるいはその工場周辺の住民が余り同意をしてくれないので、そこで焼くことは難しいのだという話をしておりました。

恐らく、P.C.B.の処理で最も安価で最も効率のよい方法は焼却処分で、そのうちの一つとして

ロータリーキルン、セメントキルンを含めたそ

いつたものもあるだろうということは、もう一九

八〇年代の初めからみんなが考えていました

ります。しかしながら、それは先ほど言いました

ような幾つかの条件で、特に住民の納得がいく形にならなかつたということが一番大きな問題であります。

そしてその問題がさらに、徐々に形を変えてあらわれてくるのがダイオキシンの問題であります。

もまた一つの重要なアプローチになるということ

であります。

なお、全体として、国民全体のリスクを下げる、個別の、個人のリスクということもありますけれども、全体のリスクを下げるということがどうしても必要であります。そのような非常に効率のよいアプローチと、個々の市民を感じる個人的なリスクとの間の若干のギャップを埋めつつ展開する必要があるだろう。

それから、トップダウン型のアプローチというのは、一般的には効率がよくて最もすぐれているのは、周辺住民が好まないときもあるということもあります。そういう意味では、どこかに適切なコンセンサスを得ながら展開する必要があるということになります。

なお、この種のアプローチにおきまして今までずっと感じておきましたのは、国家ないしはそういった公的な関与なしにこの部分は進まないということ、そしてまた、P C B の多くが実は中小事業体、あるいは極端な場合には学校とかいったところに非常に分散して分布しているという構造であります。

このような分散して分布というのは、一見、自分の身の回りにないよう感じているのは間違いありません。どこにでもあるということが現況でありますので、それらのものをとにかく集めて処分をしなければいけない。特に中小事業者の持っているP C B というのは、数それから量におきましても分散しておりますし、また、現在の中 小事業者の経済的な苦しさみたいなことを肌で感じますと、そこには適切な誘導策なしには進まないだろうというふうに感じているところであります。

P C B の問題というのは、それを浴びたときに非常に不安を感じます。そういうときに極端な不安を与えないので、しかし確実に、円滑にP C B を消していく必要があるというのが私の認識であります。

以上です。

○五島委員長 ありがとうございます。

次に、酒井参考人にお願いいたします。

○酒井参考人 国立環境研究所の循環型社会形成推進・廃棄物研究センターを担当しております酒井でございます。

私自身は、廃棄物問題あるいは物質循環を工学的に研究する立場でございます。その立場から、きょうはP C B 处理に関する背景、そして處理技術の現状あるいはモニタリングの必要性等といった文脈でお話をさせていただければと思います。

お手元の資料の一ページ目の下の図でかいておりますイメージでございますが、これは私どもかねてより、二兎を追う者は一兎をも得ずという古いことわざ、これを、「二兎を追うときのみ教われ」とあります。そのため、昨今進められております循環型社会形成、これは資源・エネルギー問題であり、あるいは廃棄物問題であり、あるいは気候変動問題でありといふことから、今後の地球系の維持のためにはこの循環型社会形成は不可欠、こういう合意が得られてきたところでございますが、これに右側の、化学物質コントロールの視点をあわせて運用していくことが強く求められているのです。一方、その下のP C B と書いてある方に関しまして見て見た場合には、ダイオキシン類の方は意図的に生成したものではないということでバッ印を入れてございます。

一方、その下のP C B と書いてある方に関しましては、これは化学反応生成物として意図的に生成をしてきた、そして多様な用途、絶縁体であるとかカーボン紙等にこれは多く使つてきた、こゝに同時にコントロールしていかなければ、場合によれば、こういう化学物質をあえて循環、あるいは場合によつては、濃縮をして物を循環させてしまう懸念がある。そういう部分をいかに断つ

常に強く関連いたします。

先ほど、森田統括から御紹介がありましたベルギーの鶏肉のP C B 汚染問題というのは、これはまさに動物性脂肪を飼料として循環していた中でP C B 混入が起り、そしてその飼料から鶏肉あるいはほかの食肉も汚染をしていったという、ある意味では非常に悲しい事実でございます。こういったことで欧洲社会が二年前大きく揺れ動いた、そういう意味でございまして、そういうふた意味からもP C B 处理が求められるということは言えようかと思ひます。

次の二ページ日の上の図では、P C B とボリ塩化ダイオキシン類、いわゆるダイオキシンというものがよく関連づけて話がされます。毒性評価という意味で、ダイオキシン類は全部で二百十種類の異性体がございますが、その中の十七の異性体、そしてP C B の方は三百九種類の異性体がございまして、そのうちの十二種類の異性体、これを同時に毒性評価しよう、こういう題でありといふことから、今後の地球系の維持のためににはこの循環型社会形成は不可欠、こういう合意が得られてきたところでございますが、これ

でP C B がWHOで定められ、日本政府もそういう決定をしてきておりました。それでP C B の似ている側面があるとともに、この図で示しておりますのは、発生源として見た場合には、ダイオキシン類の方は意図的に生成したものではないということでバッ印を入れてございます。

ケベック極地に住まわれるイヌイット女性の母乳中のダイオキシン類、P C B 濃度と、低緯度地域の女性の方々の濃度を比較したものでございました。このグラフの中で、濃度の高い方がケベックのイヌイットの方々の女性の母乳中のP C B 濃度でございまして、低緯度地域の方々に比べて約三倍の濃度というふうになつております。

これは九〇年代初めにカナダの学者グループで報告された数字を引用させていただいているわけですがござりますけれども、こういうことになつてい

入つて以降、特にこの処理の要請が強まってきた背景といたしまして、この一番、一番のポイントが挙げられようかと思います。

一つは、我々が住んでいる一般の大気の環境、この大気環境をはかりましても、やはりP C B は一定レベルで検出はされます。これはまさにP C B の環境中の移動性によるものでございまして、そういう意味では、わずかながら揮散するといふますか、蒸気圧をもつて揮散するといふことで、移動性を持つ、そういうポイントがござい

ます。さらに、その移動性が、地球レベルで見ていくますと、極地に住まわれますイヌイット族の方々の女性の母乳中からもこのP C B は検出される。イヌイット御自身はP C B を使っていません。そのあたりは後段の資料の方に少し整理して書いてございますが、右下のページ数で参りますと六ページのところに図を含めてちょっとと示してございます。

ささらに、その移動性が、地球レベルで見ていくますと、極地に住まわれますイヌイット族の方々の女性の母乳中からもこのP C B は検出される。P C B の環境中の移動性によるものでございまして、そういう意味では、わずかながら揮散するといふますか、蒸気圧をもつて揮散するといふことで、移動性を持つ、そういうポイントがござい

ます。

三

森田統括のお話をございましたが、九〇年代に入つて以降、特にこの処理の要請が強まってきた背景といたしまして、この一番、一番のポイントが挙げられようかと思います。

一つは、我々が住んでいる一般の大気の環境、この大気環境をはかりましても、やはりP C B は一定レベルで検出はされます。これはまさにP C B の環境中の移動性によるものでございまして、そういう意味では、わずかながら揮散するといふますか、蒸気圧をもつて揮散するといふことで、移動性を持つ、そういうポイントがござい

ます。

い。このあたりのことで、みずから使われていないと、いヌイットの方々の体内濃度の方が高くなつて、いる、こういう事実、これが九〇年代に入つてわかつてまいりました。

四番目に書いてあります残留性有機汚染物質の国際条約、恐らく本年の五月にストックホルムで条約が成立する見通しでございますけれども、その中にこのP.C.B.が取り込まれ、そして国際条約に向けて国際社会が動いていることの大きな理由に向かって、こういう事実と一対ではつきり証明であります。

それと、こういう事実と一対ではつきり証明できるものではございませんが、衆議院の環境調査室でおつくりになられていますこの三十七号の資料でも御紹介されておりますけれども、国内の使用、保管中の高圧トランスあるいはコンデンサーの一つになつてございます。

それと、こういう事実と一対ではつきり証明できるものではございませんが、衆議院の環境調査室でおつくりになられていますこの三十七号の資料でも御紹介されておりますけれども、国内の使用、保管中の高圧トランスあるいはコンデンサー約三十八万五千台、このうち何と一万一千台が紛失・不明である、それが環境汚染源となつてゐる可能性は極めて高いと見るのがやはり妥当かと思ひます。そういう意味で、これと今のイヌイットの方々のP.C.B.汚染というものが、簡単に一対にこれは証明できるものではございませんけれども、その可能性を否定できるものでもございません。そういう意味で、これと今の方の容器に関しましては、この熱酸化分解から還元熱化学分解云々ということでおあります。そのあたりの整理を含めてここに、水熱酸化分解から還元熱化学分解云々といふことであります。

特に、この下の方の容器に関しましては、この分解の技術に関しては、今、日夜開発が推進されているというふうに理解してございますが、その下の除去、分離、洗浄技術、これをうまく組み合わせることでもつて、固体物に付着したP.C.B.等も、一たん分離、除去をし、そして、廃P.C.B.等と同じ処理技術が適用できる、そういう方向にあることはまず間違いないと見ていいかと思つております。

そういうことで、P.C.B.処理技術に関する現状を整理いたしますれば、廃P.C.B.、特にP.C.B.オイルに対します化学処理あるいは超臨界水酸化、このあたりの技術はほぼ実用レベルに達しているというふうに見ていいのではないかと理解してございます。

そしてまた、この高温燃焼分解といふのは、欧米では確立済みの技術として日夜使用されております。そういう意味では、P.C.B.が新たに廃棄になつてまいりますれば、高温燃焼分解で処理を進めているというのが歐州の実情でございます。

この中で十二種類のP.O.P.sが対象になつてござりますが、この中にP.C.B.が含まれてござります。そして、意図的な生産に対する製造、使用を禁止し、そして廃棄に至つたものに関しては、切に処理をしようという機運が高まつてきています。現在のドラフトでは、二〇二八年を目指します。そういう案が議論されているというふうに伺つてございます。

さて、そういう中で、P.C.B.の処理技術でござりますが、三ページの下の表に、廃P.C.B.等といふことで、主にP.C.B.を含む油とP.C.B.に汚染さ

れた固体物とに分けて、どういった方法がこれまで開発してきたかということを整理して一覧表にしてございます。

かつては、両者に挙がつております焼却という方法がやや有効であるという認識、これは今も変わらないということが先ほどの森田統括の御見解でございますが、それに加えて、最近いろいろな

処理、分解の技術というものが開発をされてきております。そのあたりの整理を含めてここに、水熱酸化分解から還元熱化学分解云々といふことであります。

そこで、この下の方の容器に関しましては、このP.C.B.とぜひこの段階で決別できるようシステムができると願つておられるものでございます。

その中で、先ほど少し立地時に関します困難性が、こういったものを使つてきました。非常に分離しにくい安定な化合物であるということで、極めて多種多様な用途に使われてきましたけれども、これが災いして、環境中でもあるいは体の中でも極めて安定で蓄積しやすい難分解な状態であります。

そこで、一部に、これが安定で

いた意味では、その技術を使うというシステム、すなわち一定の技術情報、あるいはモニタリングといいますか、その周辺の環境濃度等を含め

た情報公開を的確に図りながら、そしてそのデータを見て、そういう意味ではまた見直す勇気を持ち、そして議論の中で的確に処理を進めていくこと

いうことが最も肝要なことであろうかと認識してございます。

そこで、この下の方の容器に関しましては、この

分解の技術に関しては、今、日夜開発が推進されているというふうに理解してございますが、

その下の除去、分離、洗浄技術、これをうまく組み合わせることでもつて、固体物に付着したP.C.

次に、浦野参考人にお願いいたします。

○浦野参考人 横浜国立大学の浦野でございます。

浦野参考人 横浜国立大学の浦野でございます。

いましたけれども、簡単に復習させていただきま

す。

P.C.B.は、日本が約五%，世界じゅうが百二十

万トンぐらい製造したうちの六万トン弱を日本が

製造、場合によつては一部輸入もしております

が、こういったものを使つてきました。非常に分

解しにくい安定な化合物であるということで、極

めて多種多様な用途に使われてきましたけれど

も、これが災いして、環境中でもあるいは体の中

でも極めて安定で蓄積しやすい難分解な状態で

あります。

そこで、一部に、これが安定で

いた意味では、その技術を使うというシステム

、すなわち一定の技術情報、あるいはモニタリ

ングといいますか、その周辺の環境濃度等を含め

た情報公開を的確に図りながら、そしてそのデータを見て、そういう意味ではまた見直す勇気を持ち、そして議論の中で的確に処理を進めていくこと

いうことが最も肝要なことであるうかと認識して

ございます。

そこで、この下の方の容器に関しましては、この

分解の技術に関しては、今、日夜開発が推進

されています。

そこで、この下の方の容器に関しましては、この

分解の技術に関しては、今、日夜開発が推進

されています。

そこで、この下の方の容器に関しましては、この

分解の技術に関しては、今、日夜開発が推進

されています。

そこで、この下の方の容器に関しましては、この

分解の技術に関しては、今、日夜開発が推進

されています。

そこで、この下の方の容器に関しましては、この

分解の技術に関しては、今、日夜開発が推進

がある。P.C.B.の許容攝取量の方が改正されない今まであって、それに関連した基準も改正されていないという状況にあるのを、今後きっと毒性を評価して管理をしていく必要がある。それから、もう一つ重要なことは、P.C.B.は揮発性が少しございまして、取り扱い中に大気中に放出する、あるいは保管中にも大気中に出て、地球上全体を汚染、周辺ももちろんのことながら地球全体を汚染し、それが先ほど御紹介のあった北極域に特にたくさん集まってきて被害を与えるというようなことが言われておるわけです。

こういった特性があるP.C.B.が長い間保管をされてきたわけですから、旧厚生省が調査をしたのが、平成四年と十年に調査をされておるわけですけれども、アンケート等で問い合わせをしても七割ぐらいの企業が返つてこないという状況ですので、その後、最近P.C.B.問題が大きく取り上げられてから、大企業を初め米軍であるとか学校を含めて、私のところにもありますとか、こういうところにもありましたというのが次々に見つかっているという状況でございまして、中小事業者あるいは自衛隊なども含めて、本当に日本じゅうでどういうところで使用され保管されているのかというのは必ずしも十分把握されていないという状況にある。

しかも、例えば旧厚生省の調査で不明ないし紛失したと言われているものをダイオキシン換算すると、およそ百四十キログラム相当になります。百キロと言う方もおられるんですが、このぐらい。現在、旧環境庁が発表しているごみ焼却場等から出てくるダイオキシンの量は、年間三キロぐらいでございます。ということは、四十五年相当分がもう既にP.C.B.からダイオキシンが環境中に出てしまっている可能性がある。

あるいは、こういうP.C.B.機器を持つていてる事業者、建物を解体する場合、P.C.B.処理をすると大変だから、ビルごと全部壊して、ビルの建設廃棄物と一緒にP.C.B.廃棄物も一緒に捨ててしまえばわからないからそうしようというような、露骨

に言つてゐる業者も実はあるというものが実態でござります。こういつたものをこれからしっかりと緊急的に対策をとつていかなければいけません。特に保管されているものは、ダイオキシン類、ごみ焼却場で大騒ぎしていますが、その七百年分相当のPCBが保管されているという現状を放置しているわけにいかないということでございます。これはもう前から私どもがしきりに言つてきましたことが、なかなか対策が進まなかつたということでござります。

先ほど来御紹介がありましたように、処理技術はかなり進んできておりますし、いろいろな信頼できる技術ができてきております。高温焼却技術も、住民は怖がる部分があるんですけれども、十分信頼できるレベルに来ておりますので、これも活用して、対象物の量や濃度等に合わせて技術を選択する。例えば、高濃度のものは化学処理をして、低濃度の、布であるとか木にくついたようなもの、紙にくついたようなものは場合によつては焼却をするといったような使い分け、あるいは残つたものを最後は焼却するとか、いろいろな組み合わせを考えて対応をとるのがいいのではないかというふうに思つております。

また、処理後の基準、これは通称卒業基準といふのですが、これは、日本は世界的に大変厳しい基準が旧厚生省あるいは環境庁で、現在の環境省で決められておるんですが、実は、処理の基準の中でも、非常に厳しく過ぎる部分と少し緩過ぎるのではないかと思われる部分があります。

それは、PCBとして考える場合とダイオキシンとして考える場合が少し整合性がとれていない。あるいは排水基準なりその他の基準、廃棄物の溶出基準等も、ダイオキシンの基準とPCBの基準は全く整合性がとれていないという状況でございますので、この辺についてはきちっと整理を

していく、処理を進めながらでもいいとは思いますが、何とかしてきちっとしていく必要があるというふうに思つております。

そういうことを進める上でも、この法律が提案されたことは大変意義深い、何年間も私どもで言つてきたことがやっと実現してきたというふうに思つております。

三番目の法案に対する意見でございますが、三十年近く放置してきた行政の責任というのは非常に大きいというふうに私は思つておりますが、これが今これからスタートするということで、過去の責任追及ということではありませんが、やはり国民にそのツケを回し過ぎないようにきちっとしていく必要があるというふうに思います。当然国は、ある程度の責任を持って資金も出してやることが必要だとは思いますが、十分、税金を使っているんだという意識でやつていただきたいというふうに思つております。

法律そのものは全体的にはかなりよくできていると私は思つておりますので、法案には基本的に賛成という立場でございますが、できれば幾つかの注意点を附帯決議等でつけていただければありがたいというふうに思つております。

特に、最初の段階では、目的のところに、「国民の健康の保護及び生活環境の保全」と書いてございまして、これはよくあるフレーズでございますが、実はP.C.Bの場合、先ほど来御紹介がありましたように、世界じゅうを汚染しておりまして、特に海洋哺乳類等に大変深刻な影響を与えております。こういった野生生物、生物多様性の保護という視点がこの法律に全くないというのではなくけれども、どのぐらいの協力を得られるのか、これは相当国民負担に転嫁されるおそれ

があるので、それなりの相当額をきちっと要求すべきである、負担させるべきである。
それから、P.C.B.を使用した製品を製造した者というのがございまして、私がこの委員会の前にいただいた資料では、重電メーカー、いわゆる発電所とか変電所を持っている、あるいはその機器をつくっているところというようなのが例に挙がって、例なのかどうか、それだけが書いてございますが、実はP.C.B.を使用した製品をつくった者はたくさんおるわけで、この範囲も極力広げて、製造者責任の範囲を明確にして広げて、国民負担を減らしていくべきだというふうに私は思っております。
それから、先ほどのお二人の方々もおつしやつておりますけれども、この問題をスムーズに解決するためには、やはり周辺住民あるいはN.G.O.の理解を得ることが極めて重要でございます。
法案によりますと、第五条に、国民、事業者等の理解を深めるよう努めなければならないという非常にあいまいな書き方がしてございますが、私は、この問題については、住民参加あるいはN.G.O.参加という言葉が必要なのではないか。その参加の中でリスクコミュニケーションをしてやっていく。
これは、オーストラリアなどでもそういう事例がございまして、特に、安全の確認の仕方を住民の意見を入れてやっていく。しかも、オーストラリアの場合は測定値を翌日公開しているんですね。そういう形でやることで非常に信頼度が得られるようになつていて、そういうことも含めて考える必要がありますし、その中で、自治体の役割というのをもう少し明確にしてよろしいし、その自治体の職員の研修等も非常に重要なだというふうに思っております。
また、自治体は、中小事業所の所有分あるいは分散型用途、例えば、一部は家庭用品あるいは業務機器の古いものの中に入つておりますので、そういうものの把握するとなると自治体の役割が非常に重要なことでございますので、そういった

ことも自治体の役割としてきっちりと明記しておかなければならないかというふうに思います。

それから、もう一点重要なことは、技術のことですけれども、技術はかなり信頼できるものがで

きているということを申し上げましたが、それは

処理能力のことです。しかし、その能力

というのはPCBの分解率で表示されています。

そこで、PCBの分解途中のもの、あるいはほかの

ものに変換されたものも、トータル、わからない

ものも出てくるおそれがあるというのが住民の不

安でございます。

その住民不安にこだえるには二通りございまして、一つは、仲間の塩素化合物の合計をはかつて管理する。そういう有機の塩素化合物というのが何もありませんよというのを管理する。それは、VOCでもいいんですけれども、塩素はClという

一つは、今ここに書いてあるSNVOXという、

もう一つは、毒性で、バイオアッセイで直接管理

をするというのが、これは化学的というよりは、

住民理解という意味でも、私はそういった新しい

指標も含めて副生成物管理をする必要があるとい

うふうに思っております。

それからもう一つは、処理能力だけではなくて、先ほど来あつた、事故や災害等のときに安全な装置であるのかどうか。ところが、今までの処

理技術の評価は、ほとんどが処理能力、あるいはどこまできれいにできるかということで評価をさ

れているんですけれども、火災とか震災があつたとき

に、あるいは腐食とかその他で漏れたりこぼれたときには危険度がどのくらいなのかというあたりの評価が、実は必ずしも十分ではないのではないか

といふうに私は思っております。

といいますのは、大変心配しておりますのは、もし全国何ヵ所かでやつたときには、一方所でも事故を起こしたら、原子力発電所のようにすべてがとめられて、すべてが不信感に陥ってしまうのであります。ですから、どこも事故を起こしてはならな

いという前提で処理をするとなると、実は、今あ

る化學処理の中に若干不安なものが幾つかあります。

その点について、やはりもうちょっと何かを

ちつとすべきであるというふうに思つております。

それから処理の順序等も、地域の特性に合わせ

たり、あるいは対象物の多さ、PCBの含有量だけではなくて、今現在ほつと廃棄されてしま

うようなものを優先する必要もあるのではないか

かというふうに思つております。

その他、時間も参りましたが、最後の方です

が、廃棄物として埋められたもの、あるいは汚染

した土壤についての問題、それから事業団の経費

が、特殊法人で公的資金で行われるとなると、競争がないので、つい多少、むだ遣いと言ふと失礼

かもしませんが、非常に高額になつてしまふお

そながるが、第三者からのチエックを受けるよう

なことも考えております。

それから、その他の意見として、カネミ油症患

者さんという大変深刻な、人体実験をしたような

事例がござります。これは、本当にしつかりとし

た調査とか支援が必要ではないか。あるいは、P

CBの代替物としてボリフルオロカーボンや六弗

化硫黄等が現在温暖化等で非常に問題になつて、

以上が私の公述でござります。どうもありがと

うございました。

○五島委員長 ありがとうございます。

次に、村田参考人にお願いいたします。

○村田参考人 淑徳短期大学の非常勤講師をやつ

ております村田と申します。

三人の参考人の方からもう既に基本的なお話を

全部出でておりますので、触れられない部分だ

けをちょっと重点的にお話をしたいと思います。

実は、三十年間に、トランクとかコンデンサーが一万一千台も行方不明になつてしまつた、これ

に対する追及がほとんどされていない。

実際にこれがどうなつてゐるのかというの

が幾つか事例があるんですが、ほとんどの場合は、

工場で保管をすべきと義務づけられているにもかかわらず、その工場の担当者が定年退職、普通の

退職あるいは転勤というようなことで管理者が不在になつてしまつ。しかもその書類も、工場なんかでは大体五年間保管なんということで捨てられてしまうおそれがあるということで、だれもわからなくなつてしまつ。しかもその書類も、工場なん

かでは大体五年間保管なんということで捨てられてしまうおそれがあるということで、だれもわからなくなつてしまつ。担当者はそういうことを全く知らずに追いやりておくわけですが、たまたま廃棄物

處理業者あるいは廃品回収業の方が工場へそういうトランクなりコンデンサーが出てくると、それは

わきに追いやりておくわけですが、たまたま廃棄

物處理業者あるいは廃品回収業の方が工場へそういう

トランクなりコンデンサーを回してしまつ。潤滑油としてPCBが使われた歴史もあるわけでして、古い機械油の中に

は大体PCBが検出されます。そういう形で、油

としてリサイクルされてしまつということがあります。買う方も、それがPCBが混入している油

であるということを知らずに買って機械油として

使うということがあります。これは、だから非常

に汚染源がどんどん拡散していつてしまつということがあります。

それから、もう一つ盲点になつてゐるのは船舶

の解体です。もう二十年以上、寿命が来た船舶、

当時、やはり船というのは火災が非常に心配され

るものですから、こういう電気機器類というの

があります。最近、日本は造船の方は低調でして、

船の解体の方も余り進んでいないだろうとは思

うんですが、PCBの人つているものは処理しちゃいけないことになつてゐるんですけども、それ

は知つてか知らずかということで解体をしてしま

う。

ドラム缶に入れて、周りに付着した部分は、その下に全部落ちてしまつ。ドラム缶に入らなかつた部分は全部十に落ちてしまつます。ですから、解体業者のところへ行くと、とても長靴でも履いていかなきやいけないほど地面が油でどろどろに汚れてゐるというようなどころがたくさんござります。そういうところでは、当然PCBが土の中に入ります。そういうところでは、

PCBが一万台も行方不明になつてしまつた、これに対する追及がほとんどされていない。

実際にこれがどうなつてゐるのかというの

が幾つか事例があるんですが、ほとんどの場合は、

工場で保管をすべきと義務づけられているにもかかわらず、その工場の担当者が定年退職、普通の

退職あるいは転勤というようなことで管理者が不

在になつてしまつ。しかもその書類も、工場なん

かでは大体五年間保管なんということで捨てられ

てしまうおそれがあるということで、だれもわから

なくなつてしまつ。担当者はそういうことを全く知らずに追いやりておくわけですが、たまたま廃棄

物處理業者あるいは廃品回収業の方が工場へそういう

トランクなりコンデンサーが出てくると、それは

わきに追いやりておくわけですが、たまたま廃棄

物處理業者あるいは廃品回収業の方が工場へそういう

トランクなりコンデンサーを回してしまつ。潤滑油としてPCBが使

われた歴史もあるわけでして、古い機械油の中に

は大体PCBが検出されます。そういう形で、油

としてリサイクルされてしまつということがあります。買う方も、それがPCBが混入している油

であるということを知らずに買って機械油として

使うということがあります。これは、だから非常

に汚染源がどんどん拡散していつてしまつという

ことがあります。

それから、もう一つ盲点になつてゐるのは船舶

の解体です。もう二十年以上、寿命が来た船舶、

当時、やはり船というのは火災が非常に心配され

るものですから、こういう電気機器類というの

があります。最近、日本は造船の方は低調でして、

船の解体の方も余り進んでいないだろうとは思

うですが、かなり前にはこういう船が解体をさ

れて、そこに積んであるコンデンサーのPCBな

り、あるいは火災防止のために暖房用に使うのは

パネルヒーター、パネルヒーターの中にもPCB

が入つてゐるものがありまして、そういうものが

解体と同時にほかのスクラップと一緒にまざつて、油は油で一応集めるんですけども、PC

B入りの油というものが出てくる。これは一時大

問題になつたことがあります。その後、私も追及をしていないのでどうなつてゐるのかわかりませんが、そういう点の汚染源というのもございます。法律の方で、事業者というの中に、保管する事業者ということになつてゐるんですが、解体をやつている人たちは、P.C.B入りの製品を保管したりなんかすることはほとんどないんです。運び込まれるとすぐその場で解体をしてしまつて次に回してしまつうわけですから、この保管というのは時間的なもので、一時間でも置いてあればそれは時間がふうに解釈すれば、それは保管なんだというふうに解釈されると、それは保管ということになるんですが、一般でいう意味の保管というのはほとんど考えられないというふうに考へた方がよい。ですから、この法律の中に、この保管というのにはもう少し何か条件をつけ加えないといつて起きてくるのではないかと、いうふうに考えられます。

それから、もちろん、譲渡あるいは譲り受けをしてはいけないという条文が載つておりますが、

実際には、今お話ししたように、法律の存在を知つてか知らずか、あるいは十分承知してやつて

いる部分もないことはないんですが、知らない

で、そういう形でP.C.B入りの製品が流れてしまう。特に倒産した会社などでは、当然そういうも

のが廃品回収業者の方に回る可能性も多分にある

わけです。これに対する法律的な縛りといいます

か、それが十分でないような気がいたしました。

それからもう一つ、次に、環境事業団がP.C.B

の処理を行つて、これが焼却処理ではない処理

が行われるわけですが、このとき近隣住民に対する

合意を取りつけたということだった。この大黒町といふのは工業地帯として、実際に近隣に住民はないのですが、隣の町会あたりを、大体六千戸の同意を取りつけたということでこれができることになったようです。

その場合の説明では、これは焼却処理ではない

んだ、だからダイオキシンは一切出ませんとい

て説明が行われているはずなんです。住民も納得し

てそういうふうなものに対しての反対運動が起き

ないということだらうと思うんです。事業団がど

ういう技術を導入されるか存じ上げませんが、例

えば焼却を中心とした技術を採用するとなると、

これはかなりの反対運動が起きる可能性はあります

。それからもう一つ、事業団が公共的にやるとい

うこと。既に民間がやつていてるにもかかわらず、

なぜ事業団が新たにこれに乗り出すのか。むしろ

民間のやつていることをもつと助成して、その技

術を生かして実際に処理をしていくべきではない

か。

例えば住友電工では、中小企業が保管するP.C.

Bの汚染を我が社で処理してもいいということを

名乗りを上げております。あるいは関西電力なん

かでも、受託処理も計画をしているということの

ようです。しかも、処理技術というのはまだ完全

に評議がされておりませんで、高い技術もあれば

安い技術もある。

は焼却ではございませんで、化学的にはほとんどいわゆる還元状態でやるといふもの、あるいは空気を遮断してやるという形ですかいわゆるダイオキシンの生成というのではなくと考えられない。こういう処理技術がもう既に開発されていて既に実施をしているところがございます。お手元の資料の中にも、住友電工あるいは住原製作所、日本曹達、それから東京電力はこれから、あるいは三菱重工もことしあたりやるという形になつております。

東京電力の施設は横浜の大黒町という工業地帯で行われるわけですが、このとき近隣住民に対する

合意を取りつけたということだった。この大黒町といふのは工業地帯として、実際に近隣に住民はないのですが、隣の町会あたりを、大体六千戸の同意を取りつけたと、

その場合の説明では、これは焼却処理ではない

んだ、だからダイオキシンは一切出ませんとい

て説明が行われているはずなんです。住民も納得し

てそういうふうなものに対しての反対運動が起き

ないということだらうと思うんです。事業団がど

ういう技術を導入されるか存じ上げませんが、例

えば焼却を中心とした技術を採用するとなると、

これはかなりの反対運動が起きる可能性はあります

。それからもう一つ、事業団が公共的にやるとい

うこと。既に民間がやつていてるにもかかわらず、

なぜ事業団が新たにこれに乗り出すのか。むしろ

民間のやつていることをもつと助成して、その技

術を生かして実際に処理をしていくべきではない

か。

最終的に、いろいろなところがそういう処理を

始めると、一番安いところ、技術がすぐれていて

処理費の安いところに品物が集まつてくるとい

うことになる可能性があるんですですが、事業団がもし

こうすることを始めたと、今までこういう

ことを計画してきたところがほとんどだめになつ

てしまうだろうという感じはします。

それから、最近工場で、今までやつていた産業

が下火になつてしまつて遊休地を非常に抱えてし

まつてあるところがあります。あるいは既に白

分たちの持つてている技術でこういうものは処理が

できるんだという処理技術を保有している工場も

たくさんあります。しかも、大手の工場ですと、

周辺一キロ以上離れて住宅があつて、近隣には全

く住民が住んでいないというようなところも多々

ございます。そういうところを生かして、むしろ

こういう処理技術の開発といいますか、むしろ技

術の向上、お互いに競争し合つて向上させるべき

であるというふうに考えております。

それから公共廻りで廃棄物を処理するとい

うことは、一応産業廃棄物については禁止されてい

ると言つた方が、国際的にいわゆる汚染者負担の

原則といふものによつて、公共的にそういうもの

を入れると公正な競争が妨げられるというところ

から、あくまで汚染者負担の原則で排出者がそ

うものを負担すべきであると。法律の中には、

原則といふものによって、公共的にそういうもの

なつてきただけでございます。したがいまして、この処理施設建設に関する地元住民との合意、意見の疎通、これをどういうふうに図り実効性を上げていくのかという問題。

最後に、この法律の外に出てしまつた問題であ

りますけれども、過去三十年間の間に不明になつた一万一千台余りの高圧トランス・コンデンサーを中心とするP.C.B.廃棄物のもたらすリスク、またそれへの対応の問題でございます。

この四点については今四人の先生方が順次それをお触れになりましたけれども、順番に、森田先生には一番日の問題、酒井先生には二番目の問題、順次また質問させていただきますけれども、浦野先生、村田先生と今四つの順番のとおりにお伺いをして、時間の進捗を見て複数の先生にもお伺いをしたいと思うわけでございます。

最初に、森田先生にお伺いしたいわけでございま

すけれども、法律の枠組みの問題でございま

す。今回の法律は、排出者責任の原則を基本としつつ環境事業団を活用して処理体制を広域的に整備する、そして、中小企業者の負担を軽減するための基金をつくる、こういう内容でございます。この法律の枠組み全体のあり方について専門家の立場からどのようにお考えになるか、お教えをいただきたいと思います。

○森田参考人 法律のできぐあいというか、全体の枠組みはよろしいかという御質問かと思いま

す。私の印象としては、法律は、いろいろ今までの苦い経験も踏まえて、バランスよくできているかなという感じをいたしております。

一つ、ほかの参考人の先生方から御指摘があつて、やや否定的な意見も出たようなところは、環境事業団の是非に關する部分かなという感じがいたしますが、ここのこところは少し、考え方をどうするかということかという感じがします。とにかく国の関与なしにこれがうまくいくというふうにはだれも思つていなくて、どのように闘争するか

というそのやり方のところでいろいろなやり方があるかもしない。

指摘されるのは、多分、こういうものをかませるとコストが上がるのではないかという議論かもしれませんが、これに類似したものとして、これ

が適切な比喩かどうかわかりませんけれども、例えば私たちが土地を買うときに、民間ディベロッパーの土地を買うか、それとも公団の開発した土地を買うかといったときに、少々高くても公団のを買った方が安心かなというふうな思いもあったりするようなところが感じとしてあります。同じようなことがこういう場面であるかなという感じがいたしまして、そういう公的機関の関与といふのは大きい方がひょっとすると国民の安心を得られるかもしれない、そんな感じでございます。

以上です。

○小泉(龍)委員 ありがとうございました。

続きまして、酒井先生にお伺いをしたいと思

うわけでござりますけれども、処理技術としての化

学分解技術、これを前提に今回の枠組みは進めて

いることになっていますのでござります。

けれども、この化学分解技術について、海外の実

績、あるいはP.C.B.汚染物、トランス・コンデン

サーを構成する金属容器、廃プラスチック、木片などのいわゆるP.C.B.汚染物、これも処理できる

水準まで技術水準が達しているかどうか。

もう一つは、ダイオキシン類であるコプラナP

C.B.についても分解が可能であるかどうか。我々

は大丈夫だという認識を持つておりますけれど

も、間違いないのかどうか、専門家の御見解を

お伺いしたいと思います。

○酒井参考人 まず、一点目の化学処理技術の海

とめまして、国連環境計画、UNEPというこ

とでございますが、そちらが昨年の八月に非焼却

系のP.C.B.の破壊技術に關しましてレポートを公

表しております。世界各國の中での化学処理技術の認識というものが図られているというよう

うに理解してございます。そういった意味で、海外での実績は十分あるのではないかというよう

に考えていいと思います。

それから二点目の、いわゆるP.C.B.汚染物、油

以外のところでございますが、このあたりの技術に関しましては、真空加熱分離、まず容器からP.C.B.を分離するという意味で真空加熱処理技術を

使う、あるいは溶剤で洗浄をして、その洗浄した液体を処理するといったようなことで、いわゆる分離の技術をうまく組み合わせることでもって一定の処理レベルにあると見ていいのではないかと思います。

ただし、容器のハンドリングとかあるいは最終

の処理確認といったような周辺の技術を含めて、やはりできるだけ完全に近い技術にするという努力は今後とも必要ではないかというようにP.C.B.

汚染物に関しては考えてございます。

それと、P.C.B.を処理したときにコプラナP.C.B.はどうかということをございますが、P.C.B.の全體の分解率に比べて特にコプラナP.C.B.の分解率が低いというような事例があるようには見ておりません。ほぼ同じ分解率でコプラナP.C.B.も処理できると見ていいのではないかと思います。P.C.B.二百九種類の中のあくまで十二種類がコプラナP.C.B.でございますが、それが特段低いということはない。

P.C.B.の中には、あと、ダイオキシン類の一部であるジベンゾフランも含まれるんですけれども、このジベンゾフランの方も、化学処理の中でも、このジベンゾフランの方も、化学処理の中でも、一定の除去率といふものも確認されておりま

すので、そういう意味で、ジベンゾフランとコ

プラナP.C.B.は近いといふに理解をいたして

いる中でも、コプラナP.C.B.も分解できると考え

ていいんじゃないかというふうに思つております。

以上でございます。

○小泉(龍)委員 ありがとうございました。

安心、安全を求める地元住民との合意形成、意

思疎通、これが非常に重要なと思います。また、

施設ができるから後も、円滑なその事業の推進と

いうことを確保するという点からも継続的に住民

の方々への、受け身ではない、積極的な、でき得

れば双方向の情報開示と意思疎通、これが重要な

ことだと思いますが、こうした情報開示のあり方につい

ます。これは最低限必要なことなんですが、詳しい

専門的なことをたくさん出すということよりも、お教えをいただきたいと思います。

○浦野参考人 今御指摘のありましたおり、あるいはほかの先生方からもお話をございましたけれども、住民の理解というものは大変重要でございます。これは最低限必要なことなんですが、詳しいことは、これを得るために、とかく行政とか事業者は、詳しい専門的なことを一生懸命説明するといふことに陥りがちです。情報を開示するというの

ことは、それは代弁する方が参加しているということになります。絶対必要条件だと私は思つております。

いろいろな意思決定のところに参加する、あるいは測定に立ち会うということ、あるいは測定に立ち会う

いは毒性がどうであるという細かな説明よりも、参加と公開されているということ、それをきちっとするためには、やはり地域の行政機関がそういうセシスでなければいけないわけですし、事業者の方もそういうセシスでなければいけないんです

らの支援をする。その場合に、当然、医学的な部分と社会心理学的な部分、あるいは精神的な部分も含めて、あるいは場合には金銭的な援助も含めてきちっとした対応をとるべきだというふうに私はぜひ申し上げたいと思つております。

○村田参考人 P.C.B.は、先ほど来のお話のように、環境ホルモンと言わされている塩化ジベンゾフランなども含んでいて、それが子孫に影響する。要するに、環境ホルモンというのは、汚染された当人ももちろん影響があるわけですが、子孫に影響を及ぼすということがあるので、やはり追跡調査ということは非常に大切なことなんですね。

ただ、これが十分行われていない。千八百七十人ですか、認定患者がいて、申請患者は一万四千人ぐらいいたということで、そういう点で追跡調査が十分なされていない。

追跡調査ができる理由は幾つかあると思いますが、プライバシーの問題も一つ絡んでいるかと思いますが、それ以外に、やはりそういうことに取り組んでこなかったというのが一番大きな問題だと思います。

それから、疫学調査というのは無関係な人との対比をするわけですから、これもかなり費用と経験を要する仕事でございまして、そういうことも行われてこなかつたということで、これはぜひ……。この法律には直接関係がないのかどうかわからないので、後ろの方にちょっと私も指摘をしておいたわけです。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

今浦野先生からも、村田先生からも御指摘がありましたように、親御さんが、そういうカネミ油症にかかる方の子供さんが、また自分の子供にもそういう影響が出るのではないかという心配をしている。そういう世代のところに達している。ですから今回、今後の問題も大切なことです

が、過去というか、このカネミのことについてやはりきちつとられていくことが大事だというふうに私は思つております。

そういう中で、とにかくP.C.B.の処理が急がれるわけがありますが、先ほども委員の方からお話を及ぼすといふことは、やはり追跡調査といふことは非常に大切なことなんですね。

ただ、これが十分行われていない。千八百七十人ですか、認定患者がいて、申請患者は一万四千人ぐらいいたということで、そういう点で追跡調査が十分なされていない。

追跡調査ができる理由は幾つかあると思いますが、プライバシーの問題も一つ絡んでいるかと思いますが、それ以外に、やはりそういうことに取り組んでこなかったというのが一番大きな問題だと思います。

それから、疫学調査というのは無関係な人との対比をするわけですから、これもかなり費用と経験を要する仕事でございまして、そういうことも行われてこなかつたということで、これはぜひ……。この法律には直接関係がないのかどうかわからないので、後ろの方にちょっと私も指摘をしておいたわけです。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

今浦野先生からも、村田先生からも御指摘がありましたように、親御さんが、そういうカネミ油症にかかる方の子供さんが、また自分の子供にもそういう影響が出るのではないかという心配をしている。そういう世代のところに達している。ですから今回、今後の問題も大切なことです

が、過去というか、このカネミのことについてやはりきちつとられていくことが大事だというふうに私は思つております。

そういう中で、とにかくP.C.B.の処理が急がれるわけがありますが、先ほども委員の方からお話を及ぼすといふことは、やはり追跡調査といふことは非常に大切なことなんですね。

ただ、これが十分行われていない。千八百七十人ですか、認定患者がいて、申請患者は一万四千人ぐらいいたところで、そういう点で追跡調査が十分なされていない。

追跡調査ができる理由は幾つかあると思いますが、プライバシーの問題も一つ絡んでいるかと思いますが、それ以外に、やはりそういうことに取り組んでこなかったというのが一番大きな問題だと思います。

それから、疫学調査というのは無関係な人との対比をするわけですから、これもかなり費用と経験を要する仕事でございまして、そういうことも行われてこなかつたということで、これはぜひ……。この法律には直接関係がないのかどうかわからないので、後ろの方にちょっと私も指摘をしておいたわけです。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

今浦野先生からも、村田先生からも御指摘がありましたように、親御さんが、そういうカネミ油症にかかる方の子供さんが、また自分の子供にもそういう影響が出るのではないかという心配をしている。そういう世代のところに達している。ですから今回、今後の問題も大切なことです

が、過去というか、このカネミのことについてやはりきちつとられていくことが大事だというふうに私は思つております。

そういう中で、とにかくP.C.B.の処理が急がれるわけがありますが、先ほども委員の方からお話を及ぼすといふことは、やはり追跡調査といふことは非常に大切なことなんですね。

ただ、これが十分行われていない。千八百七十人ですか、認定患者がいて、申請患者は一万四千人ぐらいいたところで、そういう点で追跡調査が十分なされていない。

追跡調査ができる理由は幾つかあると思いますが、プライバシーの問題も一つ絡んでいるかと思いますが、それ以外に、やはりそういうことに取り組んでこなかったのが一番大きな問題だと思います。

それから、疫学調査というのは無関係な人との対比をするわけですから、これもかなり費用と経験を要する仕事でございまして、そういうことも行われてこなかつたということで、これはぜひ……。この法律には直接関係がないのかどうかわからないので、後ろの方にちょっと私も指摘をしておいたわけです。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

今浦野先生からも、村田先生からも御指摘がありましたように、親御さんが、そういうカネミ油症にかかる方の子供さんが、また自分の子供にもそういう影響が出るのではないかという心配をしている。そういう世代のところに達している。ですから今回、今後の問題も大切なことです

が、過去というか、このカネミのことについてやはりきちつとられていくことが大事だというふうに私は思つております。

そういう中で、とにかくP.C.B.の処理が急がれるわけがありますが、先ほども委員の方からお話を及ぼすといふことは、やはり追跡調査といふことは非常に大切なことなんですね。

ただ、これが十分行われていない。千八百七十人ですか、認定患者がいて、申請患者は一万四千人ぐらいいたところで、そういう点で追跡調査が十分なされていない。

追跡調査ができる理由は幾つかあると思いますが、プライバシーの問題も一つ絡んでいるかと思いますが、それ以外に、やはりそういうことに取り組んでこなかったのが一番大きな問題だと思います。

それから、疫学調査というのは無関係な人との対比をするわけですから、これもかなり費用と経験を要する仕事でございまして、そういうことも行われてこなかつたということで、これはぜひ……。この法律には直接関係がないのかどうかわからないので、後ろの方にちょっと私も指摘をしておいたわけです。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

今浦野先生からも、村田先生からも御指摘がありましたように、親御さんが、そういうカネミ油症にかかる方の子供さんが、また自分の子供にもそういう影響が出るのではないかという心配をしている。そういう世代のところに達している。ですから今回、今後の問題も大切なことです

が、過去というか、このカネミのことについてやはりきちつとられていくことが大事だというふうに私は思つております。

そういう中で、とにかくP.C.B.の処理が急がれるわけがありますが、先ほども委員の方からお話を及ぼすといふことは、やはり追跡調査といふことは非常に大切なことなんですね。

ただ、これが十分行われていない。千八百七十人ですか、認定患者がいて、申請患者は一万四千人ぐらいいたところで、そういう点で追跡調査が十分なされていない。

追跡調査ができる理由は幾つかあると思いますが、プライバシーの問題も一つ絡んでいるかと思いますが、それ以外に、やはりそういうことに取り組んでこなかったのが一番大きな問題だと思います。

それから、疫学調査というのは無関係な人との対比をするわけですから、これもかなり費用と経験を要する仕事でございまして、そういうことも行われてこなかつたということで、これはぜひ……。この法律には直接関係がないのかどうかわからないので、後ろの方にちょっと私も指摘をしておいたわけです。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

今浦野先生からも、村田先生からも御指摘がありましたように、親御さんが、そういうカネミ油症にかかる方の子供さんが、また自分の子供にもそういう影響が出るのではないかという心配をしている。そういう世代のところに達している。ですから今回、今後の問題も大切なことです

公的関与なくしてはこの問題は進まないということをお話でございましたけれども、そういうことで、市民に不安を与えないで処理すること。

それから、環境事業団が関与することについて、このことに対しましてはやはり国の関与ということで評価されておられるわけでございますが、環境事業団が関与することについての御意見をお伺いしてまいりたいと思います。森田先生、よろしくお願ひいたします。

○森田参考人 P.C.B.の処理の問題は、二つの側面で議論されると思います。一つは安全の確保ということ、もう一つが安心の確保ということ、この二つは実は同一ではないですが、しかし、似たようなところもあるというところであります。安全の確保という点に関しましては、古典的な処理法であります例えば焼却その他の方法が、安価で、しかもかなり安全な領域にあるという状況にあるかと思います。しかしながら、P.C.B.からダイオキシンができるのではないか、そういう議論もありまして、安心のところいろいろひつかつてきている部分があるのかなど。

この安心の部分は、相当心理学的な要素も入ってまいります。トップダウン型で押しつけていたときには、かえってうまくいかないときもあったりしまして、そのあたりで、どうやつたら一番住民の合意がどれ、かつまた安全であるかという、そこ工夫が必要かな、そういう感じです。国の方で関与するのが一番いいかというのは、多分いろいろな技術的な側面、あるいは法律的な側面を組み合わせて考えなきゃいけないということです。事業団が一応関与することになつてますが、そこで使われる技術というものは既に民間が開発されたもの、それを監視しながらきちんとやる、そういう形に多分なるかと思います。技術の部分は民間の技術、既に開発された技術に安心を確保するために事業団が密接にかかわる、こういう構造であります。これが、ずっと積年解決しなかつたP.C.B.の処理に向けて出せる答の一つで

はないかなということあります。それがベスト

なのかどうかということは、もちろんいろいろな議論があるかという感じはいたしますが、一つの答えではないかというふうに考えております。

○青山(二)委員 大変ありがとうございました。それでは、酒井先生にお伺いしたいと思います。

けれども、P.C.B.の発生源は似て非なるものという話がございました。

微量ながら大気汚染が波及しているという

ようなお話を、イスイットの女性の母乳から三倍のダイオキシンが検出されているという大変怖いお話を聞かせていただけでございますけれども、身近な問題と申しますと、実は昨年の秋ころからでございましょうか、小学校や中学校の教室で有害なP.C.B.の入った蛍光灯の照明器具が破裂いたしまして、P.C.B.が子供たちに降りかかるという事件が相次いでおります。また、多くの学校では依然としてP.C.B.の入った安定器を使用した蛍光灯が使用されていることがわかりまして、学校施設の中でも大変不安が今広がっているところでございます。

この学校などで使用中のP.C.B.を含む蛍光灯などの機器の交換につきましては、原則十三年度末までに交換を終えるということを政府は決定しておりますけれども、何としても、子供たちのこと

でございますので、一刻も早い交換が望まれるの

が現状でございます。現在、このような蛍光灯を

使用していても本当に安全なのか、大丈夫なのか

というお母さんたちの不安がござりますので、事

故の防止策というものがあるのかどうか。

それと、だんだんこの交換が進んでいきますと、保管量がふえてくるわけでございますけれども、政府は今後、施設整備に五年、その後十年か

ことは、大変に長い年月でございますので大変な心配がございます。今後のP.C.B.処理の展望につきましてはどのようなお考でいらっしゃるの

か、お聞きをしておきたいと思うわけでございま

す。

○酒井参考人 今御指摘されました蛍光灯の安定器につきましては、過去使用てきて、一定の寿命が来ますれば、やはり物理的な破損というものの発生源は似て非なるものとい

うお話でございました。

それでは、酒井先生にお伺いしたいと思います。

は起こり得るわけでございまして、そういう方向で対処するというのが基本的な方向であろうとい

うように理解しております。

P.C.B.というのは結構幅広い用途に過去使われてきたようでございまして、そういう意味で

は、結構身の回りの中で、かつ子供が身近で接触する場というものはやはり丁寧に今後も押さええていかなければならぬというように認識してござ

ります。

ただ、処理という立場から見ますれば、保管し

ている量の多いところ、やはりそこをまずは目標にして処理を推進していくませんと、小さな量を数多く集めること、それを思うと非常に大変な作業でございます。そういう中で、量的に多いところをひとつ、いろいろな災害等で非常時に環境にまた漏出するということがありましたら、それは

ある意味では元も子もないことござりますので、基本的にやはり量的な保管の多いところを第一優先をしてやつていくべきではないかとい

うように思います。

そういう中で、量的な意味では、その十五年

というのがかなり前倒しの中で処理できる可能性

も今後秘めているのではないかというように思つております。

○青山(二)委員 大変ありがとうございました。それでは、浦野先生にお聞かせいただきたいと

思いますが、三十年間放置したということによると、保管量がふえてくるわけでございますけれども、

ことは、大変に長い年月でございますので大変な

心配がございます。今後のP.C.B.処理の展望につ

きましてはどのようなお考でいらっしゃるの

か、お聞きをしておきたいと思うわけでございま

す。

それからもう一点、産業界からの出捐金をとい

うお話をございましたけれども、その辺のことも少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○浦野参考人 一つは処理方法について、もう一つは事業団、それから出捐金と、三つの御質問をいたいたと思います。

処理方法については、先ほどお話ををして繰り返しになりますけれども、今回の法案の資料

に出ているような方法は、処理の効率という意味

では私は非常に信頼度があるというふうに思つて

いるわけですが、それぞれにやはり、先ほどから申し上げておりますけれども、何かがあつたとき

にどういう程度の被害が起こり得るか、あるいは

それに対する対処できるかというのを考えてみます

と、私は、村田参考人さんと若干違つてますが、

意外と焼却というのは安心できる技術であるとい

うふうに、森田参考人もおっしゃっていましたけ

れども、安心できる技術だというふうに思つております。

ほかの技術でももちろん幾つか、ここで個別の

企業の技術をどれがいい、どれが悪いというふう

に言いますと若干問題もございますが、本当に事

故が起こらないのか、あるいは起つたときに対

応がしやすいのかどうかということをやはり

ひとつ各技術が明確に、それをちゃんとした書類

なりで出して、それをまた住民にも示して説明で

きるようにしておくべきだというふうに思つております。

それから、事業団の関与については、先ほどの

学校の例とかその他のいろいろな分散型の用途のものが、小さいものがやはりたくさんございます。

これに対してきつと対応する。あるいは中小企

業に対し対応するというの、やはり何らかの

公的関与が必要であつて、事業団の今までの実績から考えれば、事業団がやつてもいいというの

か、やむを得ないというのかどうかについてお

りますけれども。

ただ、先ほど御指摘したように、事業団がやる

ということで、公的なお金でやるということで、いわゆる経済原則と離れた、安心のためだからといふものにしきの御旗になつて非常にお金がかかるという形になつたり、あるいは、その関連の事務処理等に非常にお金がかかるというようなことでは国民負担がふえるということで、その辺についてのチェックは十分すべきだというふうに思つております。

それから、そのお金の問題の関連では、産業からの出捐金ですけれども、メーカーは二社でござりますので、ここは非常にはつきりしていけるわけ

で、やはりそれなりの負担もしてもららべきだというふうに思いますが、P.C.B.を使った製品を製造販売した企業というのは非常にたくさんござります。その中でまだごく一部しか合意が得られていないようですので、その辺を行政努力あるいで、やはりそれなりの負担もしてもららべきだと社会的ないろいろな声によつて、やはり生産者責任ということで協力をしてもらうということが、全体として、今後の環境行政上でも、あるいは、実は不良債権と言われるようなさまざまなお過去の遺産がたくさん環境問題にもござります、こういったものの処理においても、何でも税金でするという形ではなくて、原因者あるいは利益を得た人たちに負担を相応にしてもらうというルールをつくっていくことが必要だといふふうに思つております。

○青山(二)委員 大変ありがとうございました。

それでは最後に、村田先生にお伺いいたしますが、このたび、この法案で北九州市にその処理場をつくるということとございまして、これが成功するかどうかが今後のP.C.B.問題解決の大きな要因になると思いますが、一番心配なのが住民の同意は得られるかと、先生は御指摘されておりましたけれども、何としてもこの住民の同意を得なければならぬと思つておりますので、その点についてどのようにすべきかということを質問させていただきまして、終わりたいと思いまます。

○村田参考人 住民同意というのは大変難しいこ

となので、ここで的確にお答えできるかどうかわかりませんが、やはりその根底になるのは情報公開ということ、それから、常にその装置そのものは住民の監視下に置かれる、確實に、言わされたとおり操業がなされている、基準もちゃんと守られています。おどり前提になると思ひます。

○青山(二)委員 大変ありがとうございました。

時間が参りました。これで終わらせていただきまます。

○五島委員長 横高剛君。

○横高剛委員 本日は、貴重なお時間、御高説を賜りまして、本当にありがとうございます。自由党の横高剛でございます。

まず、四人の先生方にそれぞれ同じ質問をさせさせていただきたいと思います。

私ども自由党では、そしてまた私個人は、危機管理という観点から、今回の法律案にはむしろ積極的に推進するという立場から、実は私なりに

ちよつと今努力を、また状況も勉強させていただ

きつつ努力しているところであります。

実は今回、P.C.B.廃棄物だけではなくて、ほか

にもP.C.B.代替物質、一方で、ほかの残留性の有機汚染物質の問題も今後引き続き積極的に取り組んでいく必要があると私自身考えていくわけでありますけれども、その件に関しまして、皆様方の御所見、お考え方をお聞かせ願えればと思います。

○森田参考人 残留性の、しかも蓄積性のある化

学物質というのは、環境に一たん出してしまった人に戻つてきますので、それは非常に対策が重要であります。

それでは、どういう物質がそうであるか、そし

て、それは現在はもう完全に生産されていないのか、あるいは現在はまだそういうものがあるのかということを含めまして、相当ちゃんと漏れがないようにしなければいけないとは思つております。

一般的には、P.O.P.s条約というのが締結され、そして世界的にそれを禁止しようという方向

に動いておりまして、それでかなりの部分はカバーされていると思いますが、そこから漏れていたりませんが、やはりその根底になるのは情報公開のこと、それから、常にその装置そのものについてもまだこれから注意を払っていく必要があります。これの非常に大きなものというのは、体のものについてもまだこれから注意を払っていく必要があります。この前提になると思ひます。

○酒井参考人 P.C.B.以外の残留性の有機汚染物質ということでございますが、まずは、今お話をございましたP.O.P.s条約の中での十二物質、今

のP.C.B.を除いたほかの物質もございますので、

そういうたところへの調査検討というのがまず第一段階であろうと思います。

あともう一つは、P.O.P.s条約自体で枠組みはまた議論をされていくことになろうと思ひます

が、十二物質以外に一体何があり得るのかといふことのクライテリアと申しますか、判断基準といふものは今後国際社会の中で議論されていくことになるわけでございます。

そういうたところへの調査検討というのがまず第一段階であろうと思います。

○浦野参考人 今のお二人の御回答でP.O.P.s条約のことが出てございますが、P.O.P.s条約といふのは、世界レベルで汚染していく有名なものと

いうのが出て十二物質候補に挙がっているわけですね。これはこれで当然日本の国としても育てていくべきだと思ひます。

最後にもう一つは、このP.C.B.の処理技術といふのは、酒井参考人からも御指摘がありましたよ

うに、ほかのものにもかなり利用できる技術だと思います。このP.O.P.s条約はどうやらかというと後始末条約

ふうに私は思つております。それからも予防的意味のP.O.P.sだといふことを考えております。

それからもう一つは、有害性というのが、毒性だけを考えるのか、先ほどのP.F.C.というふうな

もの、P.C.B.代替物のようなものですが、毒性

だけを考えるのか、先ほどのP.F.C.というふうな

もの、P.C.B.代替物のようなものですが、毒性

O.W.) というものがございまして、この数値が国際的にも随分いろいろな化学物質について出ておられます。これの非常に大きなものというのは、体のものについてもまだこれから注意を払っていく必要があります。近代的な国家において使われているものについてもまだこれから注意を払っていく必要があります。この非常に大きいものでございます。

それからもう一つは、蓄積性というものが、毒性

だけを考えるのか、先ほどのP.F.C.というふうな

もの、P.C.B.代替物のようなものですが、毒性

だけを考えるのか、先ほどのP.F.C.というふうな

もの、P.C.B.代替物のようのものですが、毒性

だけを考えるのか、先ほどのP.F.C.というふうな

もの、P.C.B.代替物のようのものですが、毒性

だけを考えるのか、先ほどのP.F.C.というふうな

もの、P.C.B.代替物のようのものですが、毒性

だけを考えるのか、先ほどのP.F.C.というふうな

もの、P.C.B.代替物のようのものですが、毒性

だけを考えるのか、先ほどのP.F.C.というふうな

もの、P.C.B.代替物のようのものですが、毒性

だけを考えるのか、先ほどのP.F.C.というふうな

もの、P.C.B.代替物のようのものですが、毒性

だけを考えるのか、先ほどのP.F.C.というふうな

なんですが。

そこで、何を対象にしていいか、これは非常に大変なことで、今日本でも、八万とか、多く言う人は十万ぐらいわゆる化学物質というのを使われているんだと。ですから、まず優先的にやらなければいけないのは、毒性の強い物質、もう一つは、大量生産されているもの、この二つ。しかも密閉系ではなくて、拡散系で使われていてどんどん環境中に散らばってしまうというようなもの、これをまず優先的にやつしていくべきだと思います。

○樋高委員 浦野先生にお伺いをさせていただきました。今回のP.C.B.の特性といたしまして四点挙げられました。難分解性である、なかなか分解しにくい。また蓄積・濃縮性が高い。そして三点目は、有害性がある。そして四点目に、揮発性があり広がりやすいということありました。また一方で浦野先生は、この法律案につきまして、その目的のところで、海洋哺乳類を初めとする世界の野生生物、生物多様性の保護をも目的に加えるべきだということを表明なさつておいでありますけれども、私自身も強く共鳴をする次第であります。

今回、この法律案が成立しました後はきちっと

た海洋生物は分解能力をほとんど持つておらないので、体内に非常に蓄積しやすい。それで、イルカとかアザラシの大量死、下頭、一万頭というオーダーでの、一気に死んでしまうような事件が頻繁に最近起こっている、それの原因の一つがP.C.B.であるというふうに言われているということをぜひ知つていていただきたい。そういうことでも、生態系の保護もぜひしっかりと考え方から、量が多くて当然含有量も高いものを優先するということをおっしゃつておきました。これがはある意味で当然なことですし、技術的に見れば、そういう方が、ある意味ではやりやすいところからスタートするという面でも必要かと思いま

す。

しかし、先ほど小学校の蛍光灯の安定器の問題もございましたけれども、実は、あれを今まで余り皆さん知らなかつたわけですね。知らないといふことは全部それが捨てられている、どんどん環境に出されてしまつたということですね。同じようなことが実は中小事業場、工場等の蛍光灯でも全部あるわけです。

学校でたまたま落ちてきて大騒ぎになつたから一年間でばつと調べられて、学校だから国が調べる、自治体が調べる、すぐわかる。ところが、中 小事業所であるとか、大学なんかでもそうですが、それとも、自治体の役割というのは大変重要である。しかし、そこは環境省と、また一方で地域地域で、役所、県、市町村役場なわけでありますけれども、そこできちっと意思疎通も図れなくちやいけないし、また自治体によつても意識が全然違うんじやないかなと私思うのであります。その辺につきましてはいかがお考えでしようか。

○浦野参考人 P.C.B.は、国民全部がかかわつて、どこの都道府県、市町村にも存在しているわけでございますが、それを処理するとなると、では市区町村別に都市ごみのように処理をするかというと、そういうわけにはいきません。当然あります。ところは不安がござります。

そういうことを考えますと、国と都道府県と

例えば小学校のP.C.B.を優先的に今度対応をとられるわけですが、量的にそんなに多いものではございませんけれども、やはり急いでやらなければいけないというものがいるわけです。したがつて、単なる量とか濃度だけではなくて、もう少し

頻繁に最近起つて、それの原因の一つがP.C.B.であるというふうに言われているということをぜひひ知つていていただきたい。そういうふうに思つております。それからもう一点、十五年というのは少し長過ぎますので、極力もつと早い時期にやれるように対応すべきだというふうなことも申し上げておきます。

○樋高委員 十五年の件につきましては、きょう午後要望させていただこうというふうにも思つております。

あともう一点だけ。今回、実際の運営上の対応は自治体が行うわけであります。一方で環境省がリーダーシップをとつて行うでありますけれども、もう一度浦野先生にお伺いをいたしますけれども、自治体の役割というのは大変重要である。

ただいまして、ありがとうございます。お忙しいところ委員会にお運びをいたしました。

早速ですが、先ほど来伺つておりまして、森田参考人からは、P.C.B.処理の安価で効率のよい処分の仕方、分解処理というの焼却が挙げられます。

あと、酒井参考人、それから浦野参考人のお二人の御発言の中で特に私が関心を持ちましたのは、酒井参考人は、排ガスに対するダイオキシン

参考人からは、P.C.B.処理の安価で効率のよい処分の仕方、分解処理というの焼却が挙げられます。あるいはセメントキルンを用いた分解も効率的だということをお述べになられました。

あと、酒井参考人、それから浦野参考人のお二人の御発言の中で特に私が関心を持ちましたのは、酒井参考人は、排ガスに対するダイオキシン対策の高度技術化を併用することでより信頼性の高い運用が可能になるということを述べられました。私もその点は非常に重

か、かなり大丈夫かなという不安が大きいということを感じております。

したがいまして、自治体というのも、やはり法律に定められたりあるいは何らかの指摘が行われるとむしろ動きやすい。附帯決議でも何でもいいんですけれども、何かしらのきちつとした行動の根拠あるいは予算的な裏づけというのがあって自治体が動いていくと思いますので、この自治体のP.C.B.処理に対する理解の促進という部分について、あるいは分散型用途の把握等について、しかるべき明記をした対応が必要なのではないかといふふうに思つております。

○五島委員長 藤木洋子さん。

どうもありがとうございました。

○藤木委員 日本共産党的藤木洋子でございました。

きょうは、お忙しいところ委員会にお運びをいたしました。

ただいまして、ありがとうございます。

まさにリスクコミュニケーションができるだけの知識と訓練を受けた人がある程度いないと多分うまくいかない。そういう意味で、今の自治形になつてしまふのは非常に困る。

したがつて、地域ごとに、あるいは、そいつた分散型の用途ではつておくと環境中に出てしまふうものの量を早く把握して、必要があればそういうものも優先的にやつていかなければいけない。

市区町村とが連携をして非常に密な意思疎通を図ると同時に、このP.C.B.の有害性あるいは処理技術の安全性、そのほか住民不安にこたえられるよ

うな、まさにリスクコミュニケーションができる

だけの知識と訓練を受けた人がある程度いないと多分うまくいかない。そういう意味で、今の自治

いずれにおいても反応後に検出されなかつた、こ
う言つてゐるわけですね。

だけれども、私が実際現場へ参りましていろいろお話を伺つてみますと、反応後の処理水の排水中のダイオキシン濃度については、一リットル当たり千ピコグラムを検出限界というふうにしていました。ですから、九百九十九・九九九ピコグラムであつてもNDと、結局、不検出というふうに報告されているんだということを知りました。それでいいのかという思ひがいたしました。

そこで、P.C.B.の焼却処理であろうと、あるいは脱塩素化分解法であるとか水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、光分解法などさまざまな分解処理があるわけですから、いずれの方法であつても、ダイオキシン対策法が制定された今日、ダイオキシン対応で行つていうことがより安全性を高めることになるし、これはぜひともやるべきことではないかといふふうに私は考へるのですけれども、森田参考人、酒井参考人、浦野参考人に、ダイオキシン対応にするということは難しいことのなかどうなのか、その辺についてちょっと御意見を伺つてみたいと思いますので、それをお述べいただけますでしょうか。

○森田参考人 いろいろな処理技術がダイオキシン対応になつてゐるかどうかということですが、私の認識では、ほゞダイオキシン対応ででき上がつてゐる部分が多いだらうと思ひます。ただし、ケースによつてはまだダイオキシンの測定値の検出限界が高くて、そのままそいつた成績書が出されて技術評価を受けているケースもありますが、一般的にはダイオキシン対応で動くだらうといふふうに認識しておりますし、また、多分これからやられる処理も、それをクリアしない限り住民の合意も得られないといふこともありまして、すべてそんなふうになつていくかなといふふうに考へております。

なお、処理技術の安全性の問題と対応いたしまして、焼却処理も、御存じのように、焼却施設は全部ダイオキシン対策というのが含まれた形で運

転されますのでそこに対応されながまし、化学処理も、いろいろな形で化学処理をかませるのでありますが、最後には焼却に持つていくとかいろいろな局面が出てきますので、全体のプランの設計思想も全部そのような形に最終的にはいくだらうと

いうふうに考えております。

○藤木委員 それはそんなに難しいことではないのですね。

○森田参考人 はい。ダイオキシン対策技術はばかり上がりつてきておりまして、技術的にそれほど難しいことは多分ない。

ただ、コストの問題が若干かかつてきております。一九八〇年代の処理技術は焼却を中心としてありますし、それは比較的安いコストで済んでいます。そのため、現在の化学処理になりますと当然高くなりますが、現行の化学処理になりますと当面高くなります。その部分が若干ひつかかります。それから、今いろいろなところで提案されているものも、それを織り込んだ形ででき上がつてきています。その部分が少し抜けた部分があるかもしれません。

ただ、ダイオキシン対応をきちつと言ひ過ぎるところでは、それは非常にコストで済んでいます。そのため、現在の化学処理になりますと当面高くなることがあります。その部分がございまして、処理コストをどうしても下げると言われば、その部分で少し抜けた部分があるかもしれません。それが、技術的には問題ありません。

○酒井参考人 P.C.B.の処理技術はダイオキシン対応とすべきという御意見でござりますが、環境との接点、今おつしやられました例えは排水とか排ガスとかいう部分では、それを念頭に置いたシステム設計に当然すべきだというように認識してございます。

もう一点忘れてならないのは、そういう場面でいわゆるダイオキシン総量という意味合いでだけで数字を把握していくかといふと、ちょっとそれではまた逆に片手落ちになる可能性があるといふことを一点御指摘しておきたいと思います。

先ほどP.C.B.とダイオキシンの違いを発生源を中心にお話し申し上げましたけれども、いわゆるダイオキシン毒性当量として見た場合には、P.C.B.の一部とダイオキシンの一部は非常に似ています。

いま一つ、先ほどからカネミ油症事件の問題が論じられておりますけれども、鐘淵化学に現在、全部ダイオキシン対策というのが含まれた形で運

ものも存在するわけでございまして、そういう場合には、P.C.B.の純量というのも非常に大事になつてくるわけでございます。

ですから、P.C.B.の中の十三種類を取り上げるだけで本当にいかと云うと、これもまた片手落

ちになる可能性があるという点には十分留意をしていく必要があると思います。そういう意味でのバランスが非常に重要だというふうに考えております。

○浦野参考人 私も、ダイオキシン対応は今後きちんと行われるだらうというふうに思つております。

ただ、ダイオキシン対応をきちつと言ひ過ぎるところでは、それは非常に減ります。それで果たして安全側に動くかといふと、必ずしもそうではないといふこともございま

すので、ダイオキシン対応にはいくにしても、日常管理はP.C.B.の総量、先ほど酒井参考人からも御指摘がありました。総量が減れば全体的に減る

わけですから、ダイオキシン、コブランA P.C.B.も減るということで、総量での管理、あるいは副生

成物も含めた有機塩素化合物の合計量での管理とか、あるいはもう少し違う角度で見ると、簡単な毒性試験みたいなものが幾つかキット化されたものも場合によつては併用して安全確認を効率的に、しかも、むしろ頻繁に行なうことが住民理解のために、その他のものがござりますので、そういうものも場合によつては併用して安全確認を効率的に

汚染していないといふと、そのところの境目が、若干あいまいなところが残つていいとは言えな

いのですが、これはまた、一方ではP.C.B.の毒性に対する認識とダイオキシンに対する認識とが少しずれています。つまり、ここまで汚染物、ここまで汚染していないといふと、そのところの境目が、少しずれています。つまり、ここまで汚染していないといふと、そのところが残つていいとは言えな

いのですが、これはまた、一方ではP.C.B.の毒性に対する認識とダイオキシンに対する認識とが少しずれています。つまり、ここまで汚染物、ここまで汚染していないといふと、そのところが残つていいとは言えな

いのですが、これはまた、一方ではP.C.B.の毒性に対する認識とダイオキシンに対する認識とが少しずれています。つまり、ここまで汚染物、ここまで汚染していないといふと、そのところが残つていいとは言えな

いのですが、これはまた、一方ではP.C.B.の毒性に対する認識とダイオキシンに対する認識とが少しずれています。つまり、ここまで汚染物、ここまで汚染していないといふと、そのところが残つていいとは言えな

いのですが、これはまた、一方ではP.C.B.の毒性に対する認識とダイオキシンに対する認識とが少しずれています。つまり、ここまで汚染物、ここまで汚染していないといふと、そのところが残つていいとは言えな

いのですが、これはまた、一方ではP.C.B.の毒性に対する認識とダイオキシンに対する認識とが少しずれています。つまり、ここまで汚染物、ここまで汚染していないといふと、そのところが残つていいとは言えな

いのですが、これはまた、一方ではP.C.B.の毒性に対する認識とダイオキシンに対する認識とが少しずれています。つまり、ここまで汚染物、ここまで汚染していないといふと、そのところが残つていいとは言えな

物質、随分大量にあるわけですよ。汚泥もあるのです。それから固形P.C.B.といいますか、ウエスなんかもござりますけれども、そういうものの処理というのは、液状ではありませんし油状でもないようなものの処理技術というのはどこまで進んでいるのでしょうか。それちよつとお答えをいただきたいと思うのですが。

○森田参考人 このところ、油状のP.C.B.につきましては、一九八七年ぐらいから焼却に入りました。それはほぼ完了したのですが、感圧紙等に含まれているP.C.B.、あるいは一たん環境に漏れてしまつてそこから引き上げてきたものとか、それを日本じゅうに結構残つています。

ただ、これはほぼ完了したのですが、感圧紙等に含まれているP.C.B.、あるいは一たん環境に漏れてしまつてそこから引き上げてきたものとか、それをいただきたいと思うのですが。

○森田参考人 これまで、これはほぼ完了したのですが、感圧紙等に含まれているP.C.B.、あるいは一たん環境に漏れてしまつてそこから引き上げてきたものとか、それをいただきたいと思うのですが。

ただ、これはほぼ完了したのですが、感圧紙等に含まれているP.C.B.、あるいは一たん環境に漏れてしまつてそこから引き上げてきたものとか、それをいただきたいと思うのですが。

て、技術的には成熟してきているというように理解をしてございます。

ただ、今おっしゃられました保管中のものということに関しましては、やはり今後、その完全分解を目指した方向での技術開発も同時並行で図りながら、そういう意味では、固形状のものに対処していくべきだろうというように思います。

一定の技術はある。ただ、より完全を目指して今後努力すべきだろう、そういう状況だと思いま

す。

○浦野参考人 固体についてP.C.B.でございますけれども、プラスチックとか金属についているものについては比較的楽に何とかできるんですけども、御指摘のあったような汚泥とか布とか紙とか木とかいうものにしみついたもの、あるいは汚染土壤もそうなんですが、これは結構難しいところがございます。

難しいといいますのは、要するに、単に技術的に難しいということではなくて、やはりお金がかかる。お金を使うとければ当然できるわけですから、それでも、ごく少量のP.C.B.を回収、分解するため非常に大金がかかるとなると、それが非常に負担になる。あるいは装置が極端に大がかりになってしまって、かえって住民不安がふえてくる。余り大がかりですごい装置でやると、これまたすごいことをやっているんじゃないかなという感じにもなるという部分もないわけではない。

そういう意味でいうと、あるレベル以下のものは、ダイオキシン対策がしっかりとられた焼却施設に持っていくというのが私は妥当なやり方だというふうに思いますが、それを恐れ過ぎてかえつていろいろな問題を生じさせることが、実は鉱化の処理が、ある意味では高温で非常にうまくいったにもかかわらず、不安があつて、それを乗り越えられなかつたために二十数年間放置されてきた。あれの焼却法を本当に認知してきつとしておれば、もつと早くP.C.B.対策はとれていたという部分もございます。

ですから、焼却とそのほかの処理をきつとし

た管理のもとに組み合わせてやっていくことが重要ではないかというふうに思つております。

○藤木委員 最後になりましたけれども、村田参考人に伺います。

既に解体されたり環境に出でしまったP.C.B.の問題についてお述べになつたわけですから、不明となつてゐるP.C.B.が、ダイオキシン換算にして百四十キログラムというふうに言われてお

りますけれども、何か名案がありますでしょうか。

○村田参考人 残つてゐるところ、例えば明らかに土壤汚染をしているような、ごみ埋立地は別にして、今事業をやつてゐるところの工場敷地内にそういう汚染土壤があるというようなところで

は、それを処理するということは対策としては考えられるわけですが、今三人の参考人からお話をあつたように、処理技術が非常に難しい。土壤をどうやって処理するのか。最終的には焼却処理みたまことしか今のところ考えられないのです

が、施設は非常に大がかりなものになるというこ

と。それから、単品ですら反対運動が起きるのに、そういう非常に微量入つてゐる混合物を熱処理して完全にできるのかという心配や何か、それから、そういうものが入つてくると、当然最終的に

はダイオキシンや何かを副生するおそれもあると

いうことで、かなり難しいかと思います。

○藤木委員 ありがとうございます。

○五島委員長 阿部知子さん。

○阿部委員 社会民主党和市民連合の阿部知子と申します。私は、もともと子供の医者でございま

す。

昨年の十一月でございましたが、環境庁、こと

申します。私は、もともと子供の医者でございま

す。

調査で、いわゆる臍帯の中にP.C.B.を初めてとする

いろいろな化学的汚染物質の移行が確認されたと

いう報道がなされていますが、さよう、こうし

た委員会が開かれますことも、そうした次世代への影響が私どもの非常に強い関心にあつて、やは

りこの処理問題はどうしても解決していかなければならぬ時期に差しかかつてゐるという認識を觀察するかということと若干関係してくるのですが、日本全体の人の汚染がどういうふうに推移していくか、そして、そのリスクがどうなつていて

かと、やはりキーワードは、安全と安心と住民合意という、どなたもそこに力点を置かれて聞いておられます。私も、安全、安心、住民合意について、おののの四方にお伺いいたします。

まず、一番目は森田先生にお伺いいたします。

きょうお示いいただきましたレジスメも非常に簡略にまとまつておりますし、改めて勉強させていただいた思いがいたしますが、いわゆるP.C.B.についての認識が、わずかこの三十年、四十年の間でもこれだけ変遷を重ねてまいりまして、当初認識されていた毒性とは大きく違ひが出てゐるということも、ここで先生がお話し下さいました。

まず、一番目は森田先生にお伺いいたします。

きょうお示いいただきましたレジスメも非常に簡略にまとまつておりますし、改めて勉強させていただいた思いがいたしますが、いわゆるP.C.B.についての認識が、わずかこの三十年、四十年の間でもこれだけ変遷を重ねてまいりまして、当初認識されていた毒性とは大きく違ひが出てゐるということも、ここで先生がお話し下さいました。

そして、そうした危険性の再評価も大切である

うというお話をしてくださいましたが、その場合に、いわゆる危険性ということを評価するための必要なモニタリングということが非常に重要なことになります。

それから、モニタリングということが非常に重要なモニタリングということが非常に重要なことになります。

について、まずお伺いいたします。

○森田参考人 まず、モニタリングとしては、何を觀察するかということと若干関係してくるんですが、日本全体の人の汚染がどういうふうに推移していくか、そして、そのリスクがどうなつていて

かと、やはりキーワードは、安全と安心と住民合意という、どなたもそこに力点を置かれて聞いておられます。私も、安全、安心、住民合意についておられます。

まず、モニタリングがあります。また、モニタリングを使つたモニタリングがあります。また、

鳥とか、そういうものを使って蓄積状況の推移をはかるというモニタリングもあります。また、当然、トレンドが結構重要ですので、過去に振り返つてどうであったか、そういう形のモニタリングもございます。

私たちの研究所も、そういったことには結構これまで力を入れてやつてきておりますし、また、これからもやつていく予定になります。

それから、モニタリングのケースについてですが、高砂の場合は、まず一つは、住民の方々によってもその部分に大量のP.C.B.があるという

こと自体が相当不安な材料であつて、そういう意味では、まず、住民を含めて、そこにあるものを消すということが非常に重要な課題であったといふことがあります。

したがつて、ここでもう一つの課題でありましたのは、せつかくいい施設をつくつたのであるから、日本のはかのところにあるP.C.B.もそこで焼かせください。

それからもう一つ、先生のお話の中できょう勉強になりましたのは、高砂市で実際に住民合意のもとに処理工場がうまく機能した例があるとおつしやいましたが、この場合には、一体何をモニタリングしておつたか。十年前だから土壤とか大気とかはしていませんでしたよ、それでも住民合意は得られましたよといふことかもしれません。

もう一つ、そこで行われた作業ですが、まず一つは、そういった焼却施設のシステムの安定性、それから、排出することを含めて、いろいろな条

件を非常に厳密に規定して、そしてそのとおり運転する。運転管理を非常に厳密にやるということと、それを二年間やることをまずやつたこと。あわせて、排水、排ガスのモニタリングを実施して、確かにそこには汚ることを検討するということをやっています。

もともと、錠化の工場自体相当PCBで汚染されて、もともとPCBを使っていたところでもありますし、それから、高砂市はそのほかに三菱紙の工場などもあつたりしまして、その付近の海域もとともに既に若干汚れていたということではあります。が、そういったところに新たな負荷をしている形跡は見えなかつたという状況であります。

○阿部委員 大変ありがとうございます。

先生の研究所で母乳あるいは臍帶血等々のモニタリングも視野に入れながらトレンドを見るというお話をしたが、実はこれは、今般、もしも環境事業団が公的なかかわりをいたしますようになれば、当然国としてそなしたモニタリングを積極的に進めるべきだと思いますし、また御助言を賜ればと思っております。

では二点目、酒井先生にお伺い申し上げます。

先生のきょうの御発言と、それから前もつていただきました先生の論文を読ませていただきました。趣旨といたしまして、大気汚染等々が心配されている以上に、現在、PCBが流出しているような形での汚染が非常に問題であるというお話を伺いました。そして、約一万一千台でしょうか、コンデンサーも行く先明になつていて、この件は、今までの御研究の中で、一番目の質問とも関係いたしますのですが、これまで、そういう行方不明になつてしまつたこととあわせて、各地域での環境モニタリング等々の実績はございましょうか。先ほど先生は、イヌイットの女性の母乳のことをおつしやいましたが、例えば全国各地の母乳を調べてみたとか、この県では不明が多かつたとか、そういう日本のマッピングはございますで

しょうか。PCBが三十年間放置され続けたことの環境負荷を具体的に指示するようなデータがございましたら、お教えくださいませ。

○酒井参考人 私が不勉強かもわかりませんが、私の知る限り、そういう地域ごとのマッピング

は、比較できるような形では存在しないかと思

ます。ただ、散発的には、湖底あるいは海底とかの底質をモニタリングした例という形で、地域的にやはり高い場所があるというようなことを指示するような結果というのはあるかと思います。それは、国レベルでもこれまで行ってきた事例は

あるうかと思います。ただ、全体を満遍なく調べて、それで全然穴がないというような形のものは、ちょっと私は存じ上げません。

○阿部委員 今般の法律の中では、地方自治体の関与ということが出てまいりますし、各地方自治体がこぞつてPCBのちゃんとしたモニタリングをして、下げていくような努力をしてくれる向きに、また先生の研究も生かしていただければと思います。

三番目、浦野参考人にお伺いいたします。

一点目は、先生のおっしゃる、環境事業団等々の半ばオフィシャルな方式を用いた場合と、これまでの民間で処理していた場合の住民の参加、同意について、何か具体的に担保できるようなものがあるかというのが一点でございます。公共の事業団でした方が住民合意がうまくいくと考えさせられることが何があるか。

それから、続けて二点で申しわけございませんが、もう一点は、皆さんの口にも上りましたか不思議症のケースでございます。

実は私は、昨年の夏、五島列島に患者さんの検診に行ってまいりました。三十年前に主に皮膚症状を訴えていた患者さんたちは、今は、乳がんであるとかあるいは肝機能障害、慢性の肝臓障害であるとか老齢に伴ういろいろな神経合併症であるとか、当初予測した病態像とは全く異なるとすら

言えるものを呈しております。先生御提唱の患者さんのフォローアップ、必要によつては医療費の减免等々について、私は免除すべきものだと思いますが、貴重なデータを貢献してくださつておられるのか、民間の方が多いのかという御質問、もう一つは、油症患者さん等のフォローの問題でございます。

○浦野参考人 重要な点が二点、御指摘というか御質問があつたと思うのですが、一つは、事業団というか国の関与した機関の方が住民合意が得られるのか、民間の方が多いのかという御質問、もう一つは、油症患者さん等のフォローの問題でございます。

私は十分把握をしておりませんが、先ほど申し上げましたように、ある程度公共的なところでやられざるを得ない部分があると、全部ではありませんけれども。それはどこかでやらなきやいけないとすれば、国が関与した事業団でもいいというふうに思つております。

それをどこに立地するかは、変な話ですけれども、やはり住民合意の得られやすいところに多分立地を考えておられる。ですから、国がやつているということで安心感の得られるような、あるいは大企業の敷地の中の一部を使って、その敷地自身が町ぐらの大きさがあるようなところもござりますので、そういうところで物事をやる場合と、そうではなくて、それなりの人たちがいて、周辺住民が不安がある場合とで合意形成の仕方と

いうのは随分違うだろう。

ですから、一律に、国がやれば合意形成が得やすいということには決してならないし、むしろ民間が幾つか拠点をつくつてやる計画もあるようですがれども、民間の方々から伺つておりますと、やはり住民合意をどう得るか。逆に言うと、悪く

いうふうに思つております。

○阿部委員 大変ありがとうございます。

最後に村田参考人になりますが、私どもがお願

いいたしましたので、時間がございませんので、えて質問を省略させていただいて、ただ一点、やはり保管と使用と処分の間にはほとんど差がない、ぐるぐる回つておるので、処分、廃棄だけを処理してもしようがないということを教えていた

だきましたことをお礼申し上げまして、終わらせたいただきます。ありがとうございます。

○五島委員長 以上をもちまして参考人に対する

質疑は終了いたしました。

参考人の皆様におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

正午休憩

午後、時六分開議

○五島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、内閣提出、ボリ塩化ビフエニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案及び環境事業団法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

兩案審査のため、本日、政府参考人として、厚生労働省医薬局食品保健部長尾崎新平君、農林水産省大臣官房審議官坂野雅敏君、農林水産省生産局畜産部長永村武美君、農林水産省農村振興局次長佐藤準君、経済産業省製造産業局長岡本巖君、経済産業省製造産業局次長増田優君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官広瀬吉君、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長岡澤和好君、環境省総合環境政策局長川雅治君及び環境省総合環境政策局環境保健部長岩尾總一郎君の出席を求める、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○五島委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。樋高剛君。

○樋高委員 自由党の樋高剛でございます。きょうもお時間をちょうどいいましたとして、委員の皆様方、そして大臣、副大臣、そして政務官、感謝いたしております。

きょうは午前中、参考人の四人の先生方にお越

しをいただきまして、改めて理解を深め、そしてさまざまな観点、視点からも、この法律案につきましての意義を私自身またいろいろ考えさせられたわけありますけれども、冒頭、午前中参考人の先生方から賜りました件につきまして、大臣の御所見を若干賜りたいと思つております。

まず、今回のこの法律案の目的のところに、極めて当たり前なんですねけれども、「国民の健康の保護及び生活環境の保全」とうたつてあるわけでもありますけれども、ある参考人の先生からは、もう少し次元を広げた形で、例えば、P.C.B.廃棄物というものがそもそも地球環境にも重大な影響を及ぼす可能性がある。そういう観点から、海の哺乳類を初めとする世界の野生生物、つまり生物多様性の保護にも努めるべきだという御意見もあったのであります。大臣、いかがお考えでしょうか。

○川口国務大臣 委員おつしやられますように、目的には「国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る」というふうに書いてございまして、海の哺乳類等については触れていないということでございますけれども、この法律を成立させていただいた暁には、その運用に際して、そのようなことにも十分に注意をして運用してまいりたいと思います。

○樋高委員 一方で、処理施設の設置に当たりましては、施設の設置、そして維持管理に関するコストの部分でも議論になつたわけでありますけれども、コストの抑制にまで十分に配慮する必要があるのではないか。

そして一方で、環境事業団が行うことになつてます。いるP.C.B.廃棄物処理事業の実施に当たつては、期間内処理は確実に達成されるよう努める、これは当たり前だと思うんですけれども、処理コストの削減、つまりコストという概念もきょう先生方からたくさん寄せられたのでありますけれども、コストの削減にも十分に配慮する必要があるといふふうに私は考えますが、大臣いかがでしようか。

りました。

そこでリスクコミュニケーションという言葉が出てきたわけあります。施設周辺にお住まいになつてある方々に、この処理事業について十分に理解をしていただくように処理事業者を指導する必要までやはり踏み込んだ方がいいんじゃないかなとお考えも賜つたのであります。大臣、いかがお考えでしょうか。

○川口国務大臣 委員がおつしやりますリスクのコミュニケーションということにつきましては、私も非常に大事なことだというふうに思つております。

このリスクコミュニケーションの考え方に基づいてさまざまやるべきこと、情報の収集あるいは整理、その情報公開といったようなこともあると思っておりまして、環境省いたしましては、

そのような方向で環境事業団を十分に監督指導して、そういうことが図られるようにしていきたいと思います。

ただ、いざれにいたしましても、最初に申し上げました、いかなる事業にあつてもこの点については十分に注意をして事業を進めるということが大事でございますので、この点につきましても、環境事業団に十分に指導及び監督をしてまいりた

いと思います。

○樋高委員 力強いお言葉を賜りました。指導そ

して監督を今後ぜひ、引き続きコストの削減、抑

制という観点から、しっかりとお願いをしたいと

考へております。

○樋高委員 そして今回、P.C.B.廃棄物の処理の実施に当たつては、安全性を十分に確保すること、これ

りましては、安全な視点から、しっかりとお願いをしたいと

考へております。

○樋高委員 力強いお言葉を賜りました。指導そ

して監督を今後ぜひ、引き続きコストの削減、抑

制といつての観点から、しっかりとお願いをしたいと

考へております。

○樋高委員 そして、P.C.B.廃棄物の処理の実施に当たつては、安全性を十分に確保すること、これ

りましては、安全な視点から、しっかりとお願いをしたいと

考へております。

○樋高委員 そして今回、P.C.B.廃棄物の処理の実施に当たつては、安全性を十分に確保すること、これ

りましては、安全な視点から、しっかりとお願いをしたいと

考へております。

○樋高委員 そして、P.C.B.廃棄物の処理の実施に当たつては、安全性を十分に確保すること、これ

りましては、安全な視点から、しっかりとお願いをしたいと

考へております。

○樋高委員 そして今回、P.C.B.廃棄物の処理の実施に当たつては、安全性を十分に確保すること、これ

りましては、安全な視点から、しっかりとお願いをしたいと

部分で情報開示をするということが私は重要なことではないかと考えるのであります、いかがでしょうか。

○川口国務大臣 委員おっしゃられました運転状況その他に関します情報公開等でござりますけれども、やはり地元住民の方の安全と安心の確保、あるいは御理解と御協力ということが、この事業を適切に進め、予期された成果を生み出すために非常に重要なことだというふうに考えております。そのようなことが尊重されますように指導監督をしていきたいと思っております。

○樋高委員 今回、P.C.B.廃棄物をいよいよ処理するということがありますから、運搬がなされるわけであります。そして収集、一ヵ所に集められるということになりますけれども、安全性の確保は当然でありますし、運搬中に事故が起こる可能性もある。

例えばトラックで運ぶのか何でだかわかりませんけれども、思わぬアクシデントによりまして事故を起こして、それが高速道路にばらまかれたりとかすることも十分考えられるわけでありまして、あつてはならないことでありますけれども、万々が一P.C.B.が漏れた場合などについての対策もあらかじめしっかりと十分検討して決めた上で行うべきというふうに考えますけれども、その辺はいかがなつておりますでしょうか。

○川口国務大臣 事故があるということはあってはならないことだというふうにも考えておりまして、そのことがないように適切に指導監督をしていきたいと考えております。

○樋高委員 前回、質問の時間をいただきましたときは処理法案の方につきまして質問させていたしましたので、今回は環境事業団法につきまして重複的に質問させていただきたいと思います。

P.C.B.廃棄物特別措置法案によりまして、先ほど申し上げてまいりましたが、事業者に対しまして一定の期間内の処分が義務づけられるということになりましたけれども、単に義務づけをしただけでは、事業者にとってそれが実行可能なもの

でなければ実際にはP.C.B.廃棄物の処理は進まないわけであります。根本的な問題の解決には至らないと考えるわけであります。

環境事業団法の改正におきまして、今回新たにP.C.B.廃棄物をみずから処理する事業を行うこととされておりますのは、事業者がP.C.B.廃棄物の処理を委託することが可能となるよう処理体制の整備を行うという趣旨と考えられまして、その意図は理解できるわけであります。

しかし、P.C.B.廃棄物を含む産業廃棄物の処理につきましては、第一義的には民間で行われるべきであり、この部分を確認したいのでありますけれども、必要な場合には、県、市町村、都道府県も処理することができる事となっているわけであります。

したがいまして、今回、国の所管する環境事業団という特殊法人がP.C.B.廃棄物の処理をみずから行うというのには異例でありますけれども、それはきっと何か意味があるんだというふうに私は理解をするわけであります。

改めて伺いますけれども、では、なぜ事業団が処理を今回行わなくてはいけないのかを国民にわかりやすく、どうか丁寧に、この際、きちんと御説明をいただきたいと思っております。

○川口国務大臣 今回のP.C.B.廃棄物処理特別措置法によりまして、P.C.B.廃棄物を一定期間内に処理するというのを義務づけるわけでございます。その場合、義務を果たすことができる、処理をすることができるということの前提是、それを可能にする施設があるということでございます。

○樋高委員 去年の十二月でありますけれども、政府が閣議決定いたしました行政改革大綱における特種法人等整理合理化を図ることとされておりまして、平成十三年度中、つまり今年度中にそのための特殊法人等整理合理化計画を定めると決めていました。平成十三年度中、つまり今年度中にそのための処理事業を追加するということは、この行革大綱でありますけれども、その件につきまして、大臣いかがお考えでございます。

○川口国務大臣 今回の法改正というの急がれていたP.C.B.廃棄物の処理を国が行っていく、緊急に処理体制を確保するということが必要で、そのため、環境事業団の事業にP.C.B.廃棄物処理事業、それから処理費用の助成を行う事業を追加するというものでございます。

また、この事業を追加するに当たっては、従来

それならば地方公共団体が廃棄物処理センター等をつくつて処理をすればいいではないかというところでございますが、このセンターの処理体制は困難が伴うということでございます。

環境事業団法の改正におきまして、今回新たにP.C.B.廃棄物をみずから処理する事業を行うこととされておりますのは、事業者がP.C.B.廃棄物の処理を委託することが可能となるよう処理体制の整備を行うという趣旨と考えられまして、その意図は理解できるわけであります。

しかし、P.C.B.廃棄物を含む産業廃棄物の処理につきましては、第一義的には民間で行われるべきであり、この部分を確認したいのでありますけれども、必要な場合には、県、市町村、都道府県も処理することができる事となっているわけであります。

したがいまして、今回、国の所管する環境事業団といふ特殊法人がP.C.B.廃棄物の処理をみずから行うというのには異例でありますけれども、それはきっと何か意味があるんだというふうに私は理解をするわけであります。

改めて伺いますけれども、では、なぜ事業団が処理を今回行わなくてはいけないのかを国民にわかりやすく、どうか丁寧に、この際、きちんと御説明をいただきたいと思っております。

○川口国務大臣 今回のP.C.B.廃棄物処理特別措置法によりまして、P.C.B.廃棄物を一定期間内に処理するというのを義務づけるわけでございます。その場合、義務を果たすことができる、処理をすることができるということの前提是、それを可能にする施設があるということでございます。

○樋高委員 去年の十二月でありますけれども、政府が閣議決定いたしました行政改革大綱における特種法人等整理合理化を図ることとされておりまして、平成十三年度中、つまり今年度中にそのための処理事業を追加するということは、この行革大綱でありますけれども、その件につきまして、大臣いかがお考えでございます。

○川口国務大臣 今回の法改正というの急がれていたP.C.B.廃棄物の処理を国が行っていく、緊急に処理体制を確保するということが必要で、そのため、環境事業団の事業にP.C.B.廃棄物処理事業、それから処理費用の助成を行う事業を追加するというものでございます。

また、この事業を追加するに当たっては、従来

のスクラップ・アンド・ビルトの考え方に基づいて、国立・国定公園複合施設建設調達事業を廃止することといたしております。それから、新規事業につきまして、時間を決めて、時期を決めて、廃止も含めて見直しをするというふうにしているところでございます。

委員御指摘の、行政改革大綱で特殊法人の抜本的な見直しをするということとされているわけでありますけれども、環境事業団につきましては、今後、時代のニーズに対応すべく、今までもやつてしまいましたけれども、必要に応じまして見直しはしていく所存でございます。

○樋高委員 今回、こういう新しい業務を環境事業団に行う、一方で、しっかりとこの全体の行革大綱を一度決めたことに対しまして、新たに、初心に返つて事業そのものをきちっと見直すということになります。

○樋高委員 去年の十二月でありますけれども、政府が閣議決定いたしました行政改革大綱における特種法人等整理合理化を図ることとされておりまして、平成十三年度中、つまり今年度中にそのための処理事業を追加するということは、この行革大綱でありますけれども、その件につきまして、大臣いかがお考えでございます。

また、今回事業団に新たな業務を加えるといったとしても、この際、財政上、また内容として一度はじめをつけるべきでないか。そのはじめと申しますのは、一方で聞かれますのは、仕事がないから、仕事がないはずはないと思うんですけども、P.C.B.処理事業をさせるために、今回、環境事業団にその役割を担つてもらうようにしたといふふうにも一部では言われているわけであります

こうした時期に環境事業団の業務としてP.C.B.の処理事業を追加するということは、この行革大綱に反しないのかという意見も聞かれるのですが、その件につきまして、大臣いかがお考えでございます。

○川口国務大臣 今回の法改正というの急がれていたP.C.B.廃棄物の処理を国が行っていく、緊急に処理体制を確保するということが必要で、そのため、環境事業団の事業にP.C.B.廃棄物処理事業、それから処理費用の助成を行う事業を追加するというものでございます。

また、この事業を追加するに当たっては、従来

模の大問題であります。特に我が国の環境行政といふか環境政策の一一番大事な部分ではないかと思ひます。

そこで、最初にちょっと確認をしておきたいと大臣にお願いいたします。

国権の最高機関である、環境問題を扱つこの環境委員会が、私どものような判断よりも優先され最高の意思決定機関だと認識しておりますが、大臣はいかがでしょうか。

○川口國務大臣 我が国は三権分立ということでやつてゐるわけでして、その三権それぞれの立場に従つて、憲法にのつとて仕事をしていくべきものだと思っております。

○山田(敏)委員 私は、この問題をぜひ環境委員会の集中審議の場に移していただきたいと思いまして、しばらくその理由をこの場で議論させていただきたく思います。

まず最初に、先週の宣言以来、アメリカ及びEUでさまざまな動きがございました。その後、大臣は、大統領と直接話をされるか、交渉されるか、あるいはアメリカからどのような返事があつたか、この点についてお答えください。

○川口國務大臣 まず、大統領と直接に私が交渉をしたかという御質問でございますけれども、各

国政府におきまして、私のカウンターパートはそれぞの国の環境大臣でございまして、私は、必ずしもといいますか、残念ながら大統領と直接交渉ができる立場にはないということをまず申し上げさせていただきたいと思います。

それでは、私が何をしたかということをございますけれども、現在さまざまな取り組みが行われておりますまして、そういうようなアメリカに向けての働きかけをどうするということについての議論をリーダーシップをとつてさせていただいておりまし、そういう意味では、森総理からブッシュ大統領に手紙を出していただきまして、けさほども、閣議の終了後、五大臣集まって、情勢の分析及び認識の共通化をさせていただいたところでございます。

○山田(敏)委員 今のお情報では、今のところ働きかけると、先週より変わらないのですが。E.U.は、おどりになりますが、ステートメントを出しておられます。これはスウェーデンのランソン環境大臣が出したもので、私の手元にあります。三月三十一日付です。私が先週取り上げました、手紙を書いて抗議をするということでは、アメリカが意見を変えるとか何か議論が起ることか、そういうことでは起らぬのじやないか、ただきたいと思います。

まず最初に、先週の宣言以来、アメリカ及びEUでさまざまな動きがございました。その後、大臣は、大統領と直接話をされるか、交渉されるか、あるいはアメリカからどのような返事があつたか、この点についてお答えください。

○川口國務大臣 まず、大統領と直接に私が交渉をしたかといふことは、日本語で申しますと、

これは英語なんですが、日本語で申しますと、同時に、アメリカを除外した形、すなわち、五五%条項で、アメリカが参加しなくても二〇〇二年にこの京都議定書は発効する、それに向けて準備をする、解決策を見つけるための準備をするということが書いてあります。

すなわち、大臣がおつしやった情報とはちょっと違つていて、EUはもう既に、手紙を書く、説得はするけれども、しかし、アメリカ抜きでこれをやらないと、そういう選択肢をとる方法がいいのではないかということがつくりステートメントで出ておりますが、それについてはいかがお考えでしょうか。

○川口國務大臣 私も、先ほど申しましたようにホイットマン長官には手紙を書きましたし、それから談話を出させていただきまして、その中で、今回のアメリカの状況については、今後の京都議定書をめぐる議論をおくらせる、それに問題を生じさせるということで、非常に遺憾であるという

ことを申し上げております。

それから、EUの関係の方々とも私は対話を持りましたけれども、EUのそのステートメント、環境大臣会合によるステートメントでございますけれども、それも、アメリカを抜きで云々といふことの前に、やはり一緒にアメリカに働きかけることが大事なんだということをまず言つているわけでございます。

現在、アメリカは京都議定書のプロセスから離脱をしたという報道が新聞になされてゐるのを私も読みましたけれども、それはそういうことではございませんで、アメリカは、国際的なプロセスを通じて、市場のインセンティブを生かした形で、あるいは技術それから他の革新的な取り組みを大事にする形で、どういう対応がアメリカにとつてとるべき道であるか、政策のレビューをするということを言つてゐるわけでございまして、そのプロセスあるいは気候変動の問題が重要なことなどを言つてゐるわけでは全くございませんで、何がいいかということをアメリカとしていることを言つてゐるわけでは全くございませんで、何がいいかということをアメリカに働きかけるということがまず大事だというふうに認識しております。

アメリカはそうやつて考へてゐるわけでござりますから、私どももEUと一緒でアメリカに働きかけるということをアメリカとしていることを言つてゐるわけでは全くございませんで、何がいいかということをアメリカにしては、明確にこういう立場にあるのだといふことに前回答弁されたので、私もそう思つていたのですが、きょうは、今までわからぬとか何かアメリカも取り組むとか、そういうちょっとわけがわからぬことになつたのですが、一応日本政府としてはの認識をはつきりするには、まず、アメリカは京都議定書から外れたということを明言して、文書にも出してやつてあるわけですから、これに前回答弁されたので、私もそう思つていたのですが、きょうは、今までわからぬとか何かアメリカも取り組むとか、そういうちょっとわけがわからぬことになつたのですが、一応日本政府としてはの認識をはつきりするには、まず、アメリカは京都議定書から外れたということを明言して、文書にも出してやつてあるわけですから、これは、明確にこういう立場にあるのだといふことではないと、この先の議論が全然進まないので、いかがでしようか。

○川口國務大臣 私は先週申し上げたことと全く同じことを申し上げてゐるわけでございまして、先週申し上げたことで先ほど答弁のときに申し上げませんでしたことは、アメリカの共和党は選挙のときから、選挙綱領において京都議定書は支持しないということを言つてゐる、それをブッシュ大統領は、議定書は支持しないということを大統領になつて今回言つたということでござりますが、それは、京都議定書の今行われてゐる議論、その枠組みから離脱をするということはちつとも言つておりませんで、それは先週もそういうふうに申し上げておりますけれども。

アメリカは、温暖化問題については、これは大変に重大な問題でありますと受けとめて、国際的なプロセスを通じて、市場のインセンティブを生かし、技術あるいは革新的な取り組みの枠組みを尊重するようなことが大事だと考え、現在政策のレビューを行つてゐる過程であつて、その政策のレビューはまだ終わっていないということでございまして、それを先週も申し上げましたし、先ほど申し上げたわけでござります。

○山田(敏)委員 それでは、日本語でもう一回整理しますと、京都議定書は支持しない、しかし離脱したわけではない、こういうことでよろしいのですか。

○山田(敏)委員 たしております。
でございますが、日本はアメリカ、カナダとともに
去年の十一月のCOP6のことと

に 吸収源を認めるという主張を行いました。これは世界的に見ても、また日本の中から見ても、アメリカ、カナダは吸収源が日本の恐らく何十倍あるわけですですから、こういうことを言うところの議定書の精神そのものが破壊される、こういうような意見がEUから出されたと思うのですが、大臣、そのとき、日本が吸収源を提案して、そしてそれが会議の中で受け入れられなかつた点についてどういうふうにお考えになりますか、お答えください。

○川口国務大臣 吸收源というのは既に京都議定書に盛り込まれておりますし、それを日本が提案して拒否されたという話では全くないわけでございまして、一九九七年の第三回の締約国会議の際に、吸收源については相当な時間を使って議論がなされ、それを京都議定書の一部として取り入れるということで各国が合意をしたわけでございます。また、それが、各國が、特に先進国であります。

すアメリカ、日本あるいはEUが、それぞれ七%、六%、それから八%という削減を受け入れるときの前提にもなつていてことだというふうに私は理解をいたしております。

○山田(総委員) 私が申し上げたいことは、日本がこの吸收源を主張して、今の議定書の目標である数字を積極的に、前向きにやつていく姿勢が見られなかつたことが非常に残念だということを申し上げたいのです。

また、アメリカは現在、京都議定書を支持しないということを明確にしたわけですが、それでも、そのアメリカの理由が幾つかあると思うのですけれども、本当の理由はどこにあるとお考えでしよう

○川口國務大臣 私は、その共和党政権の当事者ではございませんので、今その点について、どこにあるかということはよくわかつておりません。各国と電話等で、何を今アメリカは考へてあるのか。

のかということを話をいたしますけれども、どこ
の国におきましても、そこについてはよくわから
ないということでおざいまして、現在、アメリカ
は温带といつて、二つをめぐらして行つて、か

が温暖化についての政策のレビューを行ってして、最もですので、そのレビューの結果を待ちたいと
いうふうに思います。

○山田(敏)委員 これを支持しないというアメリカの本当の理由は、この京都議定書を守ることができない、すなわち、CO₂の排出量がどんどんふえまして、今九〇年レベルから一〇%ぐらいふえた、日本も今似たような事情がございますが、そのままいくとこの議定書を守ることができない、そういう事情で、この議定書を支持しないとい

いうふうに言われております。これは、日本も似たような事情で、日本が積極的に六%削減のための明確なプランなり政策なりを、これが環境省から出てこないわけですねけれども、かなり思い切ったCO₂削減のための政策が出てこないと、日本も京都議定書の規定を守ることができない、こういう状況にあると思います。

○川口國務大臣 その点はいかがでしょうか。

う政策をとつたらそこでその議定書の定めるとこ
ろの削減目標を満たすことができるだろうかとい
ふことで一生懸命に考えておりますし、そのため
に、京都議定書の中のさまざまな吸収源、あるい
はその京都メカニズムといったようなことが議論
をされているということでございます。

○山田敏委員 日本の六%削減についていろいろ
な試算が出ておりますが、御存じだと思います
。このままの状況ですと非常に難しいというい

いろいろな分析結果が出ております

そこで、私、先週も申し上げました。環境省は、やはり日本の行政をリードする立場を持つて

もらいたいという意味で、自然エネルギーの促進法案というのが議員連盟で出ております。これも

まだ成立しておりません。これは、風力等の自然エネルギーをやろう。あるいは自動車の排気ガスについて革新的なというか削減のための政策、これについてはあります。今までやりました、もつ

く日本は六%削減はできないだらうという非常に強い反対のドライビングフォースがありますけれども、環境省として本当にこの点を真剣に考えるかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○川口国務大臣 環境省で、中央環境審議会のもとでさまざまな検討を行っておりますけれども、その検討会で出しました試算におきましては、これはさまざまな前提がございますけれども、多分、今までいきますと、二〇一〇年でも

に、これは約束期間のど真ん中の年でござりますが、恐らく五から八%ぐらい一九九〇年と比べてふえてしまってあるうことが試算として出ております。

ただ同時に、もう一つの試算で、もし必要な制度等の措置を導入いたしますと、技術的な可能性などいたしましては、それを減らし、削減目標を守るということが可能になるだろうということも検討しております。

討論会の結果として出ているわけでございます。したがいまして、技術的にはそういうことは可能であるということでござりますので、環境省のみならず、関係省庁、それから、これは国民のラ

イフスタイル等にもかかわってくる重要な、さまざまな主体が努力をしなければいけないことでございりますので、そういった努力も重ね合わせて、削減目標を達成することが可能になるような努力をいたしたいと思います。

実際技術的な革新というのはあるかどうかわからぬわけでですから。私が申し上げたいのは、環境行政を一つの環境産業行政として考えてやつていいないと、この問題はできないと思います。

ドイツが十年前に、風力発電の買い取り義務と

いうのをやりました。それによって七百万キロワットの風力発電ができるようになりました。それによってコストが大幅に下がって、それによってこれまでの風力発電ビジネスの大きな壁

業 四千億円とも言われておりますけれども、新たな雇用も起こって、さらにCO₂の削減に大きく貢献したということがございます。

ですから大臣、もう少し、環境大臣は一つの権威を持つていらっしゃるわけですから、みずから今の環境行政について、環境産業行政ととらえて大きくこれを変えていくという意思が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○川口国務大臣 委員がおっしゃられますよう

に、削減をしなければいけないということは、環境ビジネスといいますか、環境産業の育成あるいは振興ということでいきますと、非常に重要なチャンスであるというふうに私どもは認識をしております。

て国民のそれぞれの方も努力をしていただく必要があるわけでござります。

けでございますが、産業部門は比較的削減が進んでおりまして、その他方で民生部門が、例えば自動車の一台ごとの燃費はかなり向上いたしましたものの、使用台数が非常にふえたということでお温暖化ガスの増加につながっているということもござります。

その他、民生の事務部門といいますか業務部門でかなりふえているとすることが実績でございまして、委員おっしゃる環境ビジネスというの

おっしゃるとおりでござります。さらにそれに加えて、国民の皆さんお一人お一人のライフスタイルを変える等の努力等が必要だというふうに思つております。

日本が世界をリードしてこの地球温暖化の問題をやつしていくということには技術革新と申されましたが、それどころかこれは政策があつて初めて技術革新というのを進んでいきます。日本は、過去三十年間風力発電の研究をやりました。しかし、技術的には今ヨーロッパに比べて十年おくれでいています。それは政策というものがなかつたからなんですね。ですからこれからは、世界をリードしてこの地球の温暖化問題をやるには、日本が思い切つた政策を出さないとやつていけないというふうに思つております。

その意味で、理事会に諮つていただきたい。今回のこの京都議定書の問題について、非常に重要な局面でありますと同時に、環境行政の大きな転換を図つていただきたいという意味を込めまして御提案したいと思います。

例えば十年後に、ガソリンエンジンとディーゼルエンジンの製造と販売を禁止する法律、これを検討して、それによつて電気自動車の大きな技術開発が進んで、その技術によって日本が世界をリードする産業を持つことができる、こういうこともシナリオとしてあるわけですから、ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、PFIの問題に移らせていただきまます。

前回の委員会で、PCBの処理については、三十年間行政の責任があるから、これを、国民の税金を使わないのでPFIという手法を使ってやる」とが、國民が一番理解ができる方法ではないかと、いう御提案を申し上げました。そして、PFIについていろいろと御質問いたしましたら、大臣の方から、PFIというのは、民間がつくつて後で国が買い上げるから税金を使うことになるのだという答弁がございました。私も非常に驚きました。

た。要するに、環境省として本当に、PFIは税金を使わないでやる手法ですから、そのようなことは、だれが申されたのかわかりませんけれども、あり得ない議論でございます。PFIについて議論を深めて、そして知識を深めていただきたいと思っております。

先週申し上げました福岡市の例がござります。

ここに福岡市の報告書がございます。福岡市の環境局が、P.F.I.によって清掃工場の余熱を利用し、てやる事業でございます。これを行いました。

われは、コンサルティングが始まってから約一年半で契約が結ばれました。平成十三年の二月二十日に議会で承認されましたので、その前の一月に仮契約をして決定されました。

この中で、先週申し上げましたが、PFIでやることによって約半額ができるようになったといふふうに申し上げました。これは、当初福岡市が試算しておりました十七億円という上限価格に対して、落札が決まりましたのは十一億九千万円、半分に近いというか、かなりコストが下がったわけです。

これによって、福岡市は幾らの税金を使つたか、

これがお聞きしましたら、アドバイザーファイ、PFIをすべてやるアドバイザーと契約したわけですが、その費用二千三百万円で、税金を十七億

円使って市が運営する予定であったこの施設を、十五年間の運営を民間に任せて、そして十五年後無償で市に返還する、こういう事業ができるとがったわけですね。

これは、特に大変な努力をしたとかそういうふ

とではなくて、福岡市の方にお聞きしましたら、財政当局と環境局の方が、これは民間の活力とうハウを利用してやるのがいい事業であるといふ判断をされてどんどんと進んだ。実質的には一年ぐらいでこれは契約が完成したわけです。これについて、今初めてお聞きされたかどうかは別にして、どういうふうにお考えになりますか、お聞かせください。

○川口國務大臣 PFIの事業といいますのは、本来公的部門が行う公共施設の整備あるいは建設、維持管理、運営等を、ある役割分担を官と民間ですることによって行うという事業でございまして、その意味でいきますと、委員おっしゃった福岡の一廃の処理の施設というのは一廃は本来市町村が行うべきものとされているものでございますから、そういう意味でPFIの手法、PFI的な手法にはマッチするものだというふうに思つております。

法を用いて行う一般廃棄物の処理施設の整備事業についての国庫補助ということは、今までも行ってきたところでござります。

保・活用して行っていくものであるといふことでござります。それで一般廃棄物の焼却処理を行い、発電をしまして電力を売却して、それによつて財政負担の縮減や、それから、福岡市にとつては平準化をもたらすということでいい事業だというふうに思つております。

そういう意味で、一般廃棄物の事業というのはこれまでも行われてきて、その手法あるいは地元これまでも行なわれてきて、その手法あるいは地元

の方の理解といった点で十分になじんでいる事業である、それから、公的にそもそも行うこととされている事業であるということで、この手法になじむというふうに私どもも考えております。

委員は、それならば、環境事業団が行うそのP
CBの事業になぜPFIが使えないのだというう
うにお考えでいらっしゃると思いますけれども、

これは、今まで、従来から事業として定着してきただ先ほどの一廃の処理の事業とは異なりまして、まさに一から始めるという意味で、定着をしていく新しい事業であるということ、それから過去の、三十年來これがきちんと処理をされてこなかつたという経緯、また、その背景として、住民の方の理解、御協力が得られなかつたということです。

いまして、PFIの手法というのは官民両方やるということで、民が入ってきて行うという部分について、地元の方の理解、協力が得られるという保証がございませんで、まさに今までやつておりませんので、やつておりますんでございますが、今までそれが得られなかつたということで、それが難しいという判断に立ちまして、PFIの事業はなじまないということで環境事業團が行うのが適しているという判断をいたしたわけでござります。

申し上げますと、一廃の事業はやったことがあるからなんじんでいる。それでは一つ質問しますけれども、一廃の事業を最初にやつた人はどうなつたのでしょうか。なまなかつた。だれかが最初にやつたわけですから、初めてやることというのはあるわけです。それから、住民の理解と申されましたけれども、けさの村田先生の環境委員会の意見陳述書の二ページにあります、住友電工、荏原製作所、日本曹達はもう既に自社技術でやっていると。それから東京電力、三菱重工はことじゅうに処理をする計画であると。それから、住民の同意はどうかということ、東京電力は住民の同意を得ている、ということが書いてござります。ですからP.C.B.について住民の同意が得られないということはない、ということですね。ですから、今おっしゃることは、P.F.I.をやらないという根拠には全然ならないと思います。

さらに、もっと大事なことは、今この議論でもございましたが、北九州市でやつて十五年間かかる、これが大きな問題だと。では、どうすればいいか。処理施設をたくさんぶやせば、五年以内にあるいは六年以内に終わるわけです。この村田先生の意見書の中には、もう既にたくさんの民間企業が、私もやりたい、私もやりたいということでお手を挙げていらっしゃると。これは十分処理施設もできる能力もあるし、東電のケースでは住民の同意を得ている、ここで民間の活力を生かす

F-Iをやればいいと。

うに、果たして事業団がやることによって、競争原理が働くのかということですね。競争原理が働くかなければコストは下がらない。それから技術の進歩がない。これからまだいろいろやる未完成の技術ですから、一番大事なことは競争原理が働くように、先ほど福岡市の例も申し上げました、これは入札です。いろいろなグループが、私はこういう方法で、こんな技術で、こんな契約内容でやりますという入札をして、その結果コストが下がって、その結果、よりすばらしい技術を探査することができる、こういうことでございます。

大臣、私の今のコメントについて、コメントをお願いいたします。

○川口国務大臣 たくさんのお質問を一遍にちょっとお答えしますけれども、多少誤解をしていただいているのではないかとうふうに思います。一廃棄物事業というのは、そもそも市町村が行う事業であるということをございます。したがつて、そういう意味で、その技術あるいは廃棄物の処理をするところをつくるということ自体は、そもそも市町村が、要するに公共のところがやつていただいているところでございます。

その過程を通じて一般廃棄物の処理をする技術なりその処理場なりについての悩みがあるとうふうに申し上げたわけでございまして、最初民間企業が排出者責任の原則によつてやろうとして三十年間できなかつたP.C.Bの廃棄物とは違つて、全くそのスタートラインが違うということをございます。したがつて、なじむなじまないところは、多少そこは誤解をしていただいているかとおつしやいました東電その他のことについては、

大きな企業が自社の抱えているPCB廃棄物について、どうしてこうした整理を試みるか?

大きな企業が自社の抱えているP.C.B.廃棄物に付きまして、自社の中でそれを処理しようという試みは既に行われております。これはその他の、日本国内にたくさんあるP.C.B.廃棄物を持つていて処理をしようというのとは違った話でございまして、自社の中で、その企業が地元の、周りの方の理解を得ながらみずからがやる、大企業がやるとなっているのは、中小企業が抱えている多くの廃棄物をどうやって処理するかということが問題になつてゐるわけでございます。

それから三番目に、十五年の期間が長いといふお話をだつたかと思いますけれども、これはそもそも、中小企業のP.C.B.廃棄物等につきましては、これからやつていく話であるということと、北九州、近畿圏、中部圏、関東圏等で、全国で、六ヵ所の施設をつくりまして、さらに、そこで地元住民の方々の御理解、御協力をいただきながらつくつくる。それから、廃棄物処理法による施設の許可の法的な手続、あるいはその建設のための期間というものが必要ということをございますので、五年というのを努力目標に設備の整備を進めたいということをございます。

それから、全体として三十九万の高圧のトランスですが、コンデンサーがあるわけでござります。したがつて、施設の整備が終わつた後で、おむね十年を目標としてこれを進めていきたいということをございますので、から構築するものであるということと、それから、処理をしなければいけないものの数が非常に多いということで、十五年程度の期間が必要であるうと私どもは考へてゐる話でございます。

それから四つ目に、P.F.I.をやらないと競争価格が働かなくて、例えば技術の進歩がないということをおっしゃいましたけれども、これは環境技術を選択する、その技術を選択するためには専門業団がやるに当たりましても、どの技術を使つて、ということにつきましては、入札をいたしてその技術を選択する、その技術を選択するためには専門業団の中に委員会もつくつて行うということです。

さいますので、技術の進歩がないといふことは、全く、ない、というふうに考えております。

さしますので技術の進歩がないとしても、事業団が行う國としての事業をP.F.I.という手法でやるということですので、民間がやるということとで私は申し上げたのはございません。これは、事業団がどんどん施設をつくるよりも、効率がいいし、コストもずっと安くできるということを申し上げております。

それから、先ほどおっしゃった北九州市では、環境事業団がやることで北九州市の方の住民の同意が得られているわけです。これは同じ手法ですから、例えばどこかで東京電力がやることは環境事業団の事業です、ただしP.F.I.として東京電力がやりますということであれば、北九州市と同じように住民の合意も得られるということですから、その辺をちょっとよく聞いていただきて、ぜひ賢明な御判断をいただきたいと思います。

それから、事業団はそもそも研究者もいらっしゃらない、P.C.B.の処理をやつたことがない、技術的な蓄積もない、そのようなところが入札をして技術の優劣を決めるとか、そもそも非常に無理がある。事業主体は国でも事業団でもいいですけれども、やはりやっていく過程で、P.F.I.という手法でやっていけばこれは効率的に運んでいく。

それから最後に、この福岡市の例もあるのですね、P.F.I.というのはあくまで民間が自分たちで努力をして、コストを下げれば自分たちの利益になりますから、そのやっていく段階で技術開発はどんどん進んでいきます。そのことを私は申し上げているのです。技術の優劣というのは競争によって決まるものなんです。競争のないところ

す、五十万円です、もう変わりません、こういっ

す、五十万円です、もう変わりません、こういうところでは競争の原理は働かない、すなわち技術が進歩していかない、こういうことを今私は指導したいと思います。

今の、大臣、コメントをお願いいたします。

○川口国務大臣　再度、誤解をしていただいていいのではないかというふうに申し上げさせていたいのですが、ますけれども、P.C.B.の処理の事業というのには、本来、排出者の責任の原則にのつとりまして、民がやるべきものであるわけでございます。

そういう意味で、東京電力なりその他の大企業は、排出者責任の原則にのつとてみすからやるうとしているということでございます。ですから、そこにはP.F.I.的な手法が入る余地はそもそも認められないということでございます。

繰り返しになつてもいけませんが、これを何で環境事業団がやるかということをいいますと、例えば中小企業等も、とにかく三十年ぐらいP.C.B.の廃棄物は保管されているわけでございます。これが環境に出て汚染をするということがあつてはいけませんので、速やかにそういう事態をなくすということを目的としまして、民ではできないことから環境事業団が行うということでございます。ここは繰り返しになるので申し上げませんが、そういうことでござります。

それで、北九州市との関係でございますけれども、北九州市長からお話を伺わせていただきましたけれども、北九州市から環境省にお話がございましたのは、環境省において具体的な準備によることを了解するという回答をいただいたということでございまして、現在そういうことでござりますので、この法案を成立させていただきまして、P.C.B.の処理の方法の検討を含めまして、環境事業団で具体的な準備を開始したいとおっしゃるとおりでござります。したがいま

うふうに考へているわけでございます。

それから技術につきまして、技術の進歩といふのが競争によって起くるというのは、これは委員には、P.C.B.の処理の方法の検討を含めまして、環境事業団で具体的な準備を開始したいとおっしゃるとおりでござります。したがいま

て、今後、入札というのはまさにその競争によつて行われる、及びそこで、コストの問題だけではなくて、安全性その他も考慮して技術は選択されるということでございますし、果たしてその事業が本当に効率的に行われているかどうかと、いうことにつきましては、情報の公開等によつて皆さんに見ていただくことで御判断をいただけるのではないかというふうに思つております。

○山田(敏)委員 何回も同じことを言いません。よく聞いていただきたいのは、東京電力がやるということでなくて、環境事業団がやるということではないのですが、その手法を東京電力に任せるということ、それがPFIというふうに申し上げましたので、もう一回よく聞いていただきたいと思います。

時間が参りましたので、経済産業省にお伺いします。

本法案について、地方公共団体に届け出義務が課せられるわけです。そうしますと、前回の委員会でも申し上げましたように、P.C.B.処理協会の仕事というのはこの段階で全くなくなると思いますが、十五年間そういう仕事をなさつてきて、廃止すべきであると申し上げましたが、その点について御答弁をお願いします。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。これまで、P.C.B.廃棄物を保管する事業者が地方公共団体に報告する制度が確立していかつたために、P.C.B.処理協会では、現在に至るまで事業者からの自主的な報告に基づいて台帳の更新業務というのをやつてまいりつおりましたが、本法案が成立、施行されれば、P.C.B.廃棄物を保管している事業者には、毎年度、その保管状況について、省令で定める事項を都道府県知事に届け出る義務が課せられますので、先生御指摘のとおり、P.C.B.処理協会による台帳に基づく保管状況の実態把握という業務は、地方公共団体が行う仕事と重複することになるものというふうに私どもも認識をいたしております。(山田(敏)委員「私の質問にお答えください」と呼ぶ)

それで、P.C.B.処理協会そのものをどうするか

という点については、これは民間の公益法人といふことでございますので、一般的には彼らの発意ども、公益法人を監督している所管の立場から申し上げれば、今申しましたように、地方公共団体が法律に基づいて行う義務と重複ということになりますので、協会の役割というのは事実上なくなるものというふうに認識をいたしております。

○山田(敏)委員 このP.C.B.処理協会には補助金が使われております。したがつて、協会の自発的なことではなくて、たしか八億円ぐらい補助金が使われておると思いますが、経済産業省はちゃんと監督をして、直ちに廃止に持つていていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○五島委員長 賀島宗明君。

○鰐島委員 一部山田委員の質問とダブルかもしれないが、ニューヨーク市立大学に霍見芳浩さんという日本人のプロフェッサーがおりまして、彼のゼミにいた学生で際立つて能力のない学生がいた、それが今のブッシュ大統領だということをこの前、霍見先生がおっしゃつていました。

そのブッシュさんがわがままを言つて各国が困つていると思いますけれども、質問の重複は避けますけれども、日本としては、二〇〇二年までに京都議定書の批准を行つて、基本方針にはお変わりはないのでしょうか。

○川口国務大臣 日本の方針といたしましては、これまで、P.C.B.廃棄物を保管する事業者が地

得るのか、それとも、あくまでもアメリカの同意

というのが前提でしか日本の態度は決められないのかどうかということ、その点だけお願ひします。

○川口国務大臣 アメリカは、排出ガスの量の大きさということがありますと世界一でございまして、この気候変動枠組み条約で削減の義務を負つてゐる国の中で考えますと、三六から三七%という比率をアメリカの排出ガスの量というのは持つてゐるわけでございます。この国が京都議定書の運用ルールの決定に積極的に参加し、京都議定書の発効に貢献をしてくれるということは、京都議定書の実効性及び地球全体での温暖化ガス問題への対応ということから非常に重要なことです。

私どもは今EUと、アメリカを説得するための働きかけということを協調してやることが非常に重要であるという認識を持っておりまして、そのための努力をいたしてゐるわけでございます。私としても、アメリカの動向によってこの交渉の過程に問題が生ずるということについては、強い懸念を持っております。

○鰐島委員 そういうことではなくて、もちろん、最大限の努力をしてアメリカも巻き込みながら合意を形成するというのがあくまでも原則だとは思ひます。

ただ、その交渉の仕方としては、多少テキサスの荒っぽい男がしかけてきたグラフにそのまま振り回されることはなくて、場合によつたら、先行したEUと日本のグループが五五%条項で発効させて、そういう条件の中であらにアメリカを巻き込んでいくというオプションもあるのではないか。これ以上議論はしませんけれども、ぜひ独立国の大臣らしい発想をお願いしたいと思います。

そのことに関連してもう一点だけ申し上げますと、先ほど山田委員の質問に対して、二〇一〇年の温暖化ガスの排出の見通しが一九九〇年に比べて五から八%上昇するという見通し、そういう非常に難しい局面に来た場合に、日本がアメリカより先行して批准するケースがありま

まざまな技術開発で日本が課せられている削減枠に到達するかという方向で考えていいかという御答弁があつたように記憶しております。

昨年までは大臣は大変極端なことをおつしやつて、有効な努力を一切しないとする、一九九〇年レベルに比べて二一%増という大変な状況になるのです、しかし、六%義務があるからトータル二七%減らさなくてはいけない、それは大変難しい話で、したがつて京都メカニズム、いわゆるCDMと呼ばれる仕組み、あるいは森林による吸収源というのを大きく見込まないとなかなか日本側の削減枠は達成できませんというお立場だったと思います。

私は、今の立場の方がいいと思いますよ。現実的な見通し、しかも削減ボテンシャルが各分野でさまざまありますと、それを適正に組み合わせ、技術開発の後押しをしながら、何とか現実的なプランニングをしていくこうという方がいいと思いますけれども、何か急に変わつたような印象を受けたので、もう早くも森を当てにするのをやめたということでしょうか。

○川口国務大臣 少しその前提を整理して申し上げたことと昨年来申し上げている二十何%という数字とは、実は前提が違うお話を申し上げておりまして、前提をそろえれば矛盾する話ではないということですけれども。

二〇一〇年において一九九〇年度と比べて五から八%増加をするというのは、去年いろいろ申し上げていた、ありとあらゆる政策をとつて、エネルギー起源のものを九〇年比ゼロまでに持つてきますというところのゼロに当たるのが、今、五から八になつてしまつたといふことでございま

げているわけです。

では、どういう前提が違うのかということでおざいますけれども、昨年来お話を申し上げた二十一何%というその大綱ベースの話では、例えば原子力発電所の建設の見通しの数が、今この五から八の数字の前提になつてているよりは少しあとでゼロというふうに考えていたわけでございまからゼロになつたということでございましたし、それから、国民のライフスタイルの変革ということについても、かなりド拉斯チェックに行なうとしてゼロというふうに考えていたわけでございました。

他方、プラスマイナス、ペクトルの向きの違うお話をございまして、例えば、予想されていた自動車の輸送量が大綱のときの前提よりは今はもつと少ないだろうということをございますので、ふえる方と減る方との両方の前提の違いはございませんけれども、それほど減らないということを性の高い政策、対策を前提にするとなつてしまつて、その結果、五から八%増加をしたままでどまつてしまふということを先ほど申し上げたわけでございます。

先ほど時間に追われておりましたので、そういつた前提の違いを余り御丁寧に御説明いたしませんとしたけれども、御説明を申し上げればそ

方です。

それだけ全体的な委員会の中で大変大きな役割を果たしているわけですけれども、この方が、一九九〇年から九三年まで農林水産省から研究受託、一件当たり八百六十六万円というのを四年間にわたって受け、これは「諫早湾干拓事業潮受堤防の築堤に関する研究」というテーマで、四年間にわたって八百七十万円ずつ受けています。それから、そのほかに「諫早湾干拓事業潮受堤防の築堤工法に関する研究」というの、別枠で九四年に八百九十七万、合わせて約三千万近い研究費を農林水産省から受けています。

私は、こういう人がこれだけ多くの、第三者的な役割を果たさなければいけない委員会の委員をやついて、ここでまとめたアセスメントに基づいて漁業補償が行われているということは大変大きなかな問題だと思いまして、ぜひ、特にこの戸原義男さんを中心とするアセスメントにかかわった、しかも主導的にかかわった方を呼んでくださいといふことを私は要求したわけです。

しかし一方で、じや、具体的にだれがどうやってやるかということが、きのう以来ずっと問題になつてゐるわけですから、整理しますと、事業団が行なうのか、あるいはむしろ民間が中心で行なつてやるかということが、きのう以来ずっと問題になつてゐるわけですから、整理しますと、事業団が行なうのか、あるいはむしろ民間が中心で行なつてやるかということが、やや考え方として問題になります。

ですから、その意味では一刻も早く適正な処理をして、万が一にでも環境に対して漏えいするこ

うのが今一般にP.C.B.が保管されている現状だと思います。

二本の法案が現在審議されていまして、P.C.B.

の適正な処理の推進に関する特別措置法、これに

ついては、とにかく全国各地でP.C.B.が保管され続けて、私の秘書がきのう、茨城県の境町とい

うところに、東京電力の新古河変電所内に約三万

歳のトランクが野積みになつているという、こう

いふことを私は要求したわけです。

一つは、技術的な信頼性、どういう方法で処理すれば一番適正で安全なのか。二番目が、社会的

な信頼性といいますか、パブリックアクセスや、特に国民側の安心という分野。三番目が、恐らくコストの問題だらうと思います。

技術的な信頼性については、事業団自身は技術的な実績がないわけですから、民間に技術的な蓄積があるわけですから、今環境省の方として

は、P.C.B.の処理技術というはどんな種類があつて、それぞれについて処理コストなどの程度

というふうに評価しておられるんでしょうか。

○岡澤政府参考人 P.C.B.の処理技術につきましては、廃棄物処理法の処理基準の中に定めており

ますけれども、大きく二つの方法がござります。

一つは高温焼却技術、もう一つが化学処理でござ

ります。

高温焼却処理の場合には、トランク一台当たり

の値段でございますが、大体二十万円ぐらいといふふうに想定しております。

化学処理の場合には、幾つか中身がございま

す。

で、例えば脱塩素化分解法、これはP.C.B.とアルカリ剤を化学的に反応させて塩素を切り離す方法

でござります。あるいは水熱酸化分解、これは超

臨界またはそれに近い状態の水で分解するよう

な方法。それ以外に、還元熱化学分解あるいは光分

解というような技術を採用できるようになつてい

ます。

○鮫島委員 ぜひよろしくお願ひします。

本題に戻ります。

二本の法案が現在審議されていまして、P.C.B.

の適正な処理の推進に関する特別措置法、これに

ついては、とにかく全国各地でP.C.B.が保管さ

れ続けて、私の秘書がきのう、茨城県の境町とい

うところに、東京電力の新古河変電所内に約三万

歳のトランクが野積みになつているという、こう

いふことを私は要求したわけです。

一つは、技術的な信頼性、どういう方法で処理

すれば一番適正で安全なのか。二番目が、社会的

な信頼性といいますか、パブリックアクセスや、特に国民側の安心という分野。三番目が、恐

らくコストの問題だらうと思います。

技術的な信頼性については、事業団自身は技術

的な実績がないわけですから、民間に技術的な蓄

積があるわけですから、今環境省の方として

は、P.C.B.の処理技術というはどんな種類があ

つて、それぞれについて処理コストなどの程度

というふうに評価しておられるんでしょうか。

○岡澤政府参考人 P.C.B.の処理技術につきましては、廃棄物処理法の処理基準の中に定めており

ますけれども、大きく二つの方法がござります。

一つは高温焼却技術、もう一つが化学処理でござ

ります。

高温焼却処理の場合には、トランク一台当たり

の値段でございますが、大体二十万円ぐらいとい

ふふうに想定しております。

化学処理の場合には、幾つか中身がございま

す。

で、例えば脱塩素化分解法、これはP.C.B.とアル

カリ剤を化学的に反応させて塩素を切り離す方法

でござります。あるいは水熱酸化分解、これは超

臨界またはそれに近い状態の水で分解するよう

な方法。それ以外に、還元熱化学分解あるいは光分

解というような技術を採用できるようになつてい

ます。

○鮫島委員 ぜひよろしくお願ひします。

本題に戻ります。

二本の法案が現在審議されていまして、P.C.B.

の適正な処理の推進に関する特別措置法、これに

ついては、とにかく全国各地でP.C.B.が保管さ

れ続けて、私の秘書がきのう、茨城県の境町とい

うところに、東京電力の新古河変電所内に約三万

歳のトランクが野積みになつているという、こう

いふことを私は要求したわけです。

一つは、技術的な信頼性、どういう方法で処理

すれば一番適正で安全なのか。二番目が、社会的

な信頼性といいますか、パブリックアクセスや、特に国民側の安心という分野。三番目が、恐

らくコストの問題だらうと思います。

技術的な信頼性については、事業団自身は技術

的な実績がないわけですから、民間に技術的な蓄

積があるわけですから、今環境省の方として

は、P.C.B.の処理技術というはどんな種類があ

つて、それぞれについて処理コストなどの程度

というふうに評価しておられるんでしょうか。

○岡澤政府参考人 P.C.B.の処理技術につきましては、廃棄物処理法の処理基準の中に定めており

ますけれども、大きく二つの方法がござります。

一つは高温焼却技術、もう一つが化学処理でござ

ります。

高温焼却処理の場合には、トランク一台当たり

の値段でございますが、大体二十万円ぐらいとい

ふふうに想定しております。

化学処理の場合には、幾つか中身がございま

す。

で、例えば脱塩素化分解法、これはP.C.B.とアル

カリ剤を化学的に反応させて塩素を切り離す方法

でござります。あるいは水熱酸化分解、これは超

臨界またはそれに近い状態の水で分解するよう

な方法。それ以外に、還元熱化学分解あるいは光分

解というような技術を採用できるようになつてい

ます。

○鮫島委員 ぜひよろしくお願ひします。

本題に戻ります。

二本の法案が現在審議されていまして、P.C.B.

の適正な処理の推進に関する特別措置法、これに

ついては、とにかく全国各地でP.C.B.が保管さ

れ続けて、私の秘書がきのう、茨城県の境町とい

うところに、東京電力の新古河変電所内に約三万

歳のトランクが野積みになつているという、こう

いふことを私は要求したわけです。

一つは、技術的な信頼性、どういう方法で処理

すれば一番適正で安全なのか。二番目が、社会的

な信頼性といいますか、パブリックアクセスや、特に国民側の安心という分野。三番目が、恐

らくコストの問題だらうと思います。

技術的な信頼性については、事業団自身は技術

的な実績がないわけですから、民間に技術的な蓄

積があるわけですから、今環境省の方として

は、P.C.B.の処理技術というはどんな種類があ

つて、それぞれについて処理コストなどの程度

というふうに評価しておられるんでしょうか。

○岡澤政府参考人 P.C.B.の処理技術につきましては、廃棄物処理法の処理基準の中に定めており

ますけれども、大きく二つの方法がござります。

一つは高温焼却技術、もう一つが化学処理でござ

ります。

高温焼却処理の場合には、トランク一台当たり

の値段でございますが、大体二十万円ぐらいとい

ふふうに想定しております。

化学処理の場合には、幾つか中身がございま

す。

で、例えば脱塩素化分解法、これはP.C.B.とアル

カリ剤を化学的に反応させて塩素を切り離す方法

でござります。あるいは水熱酸化分解、これは超

臨界またはそれに近い状態の水で分解するよう

な方法。それ以外に、還元熱化学分解あるいは光分

解というような技術を採用できるようになつてい

ます。

○鮫島委員 ぜひよろしくお願ひします。

本題に戻ります。

二本の法案が現在審議されていまして、P.C.B.

の適正な処理の推進に関する特別措置法、これに

ついては、とにかく全国各地でP.C.B.が保管さ

れ続けて、私の秘書がきのう、茨城県の境町とい

うところに、東京電力の新古河変電所内に約三万

歳のトランクが野積みになつているという、こう

いふことを私は要求したわけです。

一つは、技術的な信頼性、どういう方法で処理

すれば一番適正で安全なのか。二番目が、社会的

な信頼性といいますか、パブリックアクセスや、特に国民側の安心という分野。三番目が、恐

らくコストの問題だらうと思います。

技術的な信頼性については、事業団自身は技術

的な実績がないわけですから、民間に技術的な蓄

積があるわけですから、今環境省の方として

は、P.C.B.の処理技術というはどんな種類があ

つて、それぞれについて処理コストなどの程度

というふうに評価しておられるんでしょうか。

○岡澤政府参考人 P.C.B.の処理技術につきましては、廃棄物処理法の処理基準の中に定めており

ますけれども、大きく二つの方法がござります。

一つは高温焼却技術、もう一つが化学処理でござ

ります。

高温焼却処理の場合には、トランク一台当たり

の値段でございますが、大体二十万円ぐらいとい

ふふうに想定しております。

化学処理の場合には、幾つか中身がございま

す。

で、例えば脱塩素化分解法、これはP.C.B.とアル

カリ剤を化学的に反応させて塩素を切り離す方法

でござります。あるいは水熱酸化分解、これは超

臨界またはそれに近い状態の水で分解するよう

な方法。それ以外に、還元熱化学分解あるいは光分

解というような技術を採用できるようになつてい

ます。

○鮫島委員 ぜひよろしくお願ひします。

本題に戻ります。

二本の法案が現在審議されていまして、P.C.B.

の適正な処理の推進に関する特別措置法、これに

ついては、とにかく全国各地でP.C.B.が保管さ

れ続けて、私の秘書がきのう、茨城県の境町とい

うところに、東京電力の新古河変電所内に約三万

歳のトランクが野積みになつているという、こう

いふことを私は要求したわけです。

一つは、技術的な信頼性、どういう方法で処理

すれば一番適正で安全なのか。二番目が、社会的

な信頼性といいますか、パブリックアクセスや、特に国民側の安心という分野。三番目が、恐

らくコストの問題だらうと思います。

技術的な信頼性については、事業団自身は技術

的な実績がないわけですから、民間に技術的な蓄

積があるわけですから、今環境省の方として

は、P.C.B.の処理技術というはどんな種類があ

つて、それぞれについて処理コストなどの程度

というふうに評価しておられるんでしょうか。

○岡澤政府参考人 P.C.B.の処理技術につきましては、廃棄物処理法の処理基準の中に定めており

ますけれども、大きく二つの方法がござります。

一つは高温焼却技術、もう一つが化学処理でござ

ります。

高温焼却処理の場合には、トランク一台当たり

の値段でございますが、大体二十万円ぐらいとい

ふふうに想定しております。

化学処理の場合には、幾つか中身がございま

す。

で、例えば脱塩素化分解法、これはP.C.B.とアル

カリ剤を化学的に反応させて塩素を切り離す方法

でござります。あるいは水熱酸化分解、これは超

臨界またはそれに近い状態の水で分解するよう

な方法。それ以外に、還元熱化学分解あるいは光分

解というような技術を採用できるようになつてい

ます。

○鮫島委員 ぜひよろしくお願ひします。

本題に戻ります。

二本の法案が現在審議されていまして、P.C.B.

の適正な処理の推進に関する特別措置法、これに

ついては、とにかく全国各地でP.C.B.が保管さ

れ続けて、私の秘

の絶縁油には新油または再生油を使用いたしておられます。このうち、再生油を使用した柱上トラン

スの絶縁油にのみ微量のP.C.B.が検出をされてございます。したがいまして、電気事業者におきましては、絶縁油にP.C.B.が混入しないように、絶縁油には新油を使用する、または受け入れ段階で確認を行うということによりまして、再発防止に万全を期しているというふうに認識をいたしております。

○奥田委員 そういった再生油、それは油をこすような過程なのかもしませんけれども、どこで混入したかわからぬと。今はいかもしませんけれども、やはり四百万という大変な数の低濃度廃棄物が生まれてしまつたということで、そのプラン過程の中のどこで混入したのか、何が間違つていたのかという原因究明をしなければまた同じような間違いが、まあ間違が起きたからこそ四百万という数字があるのかもしませんけれども、そういうたものに対する指導監督もしつかりしていただきたいと思う次第でございます。

また、参考人の方のお話もありましたけれども、今代替物として使用されておりますS.F.⁶、六弗化硫黄というのですか、それも温暖化物質の中で廢絶していくかなければいけない物質でもござります。そういう代替絶縁物という形での技術開発支援というのもしっかりとさせていただきたいたとお願ひする次第です。

あと、柱上トランクスというのは電力さんのものだと思っていてので、一部の伝聞では道路管理者のものだというふうなお話を聞いたこともあります。そこで教えていただければと思います。○岡澤政府参考人 電線が通っている電信柱にある柱上トランクスは電力会社の保有ですが、高速道路沿いとか主要な国道沿いに照明設備がついてございます。それに特に変圧器が伴つている場合がございまして、その場合には道路管理者が所有して今現在は保管している状況になつてゐると思います。

○奥田委員 また少し話は変わりますけれども、平成十二年度予算では、P.C.B.等適正処理支援事業といったものに予算措置がとられておる次第でございます。

環境省の方にお聞きしますけれども、この中で、助成措置に対する民間事業者の応募が二件といふことで、少ないという表現があつたのです。が、二件あつたと言えればあつた。自社だけなく、ほかの会社のものも受け入れるという事業だったと思うのですけれども、この支援事業についての中間報告をいただきたいと思います。

○岡澤政府参考人 P.C.B.廃棄物の処理施設についてはなかなか立地が進まないということから、当時の厚生、通産、環境の三省庁で化学処理を基準化していただけですが、それでもなかなか立地が進まないということから、国がイニシアチブをとつて、ミレニアム事業としてモデル的なものをまずつくらせて、それで成功例というものを見せることによって民間の立地を進めようというふうな考え方をごされました。

今先生御指摘のように、ミレニアムプロジェクトなど、六億円用意いたしまして、一般の民間企業でそうした事業をやりたいところがないかということで公募したのですが、その結果、二件、一応応募はありました。一件は脱塩素化処理技術を用いたプラント、もう一つは還元熱化学分解を用いたプラントでございました。

ただし、やりたいところはあったのですが、実際にその処理プラントをつくる場所の選定と周辺地域の同意といいますか、そうしたもののが正確に把握している状況ではございません。そのため、P.O.P.s条約の動向も踏まえまして、環境省といたしましては、十三年度予算により、関係省庁との連絡もとりながら、我が国で使用実績のある条約対象物質に係る廃棄物につきまして、その適正処理を確保する観点から、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○奥田委員 やはり立地ということが、いろいろな議論の中でも出ておりますけれども、最大のハードルであるかということを思います。そういった農薬類に入るということで、農水省の坂野審議官にもきょうはお越しいただいておりますので、農水省の把握している、管理が必要と考えて農薬の生産量あるいは現存量、使用禁止に

いうのはいかがなものかということを思つておる次第でございます。

あと、P.O.P.s条約も、ことしの五月ですか、これまでP.C.B.の危険性あるいは処理の必要性といつたものを議論させていただいておりますけれども、P.O.P.s条約にかかわらず、早急に適正な処理が必要と考える残留性有機汚染物といいますか有機廃棄物といいますか、そういうつたものをどう考へているか、環境省の方からお答えいただきたいと思います。

○岡澤政府参考人 P.O.P.s条約の対象物質いたしましては、P.C.B.のほかに、非意図的な生成物であるダイオキシンのほかに、農薬とか殺虫剤、シロアリ駆除剤を用途としておりますDDT、アルドリン、クロルデンなどの化学物質が含まれているわけでございます。

我が国では、非意図的に生成するダイオキシントということで六億円用意いたしまして、一般の民間企業でそうした事業をやりたいところがないかということで公募したのですが、その結果、二件、一応応募はありました。一件は脱塩素化処理技術を用いたプラント、もう一つは還元熱化学分解を用いたプラントでございました。

ただ、やりたいところはあったのですが、実際にその処理プラントをつくる場所の選定と周辺地域の同意といいますか、そうしたもののが正確に把握している状況ではございません。そのため、P.O.P.s条約の動向も踏まえまして、環境省といたしましては、十三年度予算により、関係省庁との連絡もとりながら、我が国で使

なつてゐるものとのデータについて御報告をいただければと思ひます。

○坂野政府参考人 今お尋ねの、B.H.C.とかD.T.等の農薬につきましては、昭和四十六年に販売の制限なり禁止ということがなされまして、それに伴いまして回収され、毒物劇物取締法の処理基準といいますか処分基準のもとに、四十七年に国補助事業によつて地中に埋設した農薬でございます。それは当時で三千トン埋設しました。その後、一部掘り起して再度安全な処理をしたというものがございまして、現在約二千二百トンがまだ埋設の状況にあるわけであります。

これらの埋設農薬につきましては、埋設した場所はすべて把握しております、かつ、必要に応じて地質調査をしておりますので、環境汚染が生じていないということは確認をしております。

なお、国が補助したもの以外の埋設農薬についての埋設の状況ではございません。でも、関係自治体の協力も得まして、具体的な埋設場所及びその数量の把握に努めたいというふうに考えております。(奥田委員「国以外の埋設」と呼ぶ)それは、これから早急に把握したいということであります。

○奥田委員 今、昭和四十六、七年の禁止そして、その適正処理を確保する観点から、実態把握に努めてまいりたいと考えております。その処理という形で、埋設処理三千トン、その途中に一部焼却があつたりという御報告を受けました。

ちょっと教えていただきたいのですけれども、こういった地中埋設の処理、あるいは、その焼却がどういう焼却かは私は存じませんけれども、そこで一部掘り返されたのか、倉庫からそのまま焼却場へ行ったのか知りませんけれども、焼却処理、そういう処理が適正であるかどうかということについて一言お願いいたします。

○坂野政府参考人 三千トンのうち、一部掘り起して処理した方法としては、一部はそのまま保管しているものもございます。処理としては、一般に高温で分解したというふうに承知しております。(奥田委員「埋設については適正な処置か、处置というの

ぶ)

具体的に申し上げますと、国庫助成でやつたものには、例えば鉄筋コンクリートの器をつくって、その中に消石灰を入れたりして、あわせて回収した農業を入れた、それにまた鉄筋コンクリートなどでふたをしたという事例であります。

○奥田委員 埋設の三千トンという数字は聞きましたけれども、国庫補助事業で結構ですから、国庫補助事業で行つたそういう埋設箇所が全国で何ヵ所ぐらいあるのかということが一点。

それともう一つ、十二年度補正、そして今年度の予算で、農業環境荷低減処理技術等開発事業という予算がついております。十二年度補正で三千八百万円強、そして十三年度予算で四億二千四百万強という数字でござりますけれども、こういつた無害化処理の技術開発をすることが主点かと思っております。

こういつた点について、これから農業についての処理、残存、使わない農業ですね、こういつたものに農水省としてどういう取り組みをしていくのか、あわせてお聞かせいただければと思います。

○坂野政府参考人 国の補助事業で実施した県は、二十二道県であります。

それから、もう一つのお尋ねの技術開発でございますけれども、先ほどお話ししたように、DDT、BHC等の埋設農業は、これまで安全かつ確実な処理技術というのが未開発の状態であります。

それからもう一つは、適正に管理したということもござりますけれども、環境汚染を生じていなといふことから、都道府県に対しては、引き続き適切に管理するようという指導をしたところでございます。

一方、近年、PCB等の難分解性有機塩素化物を適切に処理する技術というものも開発されておりまして、この技術を応用することによってDDTとかBHCなどの有機塩素系農業も処理できるのではないかというふうに見込んでおるわけ

でございます。このため、平成十二年から処理技術の開発を行つておりますので、この技術をできるだけ早急に技術確立をしたい。こういう技術

は、今お話しのPOPs条約の動きとか、そういうことを踏まえつつ、関係省庁と連携の上、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○奥田委員 昭和四十年代に国の国庫補助事業として処理された物質、私の聞いておりますところでは、DDTそしてBHC、アルドリン、デイルドリン、エンドリン、後半の方は私もどういうものですからちょっと頭の中にイメージが浮かばないです。

その後、今度はCNP、クロルニトロフエンという物質、あるいはパラオキシ、こういつた物質がまた危険性があるのでないかということですけれども、除草剤あるいは防虫剤といいますか、これらは、そういう種類のものと聞いております。

○坂野政府参考人 まずCNPでございますけれども、これは、平成十一年に毒性のあるダイオキシンが含まれているということが確認されました

ので、再度回収の徹底を指示したところであります。その結果、回収されたCNPは、現在製造メーカーの工場内の室内貯蔵施設に厳重に保管されているところであります。

当方からも当該施設に担当官を派遣しまして立入検査を行わせまして、適切に保管しているといふことを確認しているところでございます。

なお、バラチオンのたぐいは、これも昭和四十年代に既に使用されておりません。

以上であります。

○奥田委員 そういったCNPについては、保管

回収を徹底しておりますので、農家段階にはないというふうに思っております。

○奥田委員 今の予算でこういつた物質の無害化も、二年前の九月のニュースで、長野県で五つのJAが独自調査、独自回収をしたら、五JAだけで、そういつた使用禁止の不要農業が八トン弱一般のところから見つかったというような状況もございます。そのほかにも、新聞記事情報ですけれども、古いものをいえば、やはりいろいろなところで検出や発見がされておるといった記事も出ています。

○岡澤政府参考人 今地中に埋められているような農業というものは、その時期には廃棄物処理法上の規制もございませんでしたので、それが妥当かどうかちょっとわからないのですが、化学物質ごとにそれぞれの特性がありますので、改めて、そこで、そのいつた使用禁止の不要農業が八トン弱一般的のところから見つかったというような状況もござります。そのほかにも、新聞記事情報ですけれども、古いものをいえば、やはりいろいろなところで検出や発見がされておるといった記事も出ています。

○岡澤政府参考人 また、十三年度からのPOPs条約対応の化学物質に対する調査の中でも、そうした個別の化学物質について、農業類について、そういう処分された現状が環境上問題がない状況なのかどうかといふこととも含めて検討してまいりたいというふうに思っています。

○奥田委員 私はそれが適正な処理とは思えませんので、お話し合いをなさる中で、ぜひとも新しい見解を政府としても出していただければと思います。

○奥田委員 私はそれが適正な処理とは思えませんので、お話し合いをなさる中で、ぜひとも新しい見解を政府としても出していただければと思います。

次第でございます。

○奥田委員 私はそれが適正な処理とは思えませんので、お話し合いをなさる中で、ぜひとも新しい見解を政府としても出していただければと思います。

とはやつてはいらないんじょうけれども、掘り起こしてもやはり適正処理に取り組まなければいけないということをお考えか、少しお聞かせいただければと思います。

○岡澤政府参考人 今までいいのか。あるいは、こういうことではあります。このままでは、そこまでやつてはいられないんじょうけれども、掘り起こしてもやはり適正処理に取り組まなければいけないということをお考えか、少しお聞かせいただければと思います。

○岡澤政府参考人 今までいいのか。あるいは、こういうことではあります。このままでは、そこまでやつてはいられないんじょうけれども、掘り起こしてもやはり適正処理に取り組まなければいけないということをお考えか、少しお聞かせいただければと思います。

○岡澤政府参考人 今までいいのか。あるいは、こういうことではあります。このままでは、そこまでやつてはいられないんじょうけれども、掘り起こしてもやはり適正処理に取り組まなければいけないということをお考えか、少しお聞かせいただければと思います。

○岡澤政府参考人 今までいいのか。あるいは、こういうことではあります。このままでは、そこまでやつてはいられないんじょうけれども、掘り起こしてもやはり適正処理に取り組まなければいけないということをお考えか、少しお聞かせいただければと思います。

○岡澤政府参考人 今までいいのか。あるいは、

○川口国務大臣 P.C.B.というような問題が一度起こつてしまつては大変ということは、全くおしゃるとおりでございます。

それで、対応の体制、枠組みといたしましては、新規化学物質の製造、輸入が行われるという場合には、化審法に基づいて適正な措置をとつていくということでございまして、まず、その有害性の審査をして、もし問題があるということであれば製造禁止といった措置をとることいたしております。

それから、知見が新たに生まれて、それによって製造禁止ということが必要だということになりましたら、その場合には、化審法で第一種特定化物質というカテゴリーがございますので、そこに追加をするというような措置をとつていただきたいというふうに思つております。

それから、廃棄物となつてしまつた場合、そこに毒性があるということでございますと特別管理廃棄物ということで、それぞれのその性状に応じて無害化をするといった基準を定めて規制をしていくというところでございます。

それから、廃棄物の処理というものは排出者の責任で行われているということでございますけれども、廃棄物処理法と物の製造を行う省の持つ法律との間の関係をつくるということで、物の製造等の事業を所管する大臣に対して、製品の材質や処理方法等を表示させるといった措置を講ずることが廃棄物処理法でできることになつておりますので、その措置を使って製造者等に一定の協力を求めるということも検討をしたいというふうに考えております。

○奥田委員 本日、ちょっとお昼御飯を食べているときのニュースにも、特殊法人あるいは認可法人の統廃合が閣議の中で議題となつたということを聞きました。特殊法人、認可法人については、今再見直しということで七十六項目からのチェック項目を設けて、それに照らし合わせていくといふようなことをもうたわれております。そういうなかで、真に効率的な事業をやつてているんだろうか

というようなことも大変大事な視点かと思ひます。こういった流れの中で出てきた今回の環境事業團について私どもは、特殊法人である環境事業團に係る、国の公的関与の中でやらなくてもいいんじやないかという事業が幾つかあるんじゃないかなと思うんですけども、そういう点も踏まえてして、今の統廃合あるいはその中の事業團の役割、あり方といったものについて大臣のお考えをお聞かせいただければと思います。

○川口国務大臣 まず一般論といたしまして、今の官から民へという一連の流れの中で、特殊法人は、法律等で事業独占などのそういう地位を守つてあるということをございますので、官から民へというこの流れの中で、やはり民ができるところは民でやっていくということが社会の基本的な流れだと思いますし、私はその方向に賛成でございます。また今、日本の政府といたしましてもそういう認識をいたしております。

それで、環境事業團のことを踏まえて、一連の特殊法人についての改革という話がなされて起こつてきております。また、環境事業團の動きを踏まえて、一連の特殊法人についての改革という話をなされて起こつてきております。

そこで、桶高議員の方からも、行革大綱というものが前に出ており、そういうものを踏まえての法改正でもございます。環境事業團自身の業務の見直しあるいは検討結果といったものについてお聞かせいただければと思います。

○熊谷大臣政務官 お答えをさせていただきます。まず、今までいろいろお話をございましたように、今回、環境事業團の業務にP.C.B.廃棄物処理事業等を追加させていただいたわけでござります。また今、日本の政府といたしましてもそういう認識をいたしております。

それで、環境事業團のことを踏まえて、一連の特殊法人についての改革という話がなされて起こつてきております。また、環境事業團の動きを踏まえて、一連の特殊法人についての改革という話をなされて起こつてきております。

そこで、桶高議員の方からも、行革大綱についての議論につきましては、今までそれぞれの閣議決定等に基づいて事業の見直しはやつてきてまいりました。そこでおつしやつていただきましたので、環境事業團につきましては、今までそれぞれの閣議決定等に基づいて事業の見直しはやつてきてまいりました。そこでおつしやつていただきましたので、環境事業團につきましては、今までそれぞれの閣議決定等に基づいて事業の見直しはやつてきてまいりました。そこでおつしやつていただきましたので、環境事業團につきましては、今までそれぞれの閣議決定等に基づいて事業の見直しはやつてきてまいりました。

まるでは言いませんけれども、地域住民に安心、安全を与える事業に關して、少なくともP.C.B.は国の大好きな関与が必要だということを訴えられております。また、今政務官からもスクラップ・アンド・ビルトということがございましたけれども、スクラップというよりも、そういった国立公園内の事業というのは消滅してしまつて、ここ数年来、実績がゼロ、申し込みもなければ、やる場所もないというものが現実であつたと思ひます。

○奥田委員 もう最後の質問になるかと思ひますけれども、大臣も先ほどから多くの方の質問に対しても、こういった立地、責任を問われる、保証と

資金調達できないものを、借金の肩がわりと書つたら失礼ですけれども、資金の先受けをして、地方債を発行するかわりにこっちの予算を使いなさいよという形の事業がこれから求められていく姿の事業ではないんじやないか。そのツケは、やはり最後には納税者である地域住民にかかるべきことかと思います。

P C B 处理施設は別にしまして、そういった建設

建設事業こそスクラップ・アンド・ビルトの中に入れていくべきじゃないか、スクラップの中に考えるべきじゃないかと私は思いますけれども、大臣の御意見を聞かせてください。

○川口国務大臣 お話しの建設譲渡事業でございますけれども、これは、地域の環境の改善のため、工場移転用の企業用地や工場と住宅の間の緩衝緑地を整備すること、あるいは産業廃棄物処理施設の整備を、中小零細企業や地方公共団体からの依頼を受けて建設をして、完成後譲渡をするというものでございます。

それで、中小零細企業はやはり独立では事業を実施していくことが難しいわけでございまして、そういった中小零細企業からは、事業の計画あるいは工事の発注、施工、それから完了までを一貫としてこの事業を行なうわけでございまして、かなり要請を強くいただいているというふうに思つております。

ただ、これはすべての組織の事業について言えるわけでございますが、この環境事業團につきましても、やつてある業務を不斷に見直していくとともに、非常に重要なふうに考えます。

○奥田委員 これで終わります。ぜひとも効率あ

ります。

○五島委員長 藤木洋子さん。

○藤木委員 藤木洋子でございます。

きょうは、環境事業團法の改正で、P C B の処理、建設譲渡事業などについて伺います。

先週の委員会では、鐘化の製造者責任や関西電力のP C B 处理の安全性などについて質問をいたしましたけれども、製造者の責任や排出事業者の責任が全く不十分ではないかというふうに思います。

本来、P C B の処理は、国が肩がわりをしてやるものではなくて、製造・使用事業者等の責任で処理すべきものではないのでしょうか。

これまでの経過を見ましても、一九七六年三月の「P C B を含む廃棄物の処理対策について」という旧厚生省環境整備課長通知でも、このP C B 使用部品は産業廃棄物として取り扱うこととし、その処理は、財團法人電機ビーサービー処理協会が一元的に行なうこと、また、P C B 入り廃感压複写紙の処理は、ビーサービー入り旧ノーカーボン紙処理協会が主体となつて行なうことを各都道府県に指示していたわけです。その十年後の八六年三月の通知でも、同様の処理体制を地方自治体に指示しております。

私が、地方公共団体の保管状況などについて幾つか調査をさせていただきましたが、今でも地方法自体の方々から希望をお聞きしますと、電気絶縁物処理協会の責任で処理すると言つてきました

ので、なぜメーカーの責任で早く処理できないのか、処理してもらわないと困る、このように言われました。

ですから、焼却処理ができるというのでしたら、現在進められている分解処理でも、電気絶縁物処理協会が中核になって、製造・排出事業者の責任で適正に処理すべきだと思うのですが、大臣いかがでしょうか。

○川口国務大臣 P C B の廃棄物につきましては、昭和四十七年に当時の通産省が行政指導で、P C B の製造の中止、回収を指導いたしたといふことでございまして、その後、製造業者を中心に行なったP C B 廃棄物処理事業というのは、製造・使用事業者等の処理責任を肩がわりするものだというふうに私は思いますね。汚染原因者負担の原則から

て、それから委員おっしゃいましたように、ノーカーボン紙協会という社団法人で、処理施設の設置に向けた努力が行われてきたというふうに承知をしております。

この間、鐘化におきまして、高砂で焼却による処理ということが行われたわけですが、事業者による取り組みにつきましては、やはり地元住民の方々の御理解と協力が得られなかつたといふことで、その後、事業者による処理ということは進んできていないわけでございます。

排出事業者の責任ということは、当然この原則どおり、適切な処理を促すというところがその役割だらうというふうに考えております。

このことは事業者責任で処理すべきものでございまして、國としては、その処理基準を整備するなりが、製造・使用事業者等の責任で適正に処理できるよう規制や監視をする、これが國の責任ではないかと思うのですが、環境省どうですか。

○岡澤政府参考人 御指摘のとおり、産廃の処理というのは事業者責任で処理すべきものでございまして、國としては、その処理基準を整備するなりによって適切な処理を促すというところがその役割だらうというふうに考えております。

この問題がずっと残つてしまつたまま、結果として、紛失したり行方不明になつてしまつたりといったP C B 廃棄物が環境の汚染をしてどういう問題が生じますので、これを速やかに適正に処理をするということがまさに喫緊の課題になつたわけでございます。

そこで、排出事業者の責任のもとで、さらに排出事業者に対しまして一定の期間内に処理をするという義務を課しました上で、高圧トランス・コンデンサーを中心とした環境事業團を活用して速やかな処理体制の整備を図るということが必要不可欠であるというふうに考えております。

それから、製造事業者につきましては、P C B 廃棄物処理基金に対しての出捐等を要請するといふことで、円滑な処理実現への協力をいたすことになりました。

これから、製造事業者につきましては、P C B 廃棄物処理基金に対しての出捐等を要請するといふことで、円滑な処理実現への協力をいたすことになりました。

ですから、P C B 廃棄物の処理というものは、一般的な産業廃棄物以上に安全の確保が重要ですけれども、事業者は、P C B 廃棄物の処理事業をみずから行つた

うふうに思います。

國の責任は、中小企業等の処理支援や処理技術開発支援を行うというのを当然ですけれども、何よりも製造・使用事業者等の責任で適正に処理できるよう規制や監視をする、これが國の責任ではないかと思うのですが、環境省どうですか。

○岡澤政府参考人 御指摘のとおり、産廃の処理というのは事業者責任で処理すべきものでございまして、國としては、その処理基準を整備するなりによって適切な処理を促すというところがその役割だらうというふうに考えております。

この問題がずっと残つてしまつたまま、結果として、紛失したり行方不明になつてしまつたりといったP C B 廃棄物が環境の汚染をしてどういう問題が生じますので、これを速やかに適正に処理をするということがまさに喫緊の課題になつたわけでございます。

環境事業團がP C B の処理をするようになつたのは、先ほどから何回もお話に出ているような経緯があつたわけでございまして、私ども、これは、排出事業者責任という原則を残したまま、特例的に事業者として環境事業團が出ていくということで考へているわけでございまして、費用的には、恐らく焼却に比べても高いですし、あるいは民間が自己処理するのに比べても高くなる可能性がありますが、その高くなつた分については、それは環境対策費も含めてですが、これはきつちりとお金をいただいてコストを負担していただくというふうに考へておりますし、そうしたことで排出事業者責任を全うしていただくことができるといふふうに考へております。

これから、P C B 廃棄物の処理というものは、一般的な産業廃棄物以上に安全の確保が重要ですけれども、事業者は、P C B 廃棄物の処理事業をみずから行つた

うふうに考へております。

○藤木委員 三十年間も放置してきた國の責任そのものが問われるるのは当然ですけれども、これまではならないというふうに思います。

ですから、事業團の業務にようとしているP C B 廃棄物処理事業というのは、製造・使用事業者等の処理責任を肩がわりするものだというふうに私は思っていますね。汚染原因者負担の原則から

実績はありません。P.C.B.廃棄物処理のノウハウを持つているわけでもございません。処分事業を行おうとすれば結局現在評価されている民間事業者の分解処理のノウハウをかりて事業をするということになります。

このようなP.C.B.分解処理の実績もノウハウもない環境事業団にP.C.B.処理の業務を追加するとということは、事業団が新たな事業を確保するためだけだと言われても仕方がないのではないかとうふうに思いますが、どうですか。

○中川政府参考人 環境事業団は、これまで長年にわたりまして、産業廃棄物処理施設の建設譲渡事業や融資事業を通じまして、産業廃棄物処理に関する先端的な技術やノウハウを蓄積しているところでございます。また、平成十二年度にはP.C.B.廃棄物に関する適正処理支援事業、いわゆるミレニアムプロジェクトといたしまして、民間における新しい処理技術等の助成事業を実施するなど、これらの事業を通じましてP.C.B.廃棄物の処理に関する知見を蓄積しているところでござります。

今回、P.C.B.廃棄物の施設を環境事業団が設置していくに当たりましては、その技術に入札という形でそれは御提示いただいて、効率性、安全性の点を、環境事業団の中に第三者の専門家を交えた委員会をつくって、そこで公平に審査をしていただいて、一番適切なところに発注をする、こういうことにならうかと思います。

したがいまして、環境事業団といたしましては内部にも、実は技術者も電気とか化学とか衛生工学の専門家はたくさんおるわけでございますけれども、さらにいろいろな専門家のお知恵をかりながら、そしてまた、民間のいろいろな忠告を入れといふ形で、一番適切なものを採用する、こういったことをしていきたいと思います。

そういうやり方についての今までの経験とかノウハウというものは、環境事業団に十分に蓄積されています。

れているというふうに考えております。

○藤木委員 とんでもないです。民間事業者の分解処理技術のノウハウというのは、実に何年もの時間と投資をしてつくり上げられたものですよね。民間のこの技術を選定する事業団に体制があるとはとても思えません。

いろいろおっしゃいましたけれども、それではだれも納得できませんよ。ですから、P.C.B.の廃棄物処理のノウハウを持つていない事業団の事業では、ダイオキシン類やコブランP.C.B.などの二次汚染引き起こした場合はどうなるのかという心配があるわけですね。

先週の委員会の質疑でも、民間事業者の分解処理技術がダイオキシン類、コブランP.C.B.での処理になつていなくて、安全性に問題があるということを私は議論してまいりました。そうした分解処理を事業団が選定して処理事業を進めた場合、ダイオキシン類やコブランP.C.B.などの二次汚染を引き起こしても、適切に、迅速に対応できないだろうというふうに思います。

例え、豊能美化センターで高濃度のダイオキシンを発生させましたけれども、あの焼却炉の管理、運転は三井造船の子会社がやっていたわけですよ。ノウハウを全部蓄積しがやつていたわけですよ。しかし、施設組合には管理、運転のノウハウは全くありませんでした。しかし、実際に事故が起こればだれの責任ですか。すべて事業者の責任になるわけです。ですから、ノウハウのない事業団に広域的なP.C.B.廃棄物処理の責任を負わせて、万が一にも二

また、現実の管理運営につきましても、現在のところは、専門家の集団である例え第三セクターとか、あるいは適切な民間事業者があればそこに、またこれも入札という形をとつて委託をしていくことなどで、いずれにしましても、きちっと専門家の手によって運営がなされていくように、きちっと対応していくことでございま

す。

いずれにいたしましても、環境事業団がこれは設置の主体であり、また運営の主体でもございまので、ただいま申しましてのように、採用する技術の選定や施設の安全性の評価は十分に行わなければいけませんし、事故が起きないように十分な配慮をすることがまず必要であると考えているわけでございます。

ただ、想定はしたくない事態ではございませんけれども、万が一にも事故が起きた場合には、第一義的には事業の実施主体たる事業団がその責任を負うわけでございますが、国は特殊法人たる事業団の監督者でございますし、事業団は国の特殊法

人という位置づけでございますので、国といたしましても指導監督をするのは当然でございますし、また、必要な対応をとつていくということになるわけでございます。

○藤木委員 いろいろ伺いましたけれども、それではとても説得力はありませんね。ノウハウのない事業団がどうやって確実に適正な仕事ができるか、対応ができるかという保証にはならないというふうに思います。

監督をしていくと言われましたけれども、事業団にこの仕事をさせるということを決めた国の責任はとらなきやならないということを私は申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、事業団債券の発行等新たな資金調達方式の問題です。

○中川政府参考人 環境事業団が設置いたします次汚染を引き起こしたというような場合には、国として責任がとれるのかどうかふうに思いますが、環境省、どうですか。

したがいまして、環境事業団といたしましてはP.C.B.処理施設につきましては、建物の設置、それから施設の設置等につきましては、今申し上げましたように、入札という形で厳格な審査を経て発注する対象の事業者を決めていくわけでござい

ますから、事業団が行つた例え玉野市の王子アルカディアリゾートホテルのように、多額の債務を抱えるおそれが出てくるという場合があると思う

ことがありますけれども、責任が負えますか。

○中川政府参考人 P.C.B.の廃棄物の建設譲渡事業につきましては、環境事業団におきまして、関係の都道府県と処理事業者となる廃棄物処理センターなどと十分協議をするとともに、立地を初めて施設の建設につきましては、地域住民の理解を得られるよう最大限の努力をした上で、地域住民の合意が得られることが確実な場合に事業に着手するということにいたしております。

御指摘のように、住民合意が行われずに事業が行き詰まつて財投の返済に支障を生じることがないうに、きちっと事前に地域住民の合意が得られるよう最大限の努力をするよう環境事業団を今後とも指導してまいりたいと考えております。

○藤木委員 「委員長退席、小林(守)委員長代理着席」 〔委員長退席、小林(守)委員長代理着席〕 その後も指導してまいりたいと考えております。

○藤木委員 それでも合意が得られない場合といふのはあり得るわけですね。

王子アルカディアリゾートホテルの失敗で、自然公園の複合公園施設の設置及びその譲渡事業というのは廃止するということになりましたけれども、P.C.B.処理事業の場合は、自然破壊だとかも借金だけで済むというような問題ではありません。

国民の健康と生命にかかる重大な問題だということを深く認識すべきだということを申し上げておきたいと思います。

そこで、事業団債券の発行等新たな資金調達方式の問題です。

○中川政府参考人 資金運用部を廃止して、公団、事業団等に財機関債の発行等の独自の資金調達を行わせるという財投改革は、私どもから見れば、財投を民主的に改革するものではないというふうに思います。結局、事實上解体に導こうとするものだろうといふふうに思われるわけです。個々の財投機関の必要性というのは、市場の評価で決めるべきではないと考えるからです。

さらに、財投計画の縮小で国会議決の範囲が縮

小され、巨額の財投債の発行は財政を一層危機に追いやる、そういうものではないでしょうか。また、自治体に対する債権を信託会社に信託して、その信託受益権を信託会社に譲渡するという方式は、自治体に対する債権を信託会社の商品に供する、小口販売をすると、いうものであつて、適切ではないと考えます。

いつの選択肢をとれるよう改止をお願いしていいわけでございまして、環境事業団の資金調達をこれからすべて財投機関債でやっていこうというものではありません。本当に必要な事業であれば、当然、国の信用で最も有利な条件によつて調達する財投債によつて調達した資金の貸付けを受けるということを今後とも考えていくべきでございます。

を受けまして、表書きには正式受け入れ表明ではないとしながらも、設置場所を鬱離大橋北側埋立地、このように示しまして、具体的な処理施設建設へ向けての方策を進めております。

けでございますか

委員長代理退席、委員長着席して

さらに、建設譲渡事業の回収金は財投借入の返済に充当すべきものでございまして、新たな事業債の担保にしたり、信託受益権として譲渡するならば、財投借入金の返済に支障が生ずる、そういうおそれがあるのでありますか。

まして、そういうふたことから、効率性の悪い手本ではないか、こういう批判がございました。したがいまして、特殊法人を効率化する、財投をスリム化していく、こういうことで、あらかじめ資金が流入する仕組みを改めまして、本当に必要な金額を財投債という国の信用で資金を調達する、こういう仕組みに改めたものでございます。

それから、確かに、建設譲渡事業等の資金の回収金が、これは当然、長期的に見れば、全部財投への返済に充てられてるわけでございますけれども、財投からの借り入れと、それから建設譲渡事業によりまして、地方公共団体に対する信用の供与の期間のずれがございます。したがつて、その間、金に色目はございませんので、部分的にはほかの資金繰りに回るということもございますけれども、決してこれが、いわゆる信託受益権の譲渡に際して、その受益権の行使に使われて返済に回らないとかいうことではございません。この信託受益権の譲渡というのは、あくまで財投機関債を発行する場合の一方式でございますので、今御指摘になりましたような問題はないというふうに考えております。

求めるようなことは全くされておりませんで、市にとつては今回の発表は寝耳に水ということです。このよきな、初めに設置ありきという状況で事業団がP.C.B.廃棄物処理事業を推進することはよくないことではないでしょうか。どうですか。

○岡澤政府参考人 P.C.B.処理施設の立地場所の問題でござりますけれども、私どもは、まず基本的な原則として、P.C.B.の処理施設は都市部に立地させる方が望ましいだろうというふうに思っています。これは、都市部の方がP.C.B.の廃棄物が集積しておりますし輸送の問題も少ない。また、地方へ持つていきますと迷惑の押しつけというふうなことも言われる可能性もござりますので、できるだけ都市部がいいだらうということで、御指摘の北九州市を含めて幾つかの自治体と内々御相談

ですから、確かに設置が決まつたわけでもない、おっしゃるわけですけれども、十二月十五日に北九州市に對して旧厚生省が、処理センターを北九州市に設立することを求める、こういう要請を行いましたね。二十日の大蔵省内不發表で、「プロジェクトを北九州市につくるという方針を明らかにしております。

この政府内示に當たつて、市長は、国の考えた詳しく述べ、安全性の確保等条件の検討をする、こういう見解を発表したわけですね。既に北九州市では、廃棄蛍光管とか医療廃棄物の処理施設設置の方針の策定が進められております。そのすべてについて市民の納得のいく説明すらなくして、一度たりとも住民、市民の意見を聞くこともないまま強行されている、ここが問題なんですよね。

によって選別していくことではございませんで、今後の財投改革におきまして、財投機関債の発行をまず検討してください、こうしたことになつてゐるわけでござりますけれども、財投機関債と申しますのは、これは当然公募で、政府保証なしで発行いたしますので、格付をとらなければなりませんが、どうなこともございまして、今はその努力を続けることによって法人の効率化が図られる、こういうことが目的でございます。

したがいまして、今回御提案している改正法におきましても、財投機関債の発行につきまして、いわゆるコーポレート型のほかにアセットバック方式という形での債券発行も可能になるようになつておりますけれども、これはあくまでそ

したけれども、それでも結局、自治体に対する債権を信託会社に信託して、その信託受益権を信託会社に譲渡するという方式はやはり適切ではないというふうに私は思いますね。

それでは、具体的な問題でお聞きをしたいのですが、国によるP.C.B処理を大義名分に住民合意を抑えて、強引に処理事業を推進する、そういう役割を果たすおそれがあるということです。さきの委員会でも議論をされました北九州市の処理事業の問題です。

事業団の最初の処理施設建設が予定されている北九州市では、住民の合意を得ておりません。安全部への不安から強い反対運動が起つております。北九州市長は、二月十六日の本法案閣議決定す。

談させていただいているわけではございません。その結果、ことしの二月に北九州市から、環境省が具体的な準備を開始することについて了解するというふうな回答がございまして、これは正式な受け入れ表明というわけではございません。北九州市の回答の中では、具体的な立地場所につきましても、今後諸条件を踏まえて選定するというふうにしておりまして、北九州市におきましては、安全性確保等を検討する検討会を設置して、検討会の意見、それから市民及び審議会の意見を踏まえて、再度、市としての意見を回答するふうになつて、それを最終的に待たなければならぬと思っております。したがいまして、現段階では、まず、市としての設置の考え方につきまして御検討されてい

そこで、P C B 廃棄物処理施設予定地に当たる若松区民に対し事前に意見を求める、そういう位置をとるべきだと思いますけれども、それはやりになりますか。

○岡選政府参考人　言うまでもなく、P C B 廃棄物の処理に当たって十分な安全性を確保するということは、極めて重大なことでござります。

事業団が処理事業を行うに当たっては、地方法体の意向も踏まえて、計画段階から積極的に報公開を行なう等できる限り透明性を確保することによりまして、周辺住民の理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

また、処理の実施に当たりましても、環境モタリングの実施、その結果の速やかな公表等情報公開を積極的に行なうことによりまして周辺住民

といった選択肢をとれるよう改止をお願いしているわけでございまして、環境事業団の資金調達をこれからすべて財投機関債でやっていくこういうものではもちろんございません。本当に必要な事業であれば、当然、国の信用で最も有利な条件に よって調達する財投債によって調達した資金の貸し付けを受けるということを今後とも考えているわけでございます。

それから、確かに建設譲渡事業等の資金の回収金が、これは当然、長期的に見れば、全部財投への返済に充てられているわけでございますけれども、財投からの借り入れと、それから建設譲渡事業によりまして、地方公共団体に対する信用の供与の期間のずれがございます。したがって、その間、金に色目はございませんので、部分的にはほかの資金繰りに回るということもございますけれども、決してこれが、いわゆる信託受益権の譲渡に際して、その受益権の行使に使われて返済に回らないとかいうことではございません。この信託受益権の譲渡というのは、あくまで財投機関債を発行する場合の一方式でございますので、今御指摘になりましたような問題はないというふうに考えております。

○藤木委員 随分丁寧にいろいろと御説明されましたが、それでも、それでも結局、自治体に対する債権を信託会社に信託して、その信託受益権を信託会社に譲渡するという方式はやはり適切ではないというふうに私は思いますね。

それでは、具体的な問題でお聞きをしたいのですが、国によるP.C.B廃棄物処理事業団が、強引に処理事業を推進する、そういう役割を果たすおそれがあるということです。さきの委員会でも議論をされました北九州市の処理事業団の問題です。

を受けまして、表向きには正式受け入れ表明ではないとながらも、設置場所を鬱離大橋北側埋立地、このように示しまして、具体的な処理施設建設へ向けての方策を進めております。

しかし、P.C.B.処理施設の立地場所を指定した上でP.C.B.の処理施設の内容を調査し、安全性を検討するというやり方は本末転倒ではないかと思ひます。今までの経過の中で市民の意思と意見を求めるようなことは全くされておりませんで、市民にとつては今回の発表は寝耳に水ということです。

このような、初めに設置ありきという状況で事業団がP.C.B.廃棄物処理事業を推進することはよろしくないことではないでしょうか。どうですか。

○岡澤政府参考人 P.C.B.処理施設の立地場所の問題でござりますけれども、私どもは、まず基本的な原則として、P.C.B.の処理施設は都市部に立地させる方が望ましいだろうというふうに思っています。これは、都市部の方がP.C.B.の廃棄物が集積しておりますし輸送の問題も少ない。また、地方へ持つていきますと迷惑の押しつけというふうなことも言われる可能性もございますので、できるだけ都市部がいいだろうということで、御指摘の北九州市を含めて幾つかの自治体と内々御相談させていただいているわけでございます。

その結果、ことしの二月に北九州市から、環境省が具体的な準備を開始することについて了解本を踏まえて、今後諸条件を踏まえて選定するふるというふうな回答がございまして、これは正なる受け入れ表明というわけではございません。

北九州市の回答の中では、具体的な立地場所につきましても、安全確認等を検討する検討会を設置して、検討会の意見、それから市民及び審議会の意見を見踏まえて、再度、市としての意見回答を

○藤木委員 それは私が申し上げようと思つていて、おつしやるわけですけれども、十二月十五日に北九州市に對して旧厚生省が、処理センターを北九州市に設立することを求める、こういう要請を行いましたね。二十日の大蔵省内不発表で、プロジェクトを北九州市につくるという方針を明らかにしております。

○岡田政府参考人 この政府内示に當たつて、市長は、国の考え方詳しく述べ、安全性の確保等条件の検討をする、こういう見解を発表したわけですね。既に北九州市では、廃棄蛍光管とか医療廃棄物の処理施設設置の方針の策定が進められております。そのすべてについて市民の納得のいく説明すらなくて、一度たりとも住民、市民の意見を聞くこともなままで強行されている、これが問題なんですよね。

そこで、P.C.B.廃棄物処理施設予定地に当たる若松区民に対しても意見を求める、そういう処置をとるべきだと思いますけれども、それはやりになりますか。

○岡田政府参考人 言うまでもなく、P.C.B.廃棄物の処理に當たつて十分な安全性を確保することは、極めて重大なことでござります。事業団が処理事業を行うに當たつては、地方自治体の意向も踏まえて、計画段階から積極的に報公開を行ふ等できる限り透明性を確保するこによりまして、周辺住民の理解を求めてまいり

理解を求めてまいりたいと考えております。

○藤木委員 それでは、七月に回答が示されるまでに若松区民の意見を聞くということになるんでしょうか。

○岡澤政府参考人 先ほど申し上げましたよ

うに、ただいま北九州市の中で、受け入れをするのか、あるいはその受け入れ条件などはどうな

か、場所はどうなのかというようなことを検討し

ておりますので、とりあえず北九州市の判断がど

うなるかを踏まえて私どもとしては考えたいと

思つております。

○藤木委員 ゼひ若松区民が納得できるよう意

見を聞いていただきたいということを申し上げて

おきたいと思ひますし、強引に進めないでいただきたいということを重ねて申し上げたいと思いま

す。

北九州市はカネミ油症事件の発祥の地でもあります。いまだに油症に苦しむ人々がおられるわけで、P.C.B.廃棄物を九州、四国、中国の広域から回収し、毎日何トンという大量の処理をすることがあります。しかし、P.C.B.廃棄物は現在まで三十年近く回収、保管が義務づけられて、特別管理制度として保管基準にはP.C.B.廃棄物だけの基準が追加されていますけれども、収集・運搬基準は、他の特別管理廃棄物と同様の一般的な基準しか規定されておりません。ですから、現行のP.C.B.の収集・運搬基準では、事業団が広域から安全に回収して処理できるかどうかということも極めて疑問です。現行の収集・運搬基準は早急に抜本的に見直していただきたい、これは大臣にぜひお願いをしたいと思います。

P.C.B.油の分解処理技術の評価はされているよ

うですけれども、実際の実用化に当たっては管理運営での安全性の確保が必要ですし、技術が評価

されているのはたしかに日量五キログラム程度のことでありまして、実用化では日量五トンの処理を行うということになりますから、その安全性が確保できないと大変危険になると考えます。その事業団の処理方法が今の段階で決まって

いなくて、これから北九州市の安全性検討委員会の意見も聞きながら検討していくということになつているわけです。

しかし、事業団が直接に分解処理を行うという

のであれば、こういう分解方法で、このよう安

全性を確保してやるから北九州市での設置をお願

いしたいというのが本来の筋だと思うのですが、

そうはなつてない。まさに北九州市頼りとい

うのが、実は、先ほども申しましたが、二十六年小

さくがでしようか。

○川口国務大臣 この法律案を成立させていただ

きましたらば、速やかに環境事業団に、P.C.B.の

処理法の検討を含めまして、具体的な準備に入っ

ていいということを了解するという北九州市のお

話がございましたので、具体的な準備を環境事業

団に開始させるということにいたしております。

具体的には、環境事業団に専門家の委員会を設置

いたしまして、採用する技術の選定や安全性の評

価を行なうことにしております。

それから、北九州市では、北九州市P.C.B.処理

安全性検討委員会というものがございまして、そ

こにおいて安全性の確保を検討するということ

で環境省に要請がございましたので、環境事業

団において処理方法を検討する際には、当然にこ

れを踏まえて検討させていただくことになるとい

うふうに考えております。

処理の主体となる環境事業団におきまして、北

九州市の意向を踏まえて、適切な処理方法につい

ての検討を行うということになるわけでございま

すけれども、環境省といたしましても、事業団が

適切に準備を進めよう十分に指導監督に努め

てまいりたいと存じます。

○五島委員長 藤木さん、時間が終わつております。

○藤木委員 はい、終わりますので。もう要望だ

住民の協力が得られないまま進めないこと、安全性が確保できないまま強引に進めるということだけはくれぐれもされないように厳しく申し上げて、終わらせていただきます。

○五島委員長 阿部知子さん。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子と申します。

私は、本来、環境委員会所属ではございませんが、実は、先ほども申しましたが、二十六年間小児科の医者をやっておりまして、あわせて、いろいろなこうした化学物質の人体への影響、臨床医学というものに従事してまいりました立場から、

今般のこの法案について実は非常に危惧を持つ

おりまして、あえて私どもの原委員並びに金子委員の好意で、私のこの時間を差しかえていただき

ました。

そして、きょう、私の質問でこの委員会が終わ

り、採決に移るものと思いますが、ぜひとも川口

大臣には、もう一度原点に立ち返つての御答弁を

お願いいたします。

まず第一点、恐らく、このP.C.B.という問題が

我が国の政治の中で論じられますときに、午前中

そして午後も話題になつておりますカネミ油症

の患者さんたちは、いわば身も縮む思いでお聞き

になつてしているのではないかと私自身強く思いま

す。

そしてまた、先ほども、これから予定されてい

る環境事業団の当初の予定地が北九州市であり、

藤木委員の御質問にもございましたが、住民合意

の問題を重々に考慮されるようにという御指摘で

ございましたが、まず第一弾、川口環境大臣は、

この間、カネミ油症の患者さんたちに現実にお会

いになりましたでしょうか。

○川口国務大臣 お会いいたしておりません。

○阿部委員 やはり政治というのは、人間の生き

た思いと、それから、やはり納得、国民の安心、

安全という点にござりますから、会えどもこう

なるというものでもございませんけれども、やは

り今般の、まさにカネミ油症あり、それゆえに三

ました。そのこともかんがみた上でのお返事をい

ます。

私は、ずっと皆様の質問を承りながら、やはりこの法案は根本的な欠陥を持っています。どういうことかと申しますと、これは、P.C.B.の出口法案、いわゆる廃棄物となつてから以降の、あるいは廃棄物とされるべく保管されて以降の処理や安全性に関する法案でございます。しかししながら、既にカネミ油症もそうでございまして、先般のベルギーの食肉の汚染もいわば混入し、先般のベルギーの食肉の汚染もいわば混入という形で起つたP.C.B.禍でございます。あるいはまた、これは非意図的製造ないしは混入でございます。

ここで問題にされているのは、すべて意図的な製造、それから、それが保管、処分、廃棄に回つた、そこから始まつておりますと、先ほどの午前中の村田参考人のお話を中でも、実は、使用中か、リサイクルされてまた使用に回るものの、使用、保管、処分の間も境目があいまいでございまして、そこから始まつておりますと、先ほどの午前中の村田参考人のお話を中でも、実は、使用中か、リサイクルされてまた使用に回るものの、使用、保管、処分の間も境目があいまいでございまして、午後も話題になつておりますカネミ油症の患者さんたちは、いわば身も縮む思いでお聞きになつているのではないかと私自身強く思いました。

そしてまた、先ほども、これから予定されてい

る環境事業団の当初の予定地が北九州市であります。そこで問題は、P.C.B.対策特別法、これは私のつくった仮称でござります、としてより包括的な問題、廃棄の問題もあるというふうに立てば、本来この法案は、P.C.B.対策特別法、これは限つてこの法案を作成されたか。

これは何度も申しますが、カネミ油症の患者さんたちのP.C.B.は、これは混入したものでござります。そして、そうした事態がきっかけになりこの問題が国民にも提起され、政治の俎上にも上りました。そのこともかんがみた上でのお返事をい

ただきとうござります。

○川口国務大臣　P.C.B.廃棄物につきましては、今まで長い期間、処理の体制も整備ができなくて保管されたままになつていて、高濃度のP.C.B.を含む高压トランスですかコンデンサーが紛失、不明をいたしまして、環境の汚染が懸念されるということござりますので、この特別措置法案によりまして、P.C.B.廃棄物の保管、処分について必要な規制を行う、それとともに、処理のために必要な体制を整備するということで処理を推進する、そしてP.C.B.廃棄物による環境汚染を防止しようということでござります。

このP.C.B.廃棄物が長い期間保管をされたまま

に日本固有の語でございますので、この処理を推進するということが国際的な観点からも非常に重要だと考えております。

棄物処理法で、国際的に見ましてもかなり低いレベルまで分解をすると、いうことが義務づけられております。それから、これが意図的な排出であるか、あるいは非意図的な排出であるかということを問わず、水質汚濁防止法で排水の規制をいたしております。それから、P C B の処理や廃棄物の焼却に伴うコプラナ P C B の排出については、ダミオキシン類対策特別措置法で規制が実施をされているということでござります。

ということで、コプラナ P C B を含めまして、P C B の対策としては、既に環境への排出規制は講じられているということでございます。

ただ、その一方で、環境への影響が非常に大きい高濃度の P C B を含む高圧トランスですとかコスケンデンサーについては処理が進んでいないということでございまして、その処理を速やかに進めることができ大事であるというふうに考えておりま

製品につきましては、耐用年数を過ぎて廃棄物として保管されるということになりますして、順次処理をされていくことになるわけでござります。

したがいまして、ダイオキシン類対策特別措置法による規制措置、既にあるわけでござりますし、それと今回の特別措置法というのが両方相まって、P C B の環境への排出による汚染を総合的に防止することが可能だというふうに考えております。

○阿部委員 私の質問の趣旨をもう一度申します。お返事はもう結構ですから。

P C B 特別対策法として包括的に、特に使用中のものの使用停止期限も定めてつくるべきであるということと、混入時の対策もうたうべきであるというふうに受けとめていただければ幸いです。

そして、近くP O P s条約を我が国が批准する段になりますと、毒性の見直しということが、特にP C B は歴史がございまして、ダイオキシン類、コブラナP C B としての毒性換算をした場合に、現在の毒性のA D T では違ひが出てまいりだと思います。この毒性の見直しの計画について、申しあげございませんが、短日にお願いいたします。

○岩尾政府参考人 P C B の毒性評価については、厚生省が昭和四十七年に暫定的に決めた一日許容摂取量がござります。環境省としては、化学生物質の環境リスク評価を推進するために有害性の評価を実施しておりますが、現在のところ、この厚生省の定めた暫定的な基準を見直す必要があると判断できるだけのP C B 全体の毒性情報を把握していないことから、P C B を環境リスク評価の対象とする予定はございません。

なお、今後P C B の毒性等について知見の収集等に努め、新たな科学的知見が得られた場合には適切に対処してまいりたいと考えております。

○阿部委員 その点に関しては、本日の午前中の参考人の方どなたも述べておられましたけれども、P C B からジベンゾフランないしはコブラ

ナ P.C.B. が純粋に P.C.B. という形で分離されず、混入、一緒になつてゐるということも含めて、ぜひとも毒性の再検討は必要ですから、今の点は、これでやりますと時間が詰まつてしまりますので、環境省として、午前中の参考人の御意見をきちんと受けとめて対処していただきたいと思います。ここでそうしたことの一つ一つが詰められなければ、言葉で幾ら安心、安全と申しましても、ちつとも安全じゃないし、國民にとつては不安が増すということにもなつてしまります。

続いて、法案に戻させていただきますが、実はこの法案は、安全性をうたいながら、安全性の指標として何をチェックしていくか、何をモニターしていくかについては全く言及されておりません。

これも午前中の参考人の皆さんのお話をまとめますと、例えば土壤、大気、河川あるいは貝、ムラサキガイ等々、そうしたものをしてモニターする必要もあると私は受けとめましたが、しかし、これらも酒井参考人に伺いましたところ、我が国のそれらの汚染状況について現状のデータがない、私はマッピングがないというふうに確認いたしましたけれども、これも大変恐ろしいことでございます。基礎データがないところに処理がさらに加わり、いい方に向かうか悪い方に向かうかは、比較するデータがなければ結局は物が言えません。

この全国モニタリングの項目並びに体制について、所轄の官庁からこの法案に伴うお考えを伺いたいと思います。

○ 岩尾政府参考人 環境省では昭和四十九年から化学物質汚染実態調査を行つておりますが、P.C.B. については、昭和五十三年から生物モニタリング調査の一環として生物中の P.C.B. 濃度の調査を全国二十一の地点で実施しております。現在まで、魚のスズキそれからムラサキガイ、ウミネコなどを対象に調査を進めております。

○ 阿部委員 夫は私は神奈川の藤沢というところで選出されておりますが、この間大変騒がれております住原製作所のダイオキシンの流出事故に

伴つて、以降、住民の血液や母乳中濃度、あるいはまた上壤中、河川中もきちんと測るようになります。強い要望が住民から出でております。そして、何度も申し上げますが、今おっしゃったような指標だけではこの問題は大変に不十分でござります。兎実に毎年新たにわかつてくる毒性あるいは危険性について、十分な納得を住民から得ないと私は進められないという観点から、既にダイオキシン類で実施されているようなモニターもぜひともあわせて、確かにP.C.B.の方が相対としてはダイオキシンより毒性は低いと今のところ言われておりますが、これはモニターしてみないとわからない現実もございますので、あわせてモニタリング項目の増加を要求いたします。

引き続いて、カネミ油症を振り返りまして、健康被害ということについてもお伺いいたします。

カネミ油症は非常に独特な食品公害、いわゆるP.C.B.をこれほど大量に直に食べた例などほかにございませんので、患者さんたちも長年のP.C.B.禍に苦しんでおられます。先ほどのモニタリングの関連とあわせて申しますれば、例えばP.C.B.関連の処理工場で働く労働者の皆さん等々の健康被害のデータも、これは健康被害といふように判明しなくとも、健康検査状況の推移、例えば三十年たったならばかよりも発がん性が高かつたとか、十五年たったときに肝機能障害が多かったとか、そうしたこととは、実は私たちにとって未知の化学物質であるがゆえに、一つ一つが、その工場内で働く労働者の皆さん、そして不幸にも食べさせられてしまつたカネミの患者さんの健康調査も、そしてあわせて周辺住民の健康調査も非常に重要な一つ一つのデータとなると思います。

所轄の厚生省におきましては、健康モニタリングということをどのようにこの法案に伴つて、環境省の提案でございますが、お考えであるか。特に労働者、工場労働者と申しましようか、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○尾畠政府参考人　御質問は労働者ということです。ですが、想定しております御質問とは全く

く違った御質問で恐縮でございますが、厚生省といたしまして、私の立場から申し上げますと、カネミ油症の患者さんの研究を担当している部署でございます。

そういった立場からは、食品という観点からの研究なりをやっておりますけれども、今回の法案に絡みまして、厚生省として、今お聞きしましたP.C.B.の人体影響についてモニタリングするということについては議論をしたことがございませんし、この法案の通った後の全体の対応につきましては、一義的には環境省が御検討なさる事柄ではないか、そういうふうに承知しております。

○阿部委員 これは、例えば原発施設で働く労働者の方の問題もダイオキシン処理工場で働く労働者の問題も、今般、環境事業団がやるにしろ民営化されるにしろ、その現場で働く労働者の健康被害という観点からも、それは周辺住民を必ずや上回るものでございますから、厚生省として、健康管理の省庁としてそうした計画をぜひともお立ていただきますように、また法案については、私どもの党からも附帯でお願いするように取り計らつてございますので、あわせて御検討をよろしくお願いいたします。

そして、カネミ油症のことに関しましては、お答えを用意していただきましたようですが、あわせて再質問をさせていただきますが、実は、このカネミ油症と言われるケースにつきましては、午前中も申し上げましたが、当初は皮膚の症状、有害なものを食べたために体が排出しようとする皮膚の症状で露見、発覚いたしました。しかしながら、その後の三十数年、このP.C.B.が長きにわたり体内に残留するという特殊な毒物であつたがゆえに、午前中も申しましたが、肝臓が悪くなる、免疫系が侵され、がんができる、そして神経系にもおくれた影響が出る等々がございます。

きょう、私が大変御無理を申し上げまして、農水大臣に御出席をお願いしたいと申し上げましたが、かならずして、副大臣が御出席くださいましたので、副大臣にお聞きいたしますが、実は、

当時、皮膚症状を主に認定された患者さんたちが、その後の訴訟の経過で、一応国の責任なしと認められまして、一時金を国に払い戻すように命じられました。いろいろな事態の中で、十年間でゆっくりと返していいよということになりましたが、はてさて、患者さんたちは皆さん御高齢でありますし、あわせて慢性的障害に悩んでおられます。

そして、実は、現在のこの患者さんたちの治療費は出ておりません、カネミからは。なぜならば、当初の皮膚症状についての補償、治療費でございましたから、遷延性にどのような障害がくるかについては認識がなかつたゆえに医療費は出でない。老齢、医療にからなくてはならない、生活苦、その中でお金の返済の問題が起きております。

私はぜひとも、今般のP.C.B.法案がもしも成立するのであれば、高度な政治的な判断において、このことをきちんと、これは申しわけもなかつたし、やはり現在も苦しんでおられるという状況の中で、この仮払金の徴収という事態を担当の農水の方で検討し直していただきたい。

そして、もしそれが法的に不可能であれば、せめて医療費のお支払い、これは現実に患者さんたちは非常に苦しんでおられますので、これは道義的、人道的見地からもいわゆる人体実験、壮大な人体実験を起こした結果ですので、そのことをあわせて補償するようなことを、これを農水省でござります。

当時の薬物の毒性の認識では確かに責任を問われなかつたかもしませんが、三十数年を経てみて、もし裁判で争われば違う結果も出るやもしれない事態でございます。本当に、何かが起こつても、大丈夫、国が補償しますよということを言わぬ限り、実はP.C.B.の処理も進まないといふ、この当たり前のことを政治家が理解するかどうかで、国の中はいい向きにも悪い向きにも行くわけです。

○松岡副大臣 先生の御指摘の問題につきましては、経過につきましてはもう既に先生十分頭に、の副大臣に、そしてできれば川口大臣にお願いいたします。

によりまして、それぞれ個別に返還しやすい方法といったようなことでなされてきたわけでありまして、そして、いよいよ十月が期限である、このような今状況になつて、先生の御指摘でございます。

そこで、債権管理法におきましては、履行延期後十年を経過した後においても、無資力かつ弁済することができる見込みがないと認められた場合には債権を免除できる旨の規定があるわけであります。

○阿部委員 そのような認識では、恐らくこの法案を国民は安心して受け入れることができないと私は思っています。

理由は、何が起こるかわからない薬物であるから、例えば医療費等々について、これは国がまるで責任がなかつたかのように債権管理法というふうな言い方をされます。ある意味で国が関与し、食品公害から人体公害へと広がつた事態でござります。

当時の薬物の毒性の認識では確かに責任を問われなかつたかもしませんが、三十数年を経てみて、もし裁判で争われば違う結果も出るやもしれない事態でございます。本当に、何かが起こつても、大丈夫、国が補償しますよということを言わぬ限り、実はP.C.B.の処理も進まないといふ、この当たり前のことを政治家が理解するかどうかで、国の中はいい向きにも悪い向きにも行くわけです。

私は、P.C.B.は処理しなきゃいけないと思ってます。ただし、そのことにおいて、かつて被害を受けた方たちが生活苦に苦しめ、あわせて合併症に苦しんでいるときにお金の取り立てをしていたのでは、國民から見えるものは、随分非情な、片一方で機密費には何億も使いながら、こうしたことの患者さんの生存にかかるることで、こいつたいと思いますが、カネミ油症というのは、食品を要するに食べ物による健康被害の問題でございまして、環境省が担当いたしておりますのは、何かが環境に排出されて、その結果環境の汚染が

うことについて、省庁に分断されずに、もう一度政治家として皆さんお考えいただきたいと思います。では、川口大臣お願いいたします。

○尾崎政府参考人 環境大臣がお答えになる前に、医療費の関係について、若干私の方から御説明を申し上げます。

医療費につきましては、裁判が和解をされまして、この規定に基づきまして、その時点における個々人の状況に応じ、関係省庁と協議の上、適切に対処してまいりたい、これが私どもの立場でございます。

○阿部委員 そのような認識では、恐らくこの法案を国民は安心して受け入れることができないと私は思っています。

先生の御指摘は、認定患者さん以外のことをお話しでございましたが、そこについては、医療費は御自分で負担していただくという状況になつてゐるということござります。

○阿部委員 今せっかくお答えをいただきましたので、それについても申し添えたいのですが、当時の基準で認定したものであつて、認定という作業自身、例えば水俣病でもそうですが、遅発性にいろいろな症状があらわれることがございます。これも厚生省は経験で御存じですから、そのようないわば経験を学ばないことをおつしやらないで、いろいろな症状が出てくる、逆に、受診していただく一つ一つがデータでござりますから、そうした見地に立つて、医療費はむしろ出してでも、助成してでもデータ収集をさせていただくべきかで、国の中はいい向きにも悪い向きにも行くわけです。

私は、P.C.B.は処理しなきゃいけないと思ってます。ただし、そのことにおいて、かつて被害を受けた方たちが生活苦に苦しめ、あわせて合併症に苦しんでいるときにお金の取り立てをしていたのでは、國民から見えるものは、随分非情な、片一方で機密費には何億も使いながら、こうしたことの患者さんの生存にかかるることで、こいつたいと思いますが、カネミ油症というのは、食品を要するに食べ物による健康被害の問題でございまして、環境省が担当いたしておりますのは、何かが環境に排出されて、その結果環境の汚染が

生じるといった問題については環境省が担当いたしているということです。しかし、環境省にそういうことでもござりますけれども、そのおつしやつたような有害な物質について問題が生じたということは非常に重い問題であると思っておりました。環境省といたしましては、環境にそういうふうな有害な化学物質が出て、それによって環境の汚染が起こることがないように全力で取り組みたいと思つております。

○阿部委員 今いみじくも川口大臣の御答弁にありましたように、国民的に理解しづらい。当たり前です。国民は、ここからこの分が環境省の責任、ここからこれが厚生省の責任、ここからここが通産省の責任というふうに、自分に起つた健康被害を分けて考えることはできないわけです。トータルに人間としてこれは全部受けとめなければならないわけですね。

そして、私が冒頭申し上げましたのは、だからこそ、本法案は、いわばP.C.B特別対策法として包括的に、各省庁の垣根を超えて立案されるべきであつたろうと私は考えております。そこが、国民的理解が低いからではなくて、国民は一個の分解されない人間として生きているからだと私は思つております。

この環境事業団が行つ場合と、これまでの民間が処理していく場合と、何がどのように違つてくるかということを午前中も私は参考人の方にお伺いいたしましたが、キーワードは情報公開であろうということになりました。

本日、たまたま午前中の報道で、いわゆる核燃、昔の動燃でございますね、の不祥事の発表がございましたが、実は私は、動燃時代の事故の後、ジャー・シー・オーと動燃に視察に参りました。そのときに動燃という機構、当時もう核燃料を変えておりましたが、いかに情報公開を済む團体であったか。私が議員として行ってすら必要な情報をお出しにならない。そして、周辺住民は、特にジャー・シー・オーの事故の周辺住民

は、自分に起きた健康被害が、これはあのときの原子弹発電の漏れの影響ではないかというふうにいたしましては、環境にそういうふうにいたしました。環境に損害が生じたことを非常に危惧しておられたのを今も鮮明に覚えております。

そうなりますと、逆に、環境事業団ということを行つた場合に、より住民への情報公開、住民参加を促進させるものを担保させるものは何であるか。私はまた、コストの点からも特殊法人方式でやることには賛成いたしませんが、それをさておいたとしても、なぜ環境事業団でやつた場合の方が、住民参加、住民公開、住民合意が担保されるのか、この一点について川口大臣のお答えをいただきまして、最後の質問にいたします。

○川口國務大臣 環境事業団でこのP.C.B廃棄物の処理をしなければいけないと私どもが考える理由といいますのは、過去三十年間、P.C.B廃棄物が処理が進まないままに保管をされて、その過程で紛失あるいは行方不明になつて環境汚染につながつていつたということからでございます。

それがなぜそうなつたかといいますと、排出者責任の原則に基づいて民間企業あるいは保管をしていところがそれをやろうとした場合に、地元の方の理解が得られなかつたということです。それがなぜそうなつたかといいますと、情報公開が適切になされなければ、環境事業団としては地元の住民の方の理解や協力が得られない。また、そのことから、この事業を適正に推進していくことも難しくなるということです。まさにこの事業を進めていくために情報の公開をきちんとやるということが必要でございまして、まさにこの事業を進めることは難しかろうと

○阿部委員 最後に申し上げさせていただきます。その方がコストにもよろしいでしようし、この環境事業団の方式は、官、民の垣根をさらに高くし、住民と官との垣根も高くするものと理解しております。そして、本当にうまくいくかどうかは、この川口大臣たちのお出しになつた法案、北九州市で一例目が施工されるやもしれないということで、その現実の成果を拝見したいと思います。ありがとうございました。

○五島委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○五島委員長 この際、内閣提出、環境事業団法の一部を改正する法律案に対し、近藤昭一君から、民主党・無所属クラブ提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。近藤昭一君。

環境事業団法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○近藤昭一委員 近藤昭一でございます。修正案についての趣旨説明を行わせていただきます。

ただいま議題となりました環境事業団法改正案に対する修正案について、その理由並びに趣旨を御説明申し上げます。

特殊法人の行う事業については、真に政府でしか行うことができないような非常に限定的な事業について、地方自治体や民間の活力を活用し、その結果、効率的にこれを行つべきであることは、だれもが納得するところであると思われます。

環境事業団についても、公害を防止するという観点やさまざまな観点から建設譲渡事業を行つてきたところであります。このような建設譲渡事業が設けられました経緯や背景は否定するものではなく、さまざまな実績を重ねながら公害防止に役立つてきました。このように、民間主導で行つた場合には、より住民への情報公開、住民参加を促進させるものを担保させるものは何であるか。私はまた、コストの点からも特殊法人方式でやることには賛成いたしませんが、それをさておいたとしても、なぜ環境事業団でやつた場合の方が、住民参加、住民公開、住民合意が担保されるのか、この一点について川口大臣のお答えをいたしました。

○川口國務大臣 環境事業団の行う建設譲渡事業は、現在に至つては地方自治体や民間でも十分に行つておられます。そこで、その現実の成果を拝見したいと思います。その方がコストにもよろしいでしようし、この環境事業団の方式は、官、民の垣根をさらに高くし、住民と官との垣根も高くするものと理解しております。そして、本当にうまくいくかどうかは、この川口大臣たちのお出しになつた法案、北九州市で一例目が施工されるやもしれないということで、その現実の成果を拝見したいと思います。ありがとうございました。

○五島委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○五島委員長 この際、内閣提出、環境事業団法の一部を改正する法律案に対し、近藤昭一君から、民主党・無所属クラブ提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。近藤昭一君。

環境事業団法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

また、環境事業団が建設譲渡事業を行つて地方自治体に譲渡した場合、地方自治体は地方債の発行を逃れるために事業団に事業を発注しているケースもあるという話を聞きます。単なる借金隠しの譲渡事業も多いという指摘であります。

私たちも、このようないくつかの特殊法人のむだな事業は削り、真に必要なP.C.B処理事業や地球環境基金などに限定するなどの措置が不可欠であると考えております。

そこで、修正案の趣旨であります、環境事業団の業務のうち、集団設置建物建設譲渡事業、共同福利施設建設譲渡事業、大気汚染対策緑地建設

讓渡事業、地球温暖化対策緑地建設讓渡事業及び産業廃棄物処理施設・一体緑地建設讓渡事業はこれを廃止し、それに伴う経過措置を規定したところであります。

国民の税金を効率的に使う上で、必要不可欠な

修正であるとだれもが納得していただけるものと確信しておりますので、御賛同のほど、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○五島委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○五島委員長 これより内閣提出、環境事業団法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

○五島委員長 これより内閣提出、環境事業団法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

○五島委員長 申し出がありますので、これを許します。

○小林(守)委員

ただいま議題となりました、政府提出、環境事業団法の一部を改正する法律案並びに民主党・無所属クラブ提出、環境事業団法改正案に対する修正案について、民主党・無所属クラブを代表して、環境事業団法改正案に対する修正案には賛成、修正部分を除いた環境事業団法改

正案には反対の立場から討論をいたします。

P.C.B.廃棄物の処理は、製造、輸入、使用が原

則的に禁止された昭和四十九年以降、早急に行うべき課題とされてきながら、現実には、液状P.C.

B五千五百トンを焼却処理しただけで、長期間保

管がされ続けてきたものであります。この間に、

保管中のP.C.B.が紛失するなどの問題が数多く生

じたにもかかわらず、政府

とりわけ旧通産省

は、処理に対して国が保証を行い処理を行わせる

などの有効な対策を施すことなく、いたずらに時

間を浪費し、処理施設の建設も行なうことができないまま現在まで至つてしましました。ます、この

責任を明確に位置づけるべきであります。ただし、P.C.B.廃棄物の処理を早期に行なうべきとの今回の施策については、地球規模で広がっているP.C.B.汚染の影響を考えるとき、日本の果すべき責務として、できるだけ短期間に、環境へ

の影響を最小限として行なるべき措置であることは言うまでもないことであります。

また、その処理を、国が責任を持って行なうとの理由から、特殊法人である環境事業団がこれを行なうということは、特殊法人の業務としては、真に

國でなければ行なうことができない事業であるものとしてやむを得ないものと私たちも考えておりま

す。

しかし、その際には、環境事業団の行なってきた

事業を精査し、民間や地方自治体などで行なうこと

が十分に可能な事業については、きちんと廃止を

するということがあわせて行なわなければなりません。

ところが、今回の環境事業団法の改正は、悪名高い自然公園の施設設置・讓渡事業を削除しただけで、他の事業は延命させるなど、極めて不十分な内容となつております。他の建設讓渡事業につても、特殊法人が行なわなければならない理由は、現在では何もないのです。地方自治体や、廃棄物などは廃棄物処理センターで行なう方が地域の事情にも詳しく、効率的な対応ができるはずであります。

また、環境事業団が建設讓渡事業を行なつて地方自治体に譲渡した場合、地方自治体は地方債の発行を逃れるために事業団に事業を発注しているケースもあるとの話もあり、単なる借金隠しの譲りです。

また、環境事業団が建設讓渡事業を行なつて地方

内閣提出、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正化

處理の推進に関する特別措置法案について採決いたします。

○五島委員長 これより採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五島委員長 起立、総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○五島委員長 次に、内閣提出、環境事業団法の一部を改正する法律案及びこれに対する近藤昭一君提出の修正案について採決いたします。

○五島委員長 まず、近藤昭一君提出の修正案について採決いたします。

○五島委員長 本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五島委員長 本修正案に賛成の諸君の起立を求めました。

○五島委員長 次に、原案について採決いたします。

○五島委員長 環境事業団法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

○五島委員長 起立少數。よつて、本修正案は否決されました。

○五島委員長 〔賛成者起立〕

○五島委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○五島委員長 この際、ただいま議決いたしました

た両法律案に対し、それぞれ附帯決議を付すべし

との動議が提出されております。

まず、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正化

處理の推進に関する特別措置法案に対し、山本公一君

な、環境事業団に対する抜本的な見直しを行なわないままに、P.C.B.廃棄物の処理事業を追加し、環境事業団の焼け太りを許す原案に対しては、到底賛成することができないということを申し上げて、私の討論を終わります。

委員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○五島委員長 これにて討論は終局いたしました。

○五島委員長 これまで議決されましたボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正化処理の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議案につき、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由

党、日本共産党及び社会民主党・市民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

○樋高委員 私は、ただいま議決されましたボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正化処理の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議案につき、樋高剛君。

○樋高委員 これは、ただいま議決されましたボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正化処理の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議案につき、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由

党、日本共産党及び社会民主党・市民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

○樋高委員 本件は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 環境大臣はボリ塩化ビフェニル(以下「P.C.B.」といふ)廃棄物処理について、期間内における処分が適正かつ的確に達成されるよう努めること。

二 P.C.B.廃棄物の地球環境への重大な悪影響にかんがみ、海洋哺乳類をはじめとする世界の野生生物(生物多様性)の保護に努めるこ

と。

三 P.C.B.廃棄物の処理事業の実施に当たつては、これまで立地が進まなかつた経緯を踏まえ、リスクコミュニケーションを通じて施設周辺の住民等から処理事業について十分な理解を得るよう、処理事業者を指導すること。

四 P.C.B.廃棄物処理施設の設置に当たつては、施設の設置及び維持管理に関するコストの抑制に十分に配慮すること。

五 P.C.B.廃棄物処理の実施に当たつては、安全性を十分に確保するとともに、処理施設の運転状況や周辺環境への影響等について調査を実施し、得られた情報の積極的な公開を進めるとともに、労働者や周辺住民の健康管理

に留意すること。

六 P C B 廃棄物の収集、運搬に際しては、廃コンデンサ等の耐久性を含め安全性が確保されるよう細心の注意を払うこと。また、P C B 廃棄物運搬中の事故等により、万が一P C B が漏れた場合等についての対策や対応について十分検討を行うこと。

七 現在までP C B 廃棄物の処理が十分になされず、不明・紛失のP C B 廃棄物について、早急に調査を行い、的確な対応を行うこと。

八 環境大臣は、都道府県が行うP C B 使用製品の使用状況の把握とその早期処分の促進が図られるよう努めること。また、P C B 廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するため、P C B 廃棄物等に係る情報を国民に広く周知するよう努めること。

九 P C B 以外の製造が中止された有害化学物質に係る廃棄物について実態調査を行うとともに、適正な処理の推進、拡散の防止等、必要な措置を速やかに講ずること。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○五島委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○五島委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

次に、環境事業団法の一部を改正する法律案に對し、山本公一君外二名から、自由民主党、公明党及び自由党の三会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。青山二三さん。

○青山(二)委員 私は、ただいま議決されました環境事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、公明党及び自由党

を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

〔賛成者起立〕
○五島委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○川口国務大臣 ただいま御決議ございました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしますとして、政府から発言を求められておりま

すので、これを許します。川口環境大臣。

○川口国務大臣 ただいま御決議ございました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしますとして、政府から発言を求められておりま

すので、これを許します。

を第十三号とし、第八号から第十号までを「号

づつ繰り下げ、第七号を削り、同項第六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物」以下この号並びに第三十五条第一項第五号及び第六号において「廃棄物」といふ。」を「廃棄物」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える」を「第一号及び第二号を次のように改める」に改める。

第十八条第一項の改正規定のうちに同項第六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下に「昭和四十五年法律第二百三十七号」を加え、「第八号」を「第三号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第七号を同項第二号とする。

第十八条第二項の改正規定の前に次のように加えれる。

第十八条第一項第三号から第五号までを削り、同項第六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下に「廃棄物」という。「」を「廃棄物」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第四号とし、同項第九号から同項第十一号までを四号ずつ繰り上げる。

第十八条第二項の改正規定中「前条第一項第五号から第七号まで」を「前条第一項第五号から第七号まで」に改める。

第二十一条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第十九条の改正規定中「前条第一項第五号から第七号まで」を「前条第一項第五号から第七号まで」に改める。

第二十二条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第二十三条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第二十四条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第二十五条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第二十六条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第二十七条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第二十八条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第二十九条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第三十条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第三十一条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第三十二条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第三十三条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第三十四条第一項の改正規定中「第十八条第一項第一号から第六号まで」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

の三、第一項の規定は、この法律の施行後も、な
おその効力を有する。

（租税特別措置法の一部改正）

第七条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二
十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項第十二号及び第六十五
条の四第一項第十二号中「工場又は事業場の集
團化に必要な建物その他の」を削る。

第七十一条の四第一項第二号中「第十八条第
一項第一号又は」を削る。

第七十八条の三第二項中「第十八条第一項第
一号の建物とともに譲渡を受けたその建物の敷
地の用に供されている土地又は同法を削り、
「同法第十八条第一項第一号又は同法附則第十
八条」を「同条」に改める。

（租税特別措置法の一改正に伴う経過措置）
第八条 前条の規定による改正前の租税特別措置
法（以下「旧租税特別措置法」という。）第三十四
条の二第一項に規定する個人の有する土地等が
環境事業団が行う工場又は事業場の集團化に必
要な建物の用に供するため買い取られる場合
に課する所得税については、同条の規定は、こ
の法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規
定する法人の有する土地等が環境事業団が行う
工場又は事業場の集團化に必要な建物の用に供
するために買い取られる場合に課する法人税に
ついては、同条の規定は、この法律の施行後
も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前に環境事業団から旧環境事
業団法第十八条第一項第一号に規定する業務に
よる譲渡の対価の額を賦税の方法により支払う
こととして土地等を取得した場合における当該
土地等に課する地価税については、なお從前
の例による。

4 環境事業団から附則第二条の規定によりな
その効力を有することとされた旧環境事業団法
第十八条第一項第一号に規定する業務による譲
渡の対価の額を賦税の方法により支払うことと
される。

して土地等を取得した場合における当該土地等
に課する地価税については、旧租税特別措置法

に課する地価税については、旧租税特別措置法
第七十二条の四第一項の規定は、この法律の施
行後も、なおその効力を有する。

業団法第十八条第一項第一号の建物とともに譲
渡を受けたその建物の敷地の用に供されている
土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税に
ついては、なお從前の例による。

6 環境事業団から附則第二条の規定によりなお
その効力を有することとされた旧環境事業団法
第十八条第一項第一号の建物とともに譲渡を受
けたその建物の敷地の用に供されている土地の
所有権の移転の登記に係る登録免許税について
は、旧租税特別措置法第七十八条の三第二項の
規定は、この法律の施行後も、なおその効力を
有する。

（公害防止事業費事業者負担法の一部改正）
第九条 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十
五年法律第二百三十三号）の一部を次のように改
正する。

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とす
る。

（公害防止事業費事業者負担法の一部改正）
第九条 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十
五年法律第二百三十三号）の一部を次のように改
正する。

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とす
る。

第二条 改正前の環境事業団法（以下「旧環境事業
団法」という。）第十八条第一項第一号から第五
号までの業務及びこれに附帯する業務でこの法
律の施行前に開始されたものについては、同条
並びに旧環境事業団法第二十二条第一項及び第
三十五条第一項の規定は、平成十六年三月三十
一日までの間、なおその効力を有する。この場
合における改正後の環境事業団法第四十七条の
規定の適用については、同条第三号中「第十八
条」とあるのは、「第十八条及び環境事業団法の
一部を改正する法律（平成十三年法律第
二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有
することとされた同法による改正前の第十八
条」とする。

附則第二条を附則第三条とし、附則第一条の次
に次の二条を加える。

（経過措置）
第二条 改正前の環境事業団法（以下「旧環境事業
団法」という。）第十八条第一項第一号から第五
号までの業務及びこれに附帯する業務でこの法
律の施行前に開始されたものについては、同条
並びに旧環境事業団法第二十二条第一項及び第
三十五条第一項の規定は、平成十六年三月三十
一日までの間、なおその効力を有する。この場
合における改正後の環境事業団法第四十七条の
規定の適用については、同条第三号中「第十八
条」とあるのは、「第十八条及び環境事業団法の
一部を改正する法律（平成十三年法律第
二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有
することとされた同法による改正前の第十八
条」とする。

第十条 附則第二条の規定によりなおその効力を
有することとされた旧環境事業団法第十八条第
二項第二号の規定に基づき環境事業団が設置す
る施設の譲受けについては、前条の規定による
改正前の公害防止事業費事業者負担法（以下「旧
公害防止事業費事業者負担法」という。）第二条
の規定は、この法律の施行後も、なおそ
の効力を有する。

2 地方公共団体が行う公害防止事業のうち、附
則第二条の規定によりなおその効力を有するこ
ととされた旧環境事業団法第十八条第一項第二
号の規定に基づき環境事業団が設置する施設の
規定によりなおその効力を有する。

平成十三年四月十七日印刷

平成十三年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者

財務省印刷局

D